



目次	ページ
告示 ○共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め	(漁業管理課) 1

告 示

高知県告示第386号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区（区画漁業権及び定置漁業権にあっては、地元地区）を次のとおり定めた。

平成25年5月31日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、関係地区（区画漁業権及び定置漁業権にあっては、地元地区）並びに制限又は条件

◎共同漁業権（685件）

〔第一種共同漁業〕

（東部海区関係）

1 公示番号 共第1,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界

基点乙 高知・徳島界二子島

基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び乙から真方位129度20分の線以南並びに丙から磁針方位110度0分の線に至る海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに葛島及び二子島の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
-------	-------

第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
---------	--------------------

せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで
に漁業	
(3) 関係地区	
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見	
(4) 制限又は条件	なし
2 公示番号 共第1,002号	
(1) 漁場の位置及び区域	
ア 漁場の位置	安芸郡東洋町野根地先
イ 漁場の区域	
点の位置	
基点甲	安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点
基点乙	安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	
(2) 漁業の種類及び時期	
漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	
第一種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで
に漁業	
(3) 関係地区	
室戸市のうち佐喜浜町	
(4) 制限又は条件	なし
4 公示番号 共第1,004号	
(1) 漁場の位置及び区域	
ア 漁場の位置	室戸市室戸岬町椎名地先
イ 漁場の区域	

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

(3) 関係地区	安芸郡東洋町のうち野根
(4) 制限又は条件	なし
3 公示番号 共第1,003号	
(1) 漁場の位置及び区域	
ア 漁場の位置	室戸市佐喜浜町地先
イ 漁場の区域	
点の位置	
基点甲	安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点
基点乙	室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位115度0分の線及び乙から磁針方位112度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。	
(2) 漁業の種類及び時期	
漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	
第一種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで
に漁業	
(3) 関係地区	
室戸市のうち佐喜浜町	
(4) 制限又は条件	なし
4 公示番号 共第1,004号	
(1) 漁場の位置及び区域	
ア 漁場の位置	室戸市室戸岬町椎名地先
イ 漁場の区域	

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
なごう漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	
第一種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで
に漁業	

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件

なし

5 公示番号 共第1,005号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮

時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
なごう漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	
第一種共同漁業	う 1月1日から12月31日まで
に漁業	

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件

なし

6 公示番号 共第1,006号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子澗共同漁業権境界基点

甲から磁針方位106度0分の線及び乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで

わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで

こぶし漁業

第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで

ざえ漁業

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで

なごう漁業

第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで

んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ぶ 1月1日から9月30日まで

のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで

り漁業

第一種共同漁業 う 1月1日から12月31日まで

に漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町高岡

(4) 制限又は条件

なし

7 公示番号 共第1,007号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町上子澗から同市室戸岬町横ごこまでの間の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子澗共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市室戸岬町室戸岬横ごこ共同漁業権境界基点

甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
なごう漁業	

第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町高岡、大坊屋敷、坂本、宮の前、
 中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、
 菜生及び耳崎
 (4) 制限又は条件
 なし
 8 公示番号 共第1,008号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町横ごこから同市室戸岬町
 水尻摺鉢岩までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町室戸岬横ごこ共同漁業権境
 界基点
 基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界
 基点
 甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
なごう漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

 (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、
 東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及
 び耳崎
 (4) 制限又は条件
 なし

なし
 9 公示番号 共第1,009号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町耳崎地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界
 基点
 基点乙 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基
 点
 甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

 (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家並びに室戸岬町大坊
 屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上
 町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
 (4) 制限又は条件
 なし
 10 公示番号 共第1,010号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津から同市元までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町・室津界共同漁業権境界基
 点
 基点乙 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位260
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

し、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	と 3月1日から8月31日まで
さかのり漁業	

 (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
 (4) 制限又は条件
 なし
 11 公示番号 共第1,011号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市吉良川町地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点
 基点乙 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界
 基点
 甲から磁針方位260度0分の線及び乙から磁針方位240
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

- (3) 関係地区
室戸市のうち吉良川町
- (4) 制限又は条件
なし
- 12 公示番号 共第1,012号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市吉良川町・羽根町界から同市羽根町水道尻までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市羽根町水道尻共同漁業権境界基点
甲から磁針方位240度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち羽根町
- (4) 制限又は条件
なし
- 13 公示番号 共第1,013号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市羽根町羽根岬麓岩共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市羽根町羽根岬大岩

- 甲から磁針方位214度30分の線及び乙から磁針方位270度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち羽根町
- (4) 制限又は条件
なし
- 14 公示番号 共第1,014号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市羽根町羽根岬大岩
基点乙 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点
甲から磁針方位270度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで

- んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川
- (4) 制限又は条件
なし
- 15 公示番号 共第1,015号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町須賀谷から同町六本松までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点
基点乙 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡
甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 16 公示番号 共第1,016号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町奈半利港地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町奈半利港東防波堤基部
基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

(3) 関係地区

安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。

(4) 制限又は条件

なし

17 公示番号 共第1,017号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡安田町安田地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡安田町・田野町界共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜大碇

甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
き漁業	

(3) 関係地区

安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

なし

18 公示番号 共第1,018号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡安田町唐ノ浜灯台

基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号

甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	

(3) 関係地区

安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

なし

19 公示番号 共第1,019号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市下山地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市下山県漁場基点第35号

基点乙 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
き漁業	

(3) 関係地区

安芸市のうち下山

(4) 制限又は条件

なし

20 公示番号 共第1,020号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市西浜地先(地の磯)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市西浜安芸港東防波堤漁場基点

基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4

ア 甲から乙を見通した線から左に103度15分の線と乙から甲を見通した線から右に17度4分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に77度55分の線と乙から甲を見通した線から右に17度20分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に85度56分の線と乙から甲を見通した線から右に9度27分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に119度10分の線と乙から甲を見通した線から右に10度4分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平

(4) 制限又は条件

なし

21 公示番号 共第1,021号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市西浜地先(沖の磯)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市西浜安芸港東防波堤漁場基点

基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4

ア 甲から乙を見通した線から左に104度3分の線と乙から甲を見通した線から右に40度2分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に111度37分の線と乙から甲を見通した線から右に30度42分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に90度3分の線と乙から甲を見通した線から右に32度11分

の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に90度52分の線と乙から甲を見通した線から右に42度58分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平

(4) 制限又は条件

なし

22 公示番号 共第1,022号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市穴内大平県漁場基点

基点乙 安芸市穴内八丁の下県漁場基点

甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	

第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内

(4) 制限又は条件

なし

23 公示番号 共第1,023号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市穴内八流地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市穴内八流共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	
第一種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
き漁業	

(3) 関係地区

安芸市のうち穴内

(4) 制限又は条件

なし

24 公示番号 共第1,024号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市赤野八流地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市赤野赤野川尻左岸赤岩

甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業	

(3) 関係地区

安芸市のうち赤野

安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件

なし

25 公示番号 共第1,025号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡芸西村長谷寄から同村納屋谷までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡芸西村長谷寄穴濬県漁場基点第42号

基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業

(3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件
なし

(中部海区関係)

26 公示番号 共第1,026号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基
点
基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権
境界基点
基点丙 香南市夜須町手結崎灯台
基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸濶県漁場基点
ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の
線上丁から507メートルの点
イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の
線上丁から448メートルの点
ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の
線上丁から678メートルの点
エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の
線上丁から811メートルの点
オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の
線上丁から898メートルの点
カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の
線上乙から1,066メートルの点
キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の
線上乙から581メートルの点
ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の
線上乙から487メートルの点
ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メ
ートルの点
甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202
度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮

時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、次に掲げる区域を除く。
(ア) 区画漁業権の漁場区域
(イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心と
する半径275メートルの円弧)、ウエ、エオ、オ
カ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大
高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業
第一種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
まぐり漁業
第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
いご漁業

(3) 関係地区
香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
なし

27 公示番号 共第1,027号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市香我美町岸本地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権
境界基点
基点乙 平成18年3月1日の合併前の香我美町328
-42番地先漁場基点
甲から磁針方位202度30分の線及び乙から真方位184度
10分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の
海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、

区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
いご漁業

(3) 関係地区
香南市のうち香我美町岸本

(4) 制限又は条件
なし

28 公示番号 共第1,028号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町及び吉川町の一部の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権
境界基点
基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界
基点
基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱
甲から磁針方位187度30分の線及び乙から丙を見通し
た線から左に90度0分の線により区切られた海域中甲乙
間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至
る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
いご漁業

(3) 関係地区
香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
なし

29 公示番号 共第1,029号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市吉川町地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界
基点
基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱
基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東に327
メートルの点
甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙か
ら磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙
間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至
る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち吉川町

(4) 制限又は条件
 なし

30 公示番号 共第1,030号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市久枝地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点
 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱
 基点丙 南国市久枝・香南市吉川界から東に327メートルの点
 基点丁 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点
 丙から磁針方位180度0分の線及び丁から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち久枝

(4) 制限又は条件
 なし

31 公示番号 共第1,031号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市前浜及び久枝の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市下島・久枝界共同漁業権境界基点
 基点乙 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで

いご漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち前浜及び下島

(4) 制限又は条件
 なし

32 公示番号 共第1,032号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市浜改田の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点
 基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号
 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち浜改田

(4) 制限又は条件
 なし

33 公示番号 共第1,033号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市及び高知市仁井田の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位167度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち十市

(4) 制限又は条件
 なし

34 公示番号 共第1,034号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市十市園芸組合下堤防基点
 基点乙 南国市十市丸山堤防基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に69度12分の線と乙から甲を見通した線から右に76度22分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に50度45分の線と乙から甲を見通した線から右に95度24分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に46度47分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に56度36分の線と乙から甲を見通した線から右に72度35分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち十市

(4) 制限又は条件
 なし

35 公示番号 共第1,035号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市仁井田地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
 甲から磁針方位167度の線及び乙から真方位162度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画

- 漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち仁井田及び種崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 36 公示番号 共第1,036号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点
 甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち浦戸
- (4) 制限又は条件
 なし
- 37 公示番号 共第1,037号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸及び長浜の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点
 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位166度30分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで

- いご漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち浦戸及び長浜
- (4) 制限又は条件
 なし
- 38 公示番号 共第1,038号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市春野町地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点
 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
 第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
 いご漁業
 第一種共同漁業 そ 1月1日から12月31日まで
 で貝漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち春野町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 39 公示番号 共第1,039号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市荻崎東地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市荻崎すずき濬県漁場基点
 基点乙 土佐市荻崎突端
 甲乙を結ぶ直線及び乙から磁針方位145度0分の線以東の海域中最大高潮時の海岸線から沖合の乙から400メートル以内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

- 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
- (3) 関係地区
 土佐市のうち新居
- (4) 制限又は条件
 なし
- 40 公示番号 共第1,040号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町及び須崎市浦ノ内の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市荻崎突端
 基点乙 土佐市荻崎すずき濬県漁場基点
 基点丙 須崎市・土佐市界赤濬共同漁業権境界基点
 基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
 基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
 甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
 (ア) 区画漁業権の漁場区域
 (イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
 珠貝漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで

き漁業
 (3) 関係地区
 土佐市のうち宇佐町
 (4) 制限又は条件
 なし
 41 公示番号 共第1,041号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内地先(浦ノ内湾)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの
 鼻境界基点
 基点乙 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により
 囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域
 を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
 珠貝漁業
 第一種共同漁業 ち 1月1日から12月31日まで
 ようたろう漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
 (3) 関係地区
 須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良
 204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
 (4) 制限又は条件
 なし
 42 公示番号 共第1,042号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内の一部(池ノ浦)の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市・土佐市界赤濤共同漁業権境界基点
 基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の
 海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区
 画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで

わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
 (3) 関係地区
 須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及
 び437番地の2
 (4) 制限又は条件
 なし
 43 公示番号 共第1,043号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市下甲崎から同市しるでん岬までの
 地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点
 基点乙 須崎市しるでん岬釜ヶ濤共同漁業権境界基
 点
 基点丙 須崎市久通沖の濤漁場基点
 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から丙を見通し
 た線から左に63度42分の線により区切られた海域中甲乙
 間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至
 る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで

おさ漁業
 第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
 珠貝漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 き漁業
 (3) 関係地区
 須崎市のうち野見、大谷及び久通
 (4) 制限又は条件
 なし
 44 公示番号 共第1,044号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市しるでん岬から同市観音崎までの
 地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市しるでん岬釜ヶ濤共同漁業権境界基
 点
 基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
 基点丙 須崎市久通沖の濤漁場基点
 ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の
 線と丙から甲を見通した線から右に5度41分
 の線との交点
 イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の
 線と乙から丙を見通した線から右に72度2分
 の線との交点
 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大
 高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業
 権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで
 おさ漁業
 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで

- き漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち久通
- (4) 制限又は条件
なし
- 45 公示番号 共第1,045号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市観音崎から同市神木の鼻までの地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
基点乙 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
基点丙 須崎市戸島高濬
基点丁 須崎市久通沖の碇漁場基点
甲から丁を見通した線から右に72度2分の線及び乙丙を結ぶ直線の延長線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに戸島、神島及び中の島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 10月1日から翌年5月31日まで |
| おさ漁業 | |
| 第一種共同漁業 | 真 1月1日から12月31日まで |
| 珠貝漁業 | |
| 第一種共同漁業 | か 1月1日から12月31日まで |
| き漁業 | |
- (3) 関係地区
須崎市のうち野見、大谷及び久通
- (4) 制限又は条件
なし
- 46 公示番号 共第1,046号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 須崎市神木の鼻から同市・高岡郡中土佐町界青木崎までの地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
基点乙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
基点丙 須崎市角谷崎高濬共同漁業権境界基点
基点丁 須崎市角谷岬突端
基点戊 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点
基点己 須崎市戸島高濬
- ア 乙から丙を見通した線から左に104度23分の線と丙から乙を見通した線から右に44度19分の線との交点
- イ 乙から丙を見通した線から左に85度56分の線と丙から乙を見通した線から右に49度2分の線との交点
- ウ 乙から丙を見通した線から左に27度15分の線と丙から乙を見通した線から右に87度37分の線との交点
- エ 乙から丙を見通した線から左に4度40分の線と丙から乙を見通した線から右に132度36分の線との交点
- 甲己を結ぶ直線の延長線及び戊から磁針方位125度0分の線により区切られた海域から、アイ、イウ、ウエ及びエ丁を結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中甲ア及び丁戊間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域及び安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで |
| ざえ漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | 真 1月1日から12月31日まで |

- 珠貝漁業
- 第一種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
- き漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 47 公示番号 共第1,047号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎から同町大津崎までの地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点
基点乙 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点
甲から磁針方位125度0分の線及び乙から磁針方位118度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで |
| ざえ漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 10月1日から翌年5月31日まで |
| おのり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 10月1日から翌年5月31日まで |
| おさ漁業 | |
| 第一種共同漁業 | 真 1月1日から12月31日まで |
| 珠貝漁業 | |
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
なし
- 48 公示番号 共第1,048号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎から同町矢田部崎までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点
 基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号
 甲から磁針方位118度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで
 おのり漁業
 第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで
 おさ漁業
- (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
- (4) 制限又は条件
 なし
- 49 公示番号 共第1,049号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢田部崎から同町・四万十町界中崎までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号
 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただ

- し、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
 まのり漁業
- (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
 なし
- 50 公示番号 共第1,050号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎から同町冠崎までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
 基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号
 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業

- 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
 まのり漁業
- (3) 関係地区
 高岡郡四万十町のうち志和
- (4) 制限又は条件
 なし
- 51 公示番号 共第1,051号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町冠崎から同郡・幡多郡界までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号
 基点乙 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
 ざえ漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
 まのり漁業
- (3) 関係地区
 高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
 なし
- 52 公示番号 共第1,052号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津一の礁地先
 イ 漁場の区域
 一の礁周囲の最大高潮時の海岸線及び同海岸線から沖

合400メートルの線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで
まのり漁業	

(3) 関係地区

高岡郡四万十町のうち興津

(4) 制限又は条件

なし

(西部海区関係)

53 公示番号 共第1,053号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 平成18年3月20日の合併前の佐賀町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで

んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ぶ 1月1日から9月30日まで

のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで

り漁業

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴

(4) 制限又は条件

なし

54 公示番号 共第1,054号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 平成18年3月20日の合併前の大方町及び

佐賀町の一部の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界

基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川・権現崎共同漁業権境

界基点

甲から磁針方位165度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

なし

55 公示番号 共第1,055号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町有井川権現崎から同町日和見崎ベッココ渚までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界

基点

基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッココ渚

共同漁業権境界基点

甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川、上川口、浮鞭及び白浜

(4) 制限又は条件

なし

56 公示番号 共第1,056号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町日和見崎ベッココ渚から同町浮鞭・入野界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッココ渚

共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡黒潮町新磯高渚(舟戸渚から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度

600メートルの点

甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位140

度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業 あ	4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業 と	4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業 て	3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業 ふ	1月1日から9月30日まで
のり漁業	

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

なし

57 公示番号 共第1,057号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野地先
イ 漁場の区域

点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町新磯高濤(舟戸落から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度600メートルの点
基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)

共同漁業権境界基点
甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業 ふ	1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業 ま	1月1日から12月31日まで
いご漁業	
第一種共同漁業 は	1月1日から12月31日まで
まぐり漁業	

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち入野

(4) 制限又は条件

なし

58 公示番号 共第1,058号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野・田野浦界から同町・四万十市界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川)右岸共同漁業権境界基点

甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業 あ	4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業 と	4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業 さ	4月1日から8月31日まで
ざえ漁業	
第一種共同漁業 て	3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業 ふ	1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業 あ	7月1日から9月30日まで
らめ漁業	

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち田野浦

(4) 制限又は条件

なし

59 公示番号 共第1,059号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 四万十市地先
イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川)右岸共同漁業権境界基点
基点乙 四万十市・土佐清水市界(大焼の鼻)共同漁業権境界基点
基点丙 四万十市初崎立濤共同漁業権境界基点
基点丁 県漁場基点第171号

基点戊 丁から磁針方位229度16分8秒の線上丁から726.8メートルの点

- ア 丙から磁針方位350度の線と対岸との交点
a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に76度77分の線との交点
b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度7分の線との交点
c 丁から戊を見通した線から左に21度72分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点
d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点
e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点
f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度54分の線との交点
g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点
h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度55分の線との交点
i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点
j 丁から戊を見通した線から左に23度69分の線と戊から丁を見通した線から右に82度82分の線との交点

甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線の沖合の丙アを結ぶ線から400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) ab, bc, cd, de, ef, fg, gh, hi, ij及びjaを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業 あ	4月1日から8月31日まで

- わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 60 公示番号 共第1,060号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市立石地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市・土佐清水市界（大焼の鼻）共同
漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市立石・布界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位100
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|-----------------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業 |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
| 第一種共同漁業 | の 1月1日から12月31日まで
り漁業 |
- (3) 関係地区
四万十市のうち下田及び名鹿
土佐清水市のうち立石及び布
- (4) 制限又は条件
なし

- なし
- 61 公示番号 共第1,061号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市布地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市立石・布界共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子蔭共同漁
業権境界基点
甲から磁針方位100度0分の線及び乙から磁針方位138
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|-----------------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業 |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち布
- (4) 制限又は条件
なし
- 62 公示番号 共第1,062号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子蔭から
同市久百々・大岐界までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子蔭共同漁
業権境界基点
基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界
基点
甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|-----------------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業 |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
| 第一種共同漁業 | は 1月1日から12月31日まで
まぐり漁業 |
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々
- (4) 制限又は条件
なし
- 63 公示番号 共第1,063号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市大岐及び以布利の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界
基点
基点乙 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業
権境界基点
甲から磁針方位85度0分の線及び乙から磁針方位50
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|-----------------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業 |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |

第一種共同漁業 ふう 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 あ 7月1日から9月30日まで
らめ漁業
第一種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
まぐり漁業
(3) 関係地区
土佐清水市のうち大岐及び以布利
(4) 制限又は条件
なし
64 公示番号 共第1,064号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市窪津及び津呂の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業
権境界基点
基点乙 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)共同
漁業権境界基点
甲から磁針方位50度0分の線及び乙から磁針方位96度
0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の
海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、
区画漁業権の漁場区域を除く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 み 1月1日から12月31日まで
つまた漁業
第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業
第一種共同漁業 ま 1月1日から12月31日まで
つくさ漁業
第一種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わのり漁業

(3) 関係地区
土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷
(4) 制限又は条件
なし
65 公示番号 共第1,065号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)か
ら同市足摺岬・松尾界(スポノ口鼻)ま
での地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)共同
漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市足摺岬・松尾界(スポノ口鼻)
共同漁業権境界基点
甲から磁針方位96度0分の線及び乙から磁針方位180
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業
第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業
第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業
(3) 関係地区
土佐清水市のうち足摺岬
(4) 制限又は条件
なし
66 公示番号 共第1,066号
(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬・松尾界(スポノ口
鼻)から同市松尾・大浜界(はらい川)ま
での地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市足摺岬・松尾界(スポノ口鼻)
共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)共同
漁業権境界基点
甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位235
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業
第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業
第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業
(3) 関係地区
土佐清水市のうち松尾
(4) 制限又は条件
なし
67 公示番号 共第1,067号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)か
ら同市大浜・中浜界(松の下)までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)共同
漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点

甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位219度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業	
第一種共同漁業	真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業	
第一種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち大浜

(4) 制限又は条件

なし

68 公示番号 共第1,068号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）から同市中浜・清水界（みず落ち）地先

イ 漁場の区域

基点甲 土佐清水市大浜・中浜界（松の下）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点

甲から磁針方位219度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業	
第一種共同漁業	真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業	
第一種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち中浜

(4) 制限又は条件

なし

69 公示番号 共第1,069号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）から同市清水・越界（すべり箸）まで地先

イ 漁場の区域

基点甲 土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市清水・越界（すべり箸）共同漁業権境界基点

甲から磁針方位200度0分の線及び乙から磁針方位257度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	

第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業	
第一種共同漁業	真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業	
第一種共同漁業	あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち清水

(4) 制限又は条件

なし

70 公示番号 共第1,070号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市清水・越界（すべり箸）から同市越・養老界（ツヅラ谷）までの地先

イ 漁場の区域

基点甲 土佐清水市清水・越界（すべり箸）共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点

甲から磁針方位257度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	ま 3月1日から8月31日まで

- くり漁業
第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業
第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち越
- (4) 制限又は条件
なし
- 71 公示番号 共第1,071号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)から
同市松崎・益野界(投上石)地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁
業権境界基点
基点乙 土佐清水市松崎・益野界(投上石)共同漁
業権境界基点
甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位190
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-----------|---------------------------|
| 第一種共同漁業 い | 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 と | 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 て | 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 ふ | 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
| 第一種共同漁業 の | 1月1日から12月31日まで
り漁業 |
| 第一種共同漁業 ま | 3月1日から8月31日まで
くり漁業 |
| 第一種共同漁業 真 | 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 1月1日から12月31日まで
んとくめ漁業 |
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち養老及び松崎

- (4) 制限又は条件
なし
- 72 公示番号 共第1,072号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市松崎・益野界から同市爪白・
下川口界までの地先(水島及び弁天島を
含む。)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市松崎・益野界(投上石)共同漁
業権境界基点
基点乙 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界
基点
甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位180
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに水
島及び弁天島の最大高潮時の海岸線から沖合400メー
トルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除
く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-----------|---------------------------|
| 第一種共同漁業 い | 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 と | 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 4月1日から8月31日まで
なごう漁業 |
| 第一種共同漁業 て | 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 ふ | 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
| 第一種共同漁業 の | 1月1日から12月31日まで
り漁業 |
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白
- (4) 制限又は条件
なし
- 73 公示番号 共第1,073号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市下川口及び片粕の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界

- 基点
基点乙 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹落共同漁業権境界
基点
甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位150
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-----------|---------------------------|
| 第一種共同漁業 い | 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 と | 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業 |
| 第一種共同漁業 て | 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業 |
| 第一種共同漁業 ふ | 1月1日から9月30日まで
のり漁業 |
| 第一種共同漁業 の | 1月1日から12月31日まで
り漁業 |
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち下川口及び片粕
- (4) 制限又は条件
なし
- 74 公示番号 共第1,074号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹落から同市大津
ほつ崎までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹落共同漁業権境界
基点
基点乙 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号
甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位145
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-----------|---------------------------|
| 第一種共同漁業 い | 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業 |
| 第一種共同漁業 あ | 4月1日から8月31日まで
わび漁業 |
| 第一種共同漁業 と | 4月1日から8月31日まで |

こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち貝の川及び歯朶ノ浦
 (4) 制限又は条件
 なし
 75 公示番号 共第1,075号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市大津地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号
 基点乙 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基
 点
 甲から磁針方位145度0分の線及び乙から磁針方位182
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち大津
 (4) 制限又は条件
 なし
 76 公示番号 共第1,076号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市大津うるそ鼻から同市大津鍋
 浦崎までの地先

イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基
 点
 基点乙 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基
 点
 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位182
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 4月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 第一種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで
 んとくめ漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち大津
 幡多郡大月町のうち小才角
 (4) 制限又は条件
 なし
 77 公示番号 共第1,077号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市大津鍋浦崎から幡多郡大月町
 小才角後谷川までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ
 共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位185
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 4月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
 のり漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち小才角
 (4) 制限又は条件
 なし
 78 公示番号 共第1,078号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町小才角後谷川から同町大浦
 地嶮までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ
 共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町大浦地嶮共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位216
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび漁業
 第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
 わび漁業
 第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
 こぶし漁業
 第一種共同漁業 て 4月1日から8月31日まで
 んぐさ類漁業
 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
 り漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち才角及び大浦
 (4) 制限又は条件
 なし

- 79 公示番号 共第1,079号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町大浦地碇から同町周防形大碇までの地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡大月町大浦地碇共同漁業権境界基点
- 基点乙 幡多郡大月町周防形大碇共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位216度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに松島及び沖の大島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | さ 4月1日から8月31日まで |
| ざえ漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | の 1月1日から12月31日まで |
| り漁業 | |
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、檜ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
なし
- 80 公示番号 共第1,080号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形大碇から同町古満目・平山界平碇までの地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡大月町周防形大碇共同漁業権境界基点
- 基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平碇共同漁業権境界基点

- 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | の 1月1日から12月31日まで |
| り漁業 | |
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
なし
- 81 公示番号 共第1,081号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目・平山界平碇から同町平山・一切界までの地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡大月町古満目・平山界平碇共同漁業権境界基点
- 基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位163度0分の線及び乙から磁針方位162度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |

- んぐさ類漁業
- 第一種共同漁業 1月1日から9月30日まで
- のり漁業
- 第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
- り漁業
- 第一種共同漁業 ま 4月1日から8月31日まで
- くり漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち平山及び頭集
- (4) 制限又は条件
なし
- 82 公示番号 共第1,082号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡大月町平山・一切界から同町一切・柏島界までの地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点
- 基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと碇共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位162度0分の線及び乙から磁針方位124度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|---------|--------------------|
| 第一種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | あ 4月1日から8月31日まで |
| わび漁業 | |
| 第一種共同漁業 | と 4月1日から8月31日まで |
| こぶし漁業 | |
| 第一種共同漁業 | て 3月1日から8月31日まで |
| んぐさ類漁業 | |
| 第一種共同漁業 | ふ 1月1日から9月30日まで |
| のり漁業 | |
| 第一種共同漁業 | の 1月1日から12月31日まで |
| り漁業 | |
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
なし
- 83 公示番号 共第1,083号
- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島（柏島、蒲葵島、幸島、むろ渚及び赤渚を含む。）地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと渚共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持渚共同漁業権境界基点

甲から磁針方位124度0分の線及び乙から磁針方位284度0分の線以南の海域中甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ渚及び赤渚の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業

第一種共同漁業 て 4月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業

第一種共同漁業 と 3月1日から8月31日まで
さかのり漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち柏島

(4) 制限又は条件

なし

84 公示番号 共第1,084号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島・一切界から同町一切・安満地界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町柏島・一切界長持渚共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町一切・安満地界勤崎共同漁業権境界基点

甲から磁針方位284度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮

時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業

第一種共同漁業 て 4月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち一切

(4) 制限又は条件

なし

85 公示番号 共第1,085号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地（松島を含む。）地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切・安満地界勤崎共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間及び松島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業

第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業

のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件

なし

86 公示番号 共第1,086号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位298度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類

漁業の時期

第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業

第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業

第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業

第一種共同漁業 の 11月1日から翌年4月30日まで
り漁業

第一種共同漁業 ま 3月1日から10月31日まで
くり漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

なし

87 公示番号 共第1,087号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町楠浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号

基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号

甲から磁針方位298度0分の線及び乙から磁針方位311度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業	あ 10月1日から翌年5月31日まで
おのり漁業	
第一種共同漁業	あ 10月1日から翌年5月31日まで
おさ漁業	
第一種共同漁業	ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業	

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件

なし

88 公示番号 共第1,088号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻からさぎがうどの鼻までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号

基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号

基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫松ヶ鼻南ノ鼻小型定置漁場基点

基点丁 幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点

基点戊 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点

ア 丁から戊を見通した線から右に110度13分の線と戊から丁を見通した線から左に37度32分の線との交点

イ 丁から戊を見通した線から右に92度24分の線と戊から丁を見通した線から左に42度4分の線との交点

ウ 丁から戊を見通した線から右に82度7分の線と戊から丁を見通した線から左に40度25分の線との交点

エ 丙から丁を見通した線から左に11度26分の線と丁から丙を見通した線から右に85度22分の線との交点

甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件

なし

89 公示番号 共第1,089号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻から同町・宿毛市界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場基点第159号

基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点

基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫犬戻し区画基点

基点丁 宿毛市小筑紫町白磔区画基点

ア 丙から丁を見通した線から左に102度25分の線と丁から丙を見通した線から右に14度22分の線との交点

イ 丙から丁を見通した線から左に97度5分の線と丁から丙を見通した線から右に10度48分の線との交点

ウ 丙から丁を見通した線から左に81度10分の線と丁から丙を見通した線から右に11度14分の線との交点

エ 丙から丁を見通した線から左に83度0分の線と丁から丙を見通した線から右に16度6分の線との交点

甲から磁針方位330度0分の線及び乙から磁針方位321度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 並びにアイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業	
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業	の 1月1日から12月31日まで
り漁業	

(3) 関係地区

宿毛市のうち小筑紫町栄喜
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件

なし

90 公示番号 共第1,090号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基
点

基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基
点

甲から磁針方位321度0分の線及び乙から磁針方位232
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで せえび漁業
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで こぶし漁業
第一種共同漁業	ふ 1月1日から9月30日まで のり漁業
第一種共同漁業	あ 10月1日から翌年5月31日まで おのり漁業

(3) 関係地区

宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件

なし

91 公示番号 共第1,091号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町・宿毛界から同市宇須々
木久万端突端までの地先（大島及び咸陽島
を含む。）

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基
点

基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界
基点

基点丙 宿毛市大島咸陽島西区画基点

基点丁 宿毛市藻津桐島南区画基点

基点戊 宿毛市榿金榿鼻西区画基点

基点己 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点

ア 丙から丁を見通した線から右に14度49分の
線と丁から丙を見通した線から左に36度13分
の線との交点

イ 丙から戊を見通した線から左に55度2分の
線と戊から丙を見通した線から右に76度49分
の線との交点

ウ 丙から戊を見通した線から左に56度39分の
線と戊から丙を見通した線から右に75度9分

の線との交点

エ 丙から戊を見通した線から左に67度23分の
線と戊から丙を見通した線から右に53度29分
の線との交点

オ 丙から戊を見通した線から左に115度47分
の線と戊から丙を見通した線から右に21度14
分の線との交点

カ 丙から戊を見通した線から右に43度47分の
線と戊から丙を見通した線から左に18度8分
の線との交点

キ 丙から戊を見通した線から右に56度40分の
線と戊から丙を見通した線から左に60度16分
の線との交点

ク 丙から己を見通した線から左に12度34分の
線と己から丙を見通した線から右に122度6
分の線との交点

ケ 丙から戊を見通した線から左に28度30分の
線と戊から丙を見通した線から右に114度0
分の線との交点

コ 丙から戊を見通した線から左に45度18分の
線と戊から丙を見通した線から右に87度20分
の線との交点

甲から磁針方位232度0分の線及び乙から磁針方位182
度10分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに大
島及び咸陽島の最大高潮時の海岸線から沖合400メー
トルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 宿毛市大島ウドノ鼻突端港湾石標と池島灯台下
港湾石標とを結んだ線以東、同市大島橋までの間の
片島港内

(ウ) アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキク
を結ぶ7直線、クケ間の最大高潮時の海岸線、ケコ
を結ぶ直線並びにコア間の最大高潮時の海岸線によ
り囲まれた区域中、クア間の最大高潮時の海岸線及
び咸陽島の最大高潮時の海岸線から沖合400メー
トルの線に至る区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで せえび漁業
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで わび漁業
第一種共同漁業	と 4月1日から8月31日まで こぶし漁業

第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業

第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業

第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで
おのり漁業

第一種共同漁業 あ 10月1日から翌年5月31日まで
おさ漁業

第一種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
まぐり漁業

(3) 関係地区

宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、榿、大
深浦及び宇須々木

(4) 制限又は条件

なし

92 公示番号 共第1,092号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端突端から高知県・
愛媛県界までの地先（桐島及び大藤島を含
む。）

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界
基点

基点乙 高知県・愛媛県界傍土湊共同漁業権境界基
点

基点丙 宿毛市桐島東南端区画基点

基点丁 宿毛市桐島前浜北区画基点

基点戊 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端

甲から磁針方位182度10分の線及び乙から真方位201度
56分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の
海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに桐島
及び大藤島の最大高潮時の海岸線から沖合400メー
トルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 甲丙と丁戊とを結ぶ2直線並びに丙丁間及び戊
甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで せえび漁業
第一種共同漁業	あ 4月1日から8月31日まで わび漁業

第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 ひ 1月1日から12月31日まで
じき漁業
第一種共同漁業 ま 3月1日から8月31日まで
くり漁業
第一種共同漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠貝漁業
(3) 関係地区
宿毛市のうち藻津
(4) 制限又は条件
なし
93 公示番号 共第1,093号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島
町弘瀬芦の川まで(北廻り)の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基
点
基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦の川共同漁業権境界
基点
甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ渚頂上
見通線以北の海域中甲乙間並びに三ノ瀬島、黒渚、二
並島及び裸島の最大高潮時の海岸線から沖合400メー
トルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除
く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業

第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 と 3月1日から8月31日まで
さかのり漁業
(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町母島
(4) 制限又は条件
なし
94 公示番号 共第1,094号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島
町弘瀬芦ノ川まで(南廻り)の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基
点
基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界
基点
甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ渚頂上
見通線以南の海域中甲乙間並びに宝島の最大高潮時の海
岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区
画漁業権の漁場区域を除く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 と 3月1日から8月31日まで
さかのり漁業
(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬
(4) 制限又は条件

なし
95 公示番号 共第1,095号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町姫島地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎宴渚共同漁業権
境界基点
基点乙 宿毛市沖の島町姫島きれたお
甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮
時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業
第一種共同漁業 あ 4月1日から8月31日まで
わび漁業
第一種共同漁業 と 4月1日から8月31日まで
こぶし漁業
第一種共同漁業 さ 4月1日から8月31日まで
ざえ漁業
第一種共同漁業 て 3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業
第一種共同漁業 ふ 1月1日から9月30日まで
のり漁業
第一種共同漁業 の 1月1日から12月31日まで
り漁業
第一種共同漁業 と 3月1日から8月31日まで
さかのり漁業
(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬
(4) 制限又は条件
なし
96 公示番号 共第1,096号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町姫島、つづら渚、米渚、
丸さげ、水島、宿毛渚及びひで渚の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎宴渚共同漁業権
境界基点
基点乙 宿毛市沖の島町姫島きれたお
甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら渚、
米渚、丸さげ、水島、宿毛渚及びひで渚の最大高潮時の

海岸線から沖合400メートルの線に至る区域区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業 と	4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業 て	3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業 ふ	1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業 の	1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業 と	3月1日から8月31日まで
さかのり漁業	

(3) 関係地区

宿毛市のうち沖の島町鶴来島

(4) 制限又は条件

なし

97 公示番号 共第1,097号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町鶴来島地先
イ 漁場の区域

鶴来島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび漁業	
第一種共同漁業 と	4月1日から8月31日まで
こぶし漁業	
第一種共同漁業 て	3月1日から8月31日まで
んぐさ類漁業	
第一種共同漁業 ふ	1月1日から9月30日まで
のり漁業	
第一種共同漁業 の	1月1日から12月31日まで
り漁業	
第一種共同漁業 と	3月1日から8月31日まで
さかのり漁業	

(3) 関係地区

宿毛市のうち沖の島町鶴来島

(4) 制限又は条件

なし

[第二種共同漁業]

(東部海区関係)

1 公示番号 共第2,001号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦地先
イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 高知県と徳島県との海岸線における県界
基点乙 高知・徳島界二子島
基点丙 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点
ア 乙から真方位129度20分1,800メートルの点
イ 丙から磁針方位110度0分1,400メートルの点

甲乙、乙ア、アイ及びイ丙を結ぶ4直線並びに甲丙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	5月1日から11月30日まで
わし あじ 八田網漁業	
第二種共同漁業 雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

2 公示番号 共第2,002号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根地先
イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 安芸郡東洋町松ヶ鼻共同漁業権境界基点
基点乙 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位115度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

なし

3 公示番号 共第2,003号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町地先
イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 安芸郡東洋町野根・室戸市佐喜浜町界共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位115度0分の線及び乙から磁針方位112度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業 か	1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

なし

4 公示番号 共第2,004号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名地先
イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 室戸市佐喜浜町・室戸岬町椎名界共同漁業権境界基点
基点乙 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位112度30分の線及び乙から磁針方位95度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町椎名
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。
- 5 公示番号 共第2,005号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町椎名・三津界共同漁業権境界基点
 基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号
 甲から磁針方位95度0分の線及び乙から磁針方位106度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町三津
- (4) 制限又は条件
 なし
- 6 公示番号 共第2,006号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号
 基点乙 室戸市室戸岬町高岡上子落共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位106度0分の線及び乙から磁針方位132度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。た

- し、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町高岡
- (4) 制限又は条件
 なし
- 7 公示番号 共第2,007号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町上子落から同市室戸岬町横ごこまでの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町高岡上子落共同漁業権境界基点
 基点乙 室戸市室戸岬町横ごこ共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位132度0分の線及び乙から磁針方位226度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町高岡、大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 8 公示番号 共第2,008号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町横ごこから同市室戸岬町摺鉢岩までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町横ごこ共同漁業権境界基点
 基点乙 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点

- 甲から磁針方位226度0分の線及び乙から磁針方位231度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 9 公示番号 共第2,009号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町耳崎地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市室戸岬町水尻摺鉢岩共同漁業権境界基点
 基点乙 室戸市室戸岬町津呂・室津界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位231度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家並びに室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 10 公示番号 共第2,010号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津から同市元までの地先
 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町津呂・室津界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位260度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

11 公示番号 共第2,011号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市吉良川町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市元・吉良川町界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位260度0分の線及び乙から磁針方位240度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件

なし

12 公示番号 共第2,012号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市羽根町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市吉良川町・羽根町界共同漁業権境界基点

基点乙 室戸市羽根町羽根岬島漁場基点第62号(旧第26号)

甲から磁針方位240度0分の線及び乙から磁針方位270度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ 四そう

張網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ 八田網

漁業

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで

魚ます網漁業

第二種共同漁業 す 8月1日から翌年5月31日まで

ずき刺網漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

13 公示番号 共第2,013号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市羽根町羽根岬島漁場基点第62号(旧第26号)

基点乙 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点

甲から磁針方位270度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ 四そう

張網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ 八田網

漁業

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで

魚ます網漁業

第二種共同漁業 す 8月1日から翌年5月31日まで

ずき刺網漁業

(3) 関係地区

安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川

(4) 制限又は条件

ア 火光を利用してはならない。

イ 基点甲から磁針方位242度10分の線と羽根岬大岩漁場基点から磁針方位270度の線との間においては、次に定めるところにより羽根町漁業協同組合の入漁が認められること。

(ア) 八田網漁業及び四そう張網漁業の行使については、高知県(加領郷)及び羽根町の両漁業協同組合の均等とする。

(イ) (ア)に定める網漁業以外の網漁業は、羽根町漁業協同組合のみの行使とする。

(ウ) (ア)に定める網漁業以外の網漁業は、八田網漁業及び四そう張網漁業の行使を妨げてはならない。

14 公示番号 共第2,014号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町須賀谷から同町六本松までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡

甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位215度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで

- 魚ます網漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 15 公示番号 共第2,015号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町六本松旧軌道跡
基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 16 公示番号 共第2,016号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡安田町地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点
基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜大落共同漁業権境界基点
甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位200度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

- せえび磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 八田網漁業
- 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
- 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
- (3) 関係地区
安芸郡安田町
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 17 公示番号 共第2,017号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号
甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 八田網漁業
- 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
- (3) 関係地区
安芸郡安田町
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 18 公示番号 共第2,018号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市下山地先
- イ 漁場の区域
点の位置

- 基点甲 安芸市下山県漁場基点第35号
基点乙 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
甲から磁針方位220度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち下山
- (4) 制限又は条件
なし
- 19 公示番号 共第2019号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市伊尾木地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
基点乙 安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点
甲から磁針方位222度0分の線及び乙から磁針方位222度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
- 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち伊尾木及び川北
- (4) 制限又は条件
なし
- 20 公示番号 共第2,020号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市伊尾木地先（一ツ落）
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点
基点乙 安芸市伊尾木宮林署貯木場防潮堤東端漁場

基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に60度26分の線と乙から甲を見通した線から右に72度47分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に53度9分の線と乙から甲を見通した線から右に86度32分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に40度18分の線と乙から甲を見通した線から右に92度34分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に46度0分の線と乙から甲を見通した線から右に73度17分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 八田網
 漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町、伊尾木、川北及び穴内大平

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

21 公示番号 共第2,021号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市西浜地先(沖の磯)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に104度3分の線と乙から甲を見通した線から右に40度2分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に111度37分の線と乙から甲を見通した線から右に30度42分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に90度3分の線と乙から甲を見通した線から右に32度11分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に90度52分の

線と乙から甲を見通した線から右に42度58分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 八田網
 漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

22 公示番号 共第2,022号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市西浜地先(地の磯)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に103度15分の線と乙から甲を見通した線から右に17度4分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に77度55分の線と乙から甲を見通した線から右に17度20分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に85度56分の線と乙から甲を見通した線から右に9度27分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に119度10分の線と乙から甲を見通した線から右に10度4分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 八田網
 漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

23 公示番号 共第2,023号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市西浜安芸港東側防波堤漁場基点
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に15度30分の線と乙から甲を見通した線から右に62度53分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に11度24分の線と乙から甲を見通した線から右に105度41分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に3度12分の線と乙から甲を見通した線から右に154度1分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に3度0分の線と乙から甲を見通した線から右に19度11分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 八田網
 漁業

(3) 関係地区

- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 24 公示番号 共第2,024号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市穴内八流地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市穴内八流共同漁業権境界基点
基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点
甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-------------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし あじ 八田網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | 雑 1月1日から12月31日まで |
| 魚ます網漁業 | |
- (3) 関係地区
安芸市のうち穴内
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 25 公示番号 共第2,025号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市赤野八流地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点
基点乙 安芸市赤野赤野川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点
甲から磁針方位186度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時

- の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
- (3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
なし
- 26 公示番号 共第2,026号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸郡芸西村長谷寄から同村納屋谷までの地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡芸西村長谷寄穴落岩漁場基点第42号
基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
- (3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
なし
- (中部海区関係)
- 27 公示番号 共第2,027号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 香南市夜須町手結地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
点

- 基点乙 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点
- 基点丙 香南市夜須町手結崎灯台
- 基点丁 香南市夜須町手結崎浦戸落岩漁場基点
- ア 丁から乙を見通した線から右に58度36分の線上丁から507メートルの点
- イ 丁から乙を見通した線から右に50度57分の線上丁から448メートルの点
- ウ 丁から乙を見通した線から右に13度5分の線上丁から678メートルの点
- エ 丁から乙を見通した線から右に9度47分の線上丁から811メートルの点
- オ 丁から乙を見通した線から右に8度49分の線上丁から898メートルの点
- カ 乙から丁を見通した線から左に28度36分の線上乙から1,066メートルの点
- キ 乙から丁を見通した線から左に16度21分の線上乙から581メートルの点
- ク 乙から丁を見通した線から左に51度38分の線上乙から487メートルの点
- ケ 丙から真方位352度29分の線上丙から551メートルの点
- 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位202度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
- (ア) 区画漁業権の漁場区域
- (イ) アイを結ぶ直線、イウを結ぶ曲線(ケを中心とする半径275メートルの円弧)、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクを結ぶ5直線並びにクア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-------------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし あじ 八田網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | か 1月1日から12月31日まで |
| ます刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし刺網漁業 | |
- (3) 関係地区

- 香南市のうち夜須町
(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 28 公示番号 共第2,028号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市吉川町地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界
基点
基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱
基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東へ327
メートルの点
甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から
磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙
間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に
至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 雑 1月15日から3月14日まで
魚ます網漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち吉川町
- (4) 制限又は条件
なし
- 29 公示番号 共第2,029号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市浜改田の一部の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点
基点乙 南国市浜改田字本村県漁場基点第93号
甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
- (3) 関係地区
南国市のうち浜改田
- (4) 制限又は条件

- なし
- 30 公示番号 共第2,030号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高知市浦戸竜王崎共同漁業権境界基点
基点乙 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位
76度58分1,100メートルの点
甲から磁針方位80度0分の線及び乙から磁針方位166
度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
- (2) 関係地区
高知市のうち浦戸
- (3) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 31 公示番号 共第2,031号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市春野町地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境
界基点
基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位
77度37分486メートルの点
甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月15日から3月14日まで

- 魚ます網漁業
(3) 関係地区
高知市のうち春野町
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 32 公示番号 共第2,032号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市荻崎東地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐市荻崎すずき藩県漁場基点
基点乙 土佐市荻崎突端
甲乙を結ぶ直線及び乙から磁針方位145度0分の線以
東の海域中最大高潮時の海岸線から沖合の乙から400
メートル以内の区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を
除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
- (3) 関係地区
土佐市のうち新居
- (4) 制限又は条件
なし
- 33 公示番号 共第2,033号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町及び須崎市浦ノ内の一部の
地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐市荻崎突端
基点乙 土佐市荻崎すずき藩県漁場基点
基点丙 須崎市・土佐市界赤藩共同漁業権境界基点
基点丁 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの
鼻境界基点
基点戊 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
甲乙を結ぶ直線、甲から磁針方位145度0分の線及び
丙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中
甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの
線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 丁戊を見通した線以西の浦ノ内湾

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで
のしろ刺網漁業	

(3) 関係地区
土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

34 公示番号 共第2,034号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内地先 (浦ノ内湾)

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点
基点乙 須崎市浦ノ内中崎共同漁業権境界基点
甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線を結ぶ線により囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 5月1日から9月30日まで
さぎ建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう張網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで
のしろ刺網漁業	
第二種共同漁業	に 5月1日から12月31日まで
ろぎ刺網漁業	
第二種共同漁業	か 4月1日から12月31日まで
に建網漁業	

第二種共同漁業 か 4月1日から12月31日まで
れい建網漁業

第二種共同漁業 く 1月1日から12月31日まで
ろだい建網漁業

(3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

35 公示番号 共第2,035号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内の一部 (池ノ浦) 地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市・土佐市界赤碇共同漁業権境界基点
基点乙 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点
甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう張網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 八田網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	い 3月1日から10月31日まで
か狩込網漁業	

(3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件
ア 火光を利用してはならない。

イ いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。

(ア) 操業は、岩礁域において行うこと。

(イ) 使用する漁具の網の高さ(縦方向に伸長時の長さをいう。)は、6メートルを超えないこと。

(ウ) 使用する漁具の網地材料に、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。

36 公示番号 共第2,036号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市下甲崎及び同市・高岡郡中土佐町界青木崎間の地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点A 須崎市下甲崎共同漁業権境界基点
基点B 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点
基点C 須崎市角谷崎高渚共同漁業権境界基点
基点D 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
基点E 須崎市神木の鼻小島共同漁業権境界基点
基点F 須崎市野見大長崎共同漁業権境界基点
基点G 須崎市野見尻切渚区画基点
基点H 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
基点I 須崎市しるでん岬釜ヶ渚共同漁業権境界基点
基点J 須崎市久通沖の渚漁場基点
基点K 須崎市角谷岬突端

ア EからGを見通した線から右に80度58分の線とGからEを見通した線から左に25度46分の線との交点

イ HからJを見通した線から右に72度2分の線とJからHを見通した線から左に75度26分の線との交点

ウ IからJを見通した線から左に63度42分の線とJからIを見通した線から右に5度41分の線との交点

エ DからCを見通した線から左に104度23分の線とCからDを見通した線から右に44度19分の線との交点

オ DからCを見通した線から左に48度44分の線とCからDを見通した線から右に64度7分の線との交点

カ DからCを見通した線から左に54度41分の線とCからDを見通した線から右に76度42分の線との交点

キ DからCを見通した線から左に42度16分の

線とCからDを見通した線から右に92度35分の線との交点

ク DからCを見通した線から左に35度39分の線とCからDを見通した線から右に82度58分の線との交点

ケ DからCを見通した線から左に34度33分の線とCからDを見通した線から右に85度1分の線との交点

コ DからCを見通した線から左に4度40分の線とCからDを見通した線から右に132度36分の線との交点

Aから磁針方位170度0分の線及びBから磁針方位125度0分の線により区切られた海域中AB間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- (ア) 区画漁業権の漁場区域
- (イ) Eア及びアFを結ぶ2直線以東の野見湾
- (ウ) Hイ、イウ、及びウIを結ぶ3直線並びにHI間の最大高潮時の海岸線に囲まれた区域
- (エ) エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコKを結ぶ7直線以北の海域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 八田網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	こ 1月1日から12月31日まで
のしろ刺網漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

ア 火光を利用してはならない。

イ いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。

- (ア) 操業は、岩礁域において行うこと。
- (イ) 使用する漁具の網の高さ(縦方向への伸長時の長さをいう。)は、6メートルを超えないこと。
- (ウ) 使用する漁具の網地材料に、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。

37 公示番号 共第2,037号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市しるでん岬から同市観音崎までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市しるでん岬釜ヶ渚共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市久通沖の渚漁場基点

ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の線と丙から甲を見通した線から右に5度41分の線との交点

イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の線と乙から丙を見通した線から右に72度2分の線との交点

甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち久通

(4) 制限又は条件

ア 火光を利用してはならない。

イ いせえび磯建網漁業及びいそうお磯建網漁業については、次に定めるとおりとする。

- (ア) 操業は、岩礁域において行うこと。
- (イ) 使用する漁具の網の高さ(縦方向の伸長時の長さをいう。)は、6メートルを超えないこと。
- (ウ) 使用する漁具の網地材料に、化学繊維単糸(ナイロンテグス等)を使用しないこと。

38 公示番号 共第2,038号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市野見湾の一部の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点

基点乙 須崎市大長崎共同漁業権境界基点

基点丙 須崎市野見尻切渚区画基点

ア 甲から丙を見通した線から右に80度58分の線と丙から甲を見通した線から左に25度46分の線との交点

甲ア及びア乙を結んだ2直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら刺網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち野見及び大谷

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

39 公示番号 共第2,039号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎から同町大津崎までの地先

- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市・高岡郡中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点
 基点乙 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点
 漁場の区域
 甲から磁針方位125度0分の線及び乙から磁針方位118度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|-------------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし あじ 四そう | |
| 張網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし あじ 八田網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | 雑 1月1日から12月31日まで |
| 魚ます網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | か 1月1日から12月31日まで |
| ます刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | き 1月1日から12月31日まで |
| びなご刺網漁業 | |
- (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。
- 40 公示番号 共第2,040号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎から同町矢田部崎までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点
 基点乙 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号
 甲から磁針方位118度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | 雑 1月1日から12月31日まで |
| 魚ます網漁業 | |
- (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。
- 41 公示番号 共第2,041号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢田部崎から同町・四万十町界中崎までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号
 基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
 甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | と 1月1日から12月31日まで |
| びうお刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | き 1月1日から12月31日まで |
| びなご刺網漁業 | |
- (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。
- 42 公示番号 共第2,042号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎から同町冠崎までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置

- 基点甲 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
 基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号
 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | 雑 1月1日から12月31日まで |
| 魚ます網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | か 1月1日から12月31日まで |
| ます刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | き 1月1日から12月31日まで |
| びなご刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | と 1月1日から12月31日まで |
| びうお刺網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | ぼ 1月1日から12月31日まで |
| ら敷網漁業 | |
- (3) 関係地区
 高岡郡四万十町のうち志和
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。
- 43 公示番号 共第2,043号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町冠崎から同郡・幡多郡界までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号
 基点乙 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び一の礁の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|--------------------|
| 第二種共同漁業 | い 9月16日から翌年4月30日まで |
| せえび磯建網漁業 | |
| 第二種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| そうお磯建網漁業 | |

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業

(3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない
(西部海区関係)

44 公示番号 共第2,044号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 平成18年3月20日の合併前の佐賀町地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位120度0分の線及び乙から磁針方位165度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業

(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

45 公示番号 共第2,045号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 平成18年3月20日の合併前の大方町及び佐賀町の一部の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点
甲から磁針方位165度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の

の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 い 2月1日から11月30日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

46 公示番号 共第2,046号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町有井川権現崎から同町日和見崎ベッコ蓉までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ蓉共同漁業権境界基点
甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位166度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

(3) 関係地区

張網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川、上川口、浮鞭及び白浜

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

47 公示番号 共第2,047号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町日和見崎ベッコ蓉から同町浮鞭・入野界船戸碇までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベッコ蓉共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町新磯高碇(舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度600メートルの点
甲から磁針方位166度0分の線及び乙から磁針方位140度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

(3) 関係地区

- 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 48 公示番号 共第2,048号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町新磯高碇(舟戸碇から磁針方位248度963.5メートル)から磁針方位240度600メートルの点
基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点
甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
ら刺網漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち入野
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 49 公示番号 共第2,049号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野・田野浦界から同町・四万十市界までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町入野・田野浦界(カキセ川)共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川右岸)共同漁業権境界基点
甲から磁針方位110度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業
第二種共同漁業 た 1月1日から12月31日まで
い刺網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち田野浦
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 50 公示番号 共第2,050号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 四万十市双海地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町・四万十市界(ゴマジリ川右岸)共同漁業権境界基点
基点乙 四万十市双海・平野界帖付碇共同漁業権境界基点
甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位105度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう
張網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで

- ます刺網漁業
第二種共同漁業 た 1月1日から12月31日まで
い刺網漁業
第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
幡多郡黒潮町のうち田野浦
- (4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。
- 51 公示番号 共第2,051号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 四万十市双海・平野界帖付碇から同市・土佐清水市界大焼の鼻までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市双海・平野界帖付碇共同漁業権境界基点
基点乙 四万十市・土佐清水市界(大焼の鼻)共同漁業権境界基点
基点丙 四万十市初崎立碇共同漁業権境界基点
基点丁 県漁場基点第171号
基点戊 丁から磁針方位229度16分8秒の線上、丁から726.8メートルの点
ア 丙から磁針方位350度の線と対岸との交点
a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に76度77分の線との交点
b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度7分の線との交点
c 丁から戊を見通した線から左に21度72分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点
d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点
e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点
f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度54分の線との交点

g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点

h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度55分の線との交点

i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点

j 丁から戊を見通した線から左に23度69分の線と戊から丁を見通した線から右に82度82分の線との交点

甲から磁針方位105度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線及び丙アを結ぶ線から沖合1,000メートルの区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) ab、bc、cd、de、ef、fg、gh、hi、ij及びjaを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業	

(3) 関係地区

四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

52 公示番号 共第2,052号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市立石地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市・土佐清水市界(大焼の鼻)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市布・立石界共同漁業権境界基点
甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位100度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	

(3) 関係地区

四万十市のうち下田、名鹿、平野、双海及び初崎
土佐清水市のうち立石及び布

(4) 制限又は条件

なし

53 公示番号 共第2,053号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市立石及び布の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市布・立石界共同漁業権境界基点
基点乙 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇共同漁業権境界基点

甲から磁針方位100度0分の線及び乙から磁針方位138度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	雑 10月1日から翌年7月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます刺網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち布及び立石

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

54 公示番号 共第2,054号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇から同市久百々・大岐界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市布・下ノ加江界牛の子碇共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位138度0分の線及び乙から磁針方位85度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	
第二種共同漁業	ね 1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

55 公示番号 共第2,055号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大岐及び以布利の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業

権境界基点

甲から磁針方位85度0分の線及び乙から磁針方位50度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	
第二種共同漁業	ね 1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます打網漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

56 公示番号 共第2,056号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市津津及び津呂の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利・津津界青木谷共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)共同漁業権境界基点

甲から磁針方位50度0分の線及び乙から磁針方位96度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

第二種共同漁業	雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業		
第二種共同漁業	き	1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業		
第二種共同漁業	ぼ	1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業		
第二種共同漁業	か	1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業		
第二種共同漁業	と	1月1日から12月31日まで
びうお敷網漁業		
第二種共同漁業	い	1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業		
第二種共同漁業	か	1月1日から12月31日まで
ます打網漁業		

(3) 関係地区

土佐清水市のうち津津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

57 公示番号 共第2,057号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)から同市足摺岬・松尾界(スボノ口鼻)までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市津呂・足摺岬界(音無川)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市足摺岬・松尾界(スボノ口鼻)共同漁業権境界基点

甲から磁針方位96度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期	
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで	
せえび磯建網漁業		
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで	
そうお磯建網漁業		
第二種共同漁業	雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業		
第二種共同漁業	き	1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業		
第二種共同漁業	と	1月1日から12月31日まで

んごろ刺網漁業

第二種共同漁業	ぼ	1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業		
第二種共同漁業	か	1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業		
第二種共同漁業	は	1月1日から12月31日まで
りめ敷網漁業		
第二種共同漁業	ね	1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業		
第二種共同漁業	き	1月1日から12月31日まで
びなご敷網漁業		
第二種共同漁業	む	1月1日から12月31日まで
ろあじ敷網漁業		
第二種共同漁業	い	1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業		
第二種共同漁業	か	1月1日から12月31日まで
ます二そう打網漁業		

(3) 関係地区

土佐清水市のうち足摺岬

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

58 公示番号 共第2,058号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬・松尾界(スボノ口鼻)から同市松尾・大浜界(はらい川)までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市足摺岬・松尾界(スボノ口鼻)共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位235度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期	
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで	
せえび磯建網漁業		
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで	
そうお磯建網漁業		
第二種共同漁業	雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業		
第二種共同漁業	き	1月1日から12月31日まで

びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち松尾

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

59 公示番号 共第2,059号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)か
 ら同市大浜・中浜界(松の下)までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市松尾・大浜界(はらい川)共同
 漁業権境界基点
 基点乙 土佐清水市大浜・中浜界(松の下)共同漁
 業権境界基点
 甲から磁針方位235度0分の線及び乙から磁針方位219
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただ
 し、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業

第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち大浜

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

60 公示番号 共第2,060号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市大浜・中浜界(松の下)から
 同市中浜・清水界(みず落ち)までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市大浜・中浜界(松の下)共同漁
 業権境界基点
 基点乙 土佐清水市中浜・清水界(みず落ち)共同
 漁業権境界基点
 甲から磁針方位219度0分の線及び乙から磁針方位200
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただ
 し、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで

魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち中浜

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

61 公示番号 共第2,061号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市中浜・清水界(みず落ち)か
 ら同市清水・越界(すべり落)までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市中浜・清水界(みず落ち)共同
 漁業権境界基点
 基点乙 土佐清水市清水・越界(すべり落)共同漁
 業権境界基点
 甲から磁針方位200度0分の線及び乙から磁針方位257
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただ
 し、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち清水

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

62 公示番号 共第2,062号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市清水・越界(すべり瀨)から
 同市越・養老界(ツヅラ谷)までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市清水・越界(すべり瀨)共同漁
 業権境界基点

基点乙 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁
 業権境界基点

甲から磁針方位257度0分の線及び乙から磁針方位180
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち越

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

63 公示番号 共第2,063号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)から
 同市松崎・益野界(投上石)までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市越・養老界(ツヅラ谷)共同漁
 業権境界基点

基点乙 土佐清水市松崎・益野界(投上石)共同漁
 業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位190
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いり敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご敷網漁業
 第二種共同漁業 む 1月1日から12月31日まで
 ろあじ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち養老及び松崎

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

64 公示番号 共第2,064号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市松崎・益野界から同市千尋岬
 金石瀨までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市松崎・益野界(投上石)共同漁
 業権境界基点

基点乙 土佐清水市三崎千尋岬金石瀨県漁場基点第
 201号

甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位180
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 四そう
 張網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます刺網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ刺網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお狩刺網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

65 公示番号 共第2,065号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市千尋岬から同市爪白・下川口界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市千尋岬金石碇県漁場基点第201号

基点乙 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ 四そう
 張網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます刺網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
 いら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます二そう打網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお狩刺網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち下益野、三崎、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

ア 火光を利用してはならない。

イ 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる統数以内とする。

漁業の種類	統数
いせえび磯建網漁業	64統
きびなご刺網漁業	11統
かます敷網漁業	3統
ねいら敷網漁業	2統

かます二そう打網漁業	10統
------------	-----

66 公示番号 共第2,066号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市のうち下川口及び片粕の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市爪白・下川口界共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹碇共同漁業権境界基点

甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

そうお磯建網漁業

第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで

びなご刺網漁業

第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで

んごろ刺網漁業

第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで

ら敷網漁業

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで

ます敷網漁業

第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで

いら敷網漁業

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで

ます二そう打網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち下川口及び片粕

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

67 公示番号 共第2,067号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹碇から同市大津ほつ崎までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市歯朶ノ浦潮吹碇共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号
甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位145度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業 雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業 き	1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち貝の川及び歯染ノ浦

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

68 公示番号 共第2,068号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大津地先
イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号

基点乙 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点

甲から磁針方位145度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業 き	1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業 と	1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業	
第二種共同漁業 ぼ	1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業 か	1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	

第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます二そう打網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち大津

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

69 公示番号 共第2,069号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大津の一部の地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市貝の川静座落県漁場基点第207号

基点乙 土佐清水市大津ほつ崎県漁場基点第208号

ア 甲から磁針方位116度10分の線と乙から磁針方位61度0分の線との交点

アを中心とする半径80メートルの円周内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 か	1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	

(3) 関係地区

土佐清水市のうち大津

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

70 公示番号 共第2,070号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大津うるそ鼻から同市鍋浦崎までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点

甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位182度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業

第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業

第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

第二種共同漁業 ね 1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち大津

幡多郡大月町のうち小才角

(4) 制限又は条件

火光を利用してはならない。

71 公示番号 共第2,071号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大津鍋浦崎から幡多郡大月町小才角後谷川までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大津鍋浦崎共同漁業権境界基点

基点乙 幡多郡大月町小才角後谷川右岸しょうじ落共同漁業権境界基点

甲から磁針方位182度0分の線及び乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 い	9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業 い	1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業 雑	1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	
第二種共同漁業 き	1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業 か	1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	
第二種共同漁業 ね	1月1日から12月31日まで
いり敷網漁業	
第二種共同漁業 と	1月1日から12月31日まで
びうお狩込網漁業	

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち小才角
 (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

72 公示番号 共第2,072号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町小才角後谷川から同町大浦池澗までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町小才角後谷川右岸じょうじ澗共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町大浦池澗共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位185度0分の線及び乙から磁針方位216度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち大浦

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

73 公示番号 共第2,073号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町大浦池澗から同町周防形大澗までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町大浦池澗共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町周防形大澗共同漁業権境界基点

甲から磁針方位216度0分の線及び乙から磁針方位150度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに松島及び沖の大島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 びうお狩込網漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎ノ浦及び周防形

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

74 公示番号 共第2,074号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形大澗から同町古満目・平山界までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町周防形大澗共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平澗共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位150度0分の線及び乙から磁針方位163度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます刺敷網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

75 公示番号 共第2,075号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目・平山界平澗から同町平山・一切界までの地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町古満目・平山界平澗共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位163度0分の線及び乙から磁針方位162度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 第二種共同漁業 は 3月1日から11月30日まで
 りめ敷網漁業

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます刺敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業

- (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち平山及び頭集
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

76 公示番号 共第2,076号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町平山・一切界から同町一切・柏島界までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点

甲から磁針方位162度0分の線及び乙から磁針方位124度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	

- (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

77 公示番号 共第2,077号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島（柏島、蒲葵島、幸島、むろ濬及び赤濬を含む。）地先
- イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 幡多郡大月町一切・柏島界もと濬共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町柏島・一切界長持濬共同漁業権境界基点

甲から磁針方位124度0分の線及び乙から磁針方位284度0分の線により区切られた海域中甲乙間並びに柏島、幸島、蒲葵島、むろ濬及び赤濬の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ 四そう	
張網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 8月1日から翌年5月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	か 6月1日から翌年3月31日まで
ます敷網漁業	

- (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち柏島
- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

78 公示番号 共第2,078号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島・一切界から同町一切・安満地界までの地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町柏島・一切界長持濬共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町一切・安満地界勤崎共同漁業権境界基点

甲から磁針方位284度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 2月1日から10月31日まで
ら敷網漁業	
第二種共同漁業	か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業	
第二種共同漁業	は 1月1日から12月31日まで
りめ敷網漁業	
第二種共同漁業	と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業	
第二種共同漁業	雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業	

- (3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち一切

- (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

79 公示番号 共第2,079号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地地先
- イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町一切・安満地界勤崎共同漁業権境界基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点

甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位279度0分の線により区切られた海域中甲乙間及び松島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業	
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業	
第二種共同漁業	き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業	
第二種共同漁業	ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業	

第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご敷網漁業
第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業

(3) 関係地区
幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

80 公示番号 共第2,080号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬
共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基
点第230号
甲から磁針方位279度0分の線及び乙から磁針方位298
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
まち刺網漁業
第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業
第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
りめ敷網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
か狩込網漁業

(3) 関係地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

81 公示番号 共第2,081号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦地先
イ 漁場の区域

点の位置
基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基
点第230号
基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176
号
甲から磁針方位298度0分の線及び乙から磁針方位311
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
まち刺網漁業
第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
ら敷網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業
第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
りめ敷網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
か狩込網漁業

(3) 関係地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

82 公示番号 共第2,082号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻から同町さぎが
うどの鼻までの地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176
号
基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻県漁場
基点第159号
基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫松ヶ鼻南ノ鼻小型位置
漁場基点

基点丁 幡多郡大月町龍ヶ迫かごやぶの鼻区画基点
基点戊 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型位置漁
場基点
ア 丁から戊を見通した線から右に110度13分
の線と戊から丁を見通した線から左に37度32
分の線との交点
イ 丁から戊を見通した線から右に92度24分の
線と戊から丁を見通した線から左に42度4分
の線との交点
ウ 丁から戊を見通した線から右に82度7分の
線と戊から丁を見通した線から左に40度25分
の線との交点
エ 丙から丁を見通した線から左に11度26分の
線と丁から丙を見通した線から右に85度22分
の線との交点
甲から磁針方位311度0分の線及び乙から磁針方位330
度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
だし、次に掲げる区域を除く。
(ア) 区画漁業権の漁場区域
(イ) アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間
の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業
第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
りめ敷網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお打網漁業

(3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

83 公示番号 共第2,083号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻から

同町・宿毛市界までの地先

イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢さぎがうどの鼻漁場
 基点第159号
 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基
 点
 基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫犬戻し区画基点
 基点丁 宿毛市小筑紫町白碇区画基点
 ア 丙から丁を見通した線から左に102度25分
 の線と丁から丙を見通した線から右に14度22
 分の線との交点
 イ 丙から丁を見通した線から左に97度5分
 の線と丁から丙を見通した線から右に10度48分
 の線との交点
 ウ 丙から丁を見通した線から左に81度10分
 の線と丁から丙を見通した線から右に11度14分
 の線との交点
 エ 丙から丁を見通した線から左に83度0分
 の線と丁から丙を見通した線から右に16度6分
 の線との交点
 甲から磁針方位330度0分の線及び乙から磁針方位321
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
 だし、次に掲げる区域を除く。
 (ア) 区画漁業権の漁場区域
 (イ) アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間
 の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 は 1月1日から12月31日まで
 りめ敷網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお打網漁業

(3) 関係地区

宿毛市のうち小筑紫町栄喜
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

84 公示番号 共第2,084号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基
 点
 基点乙 宿毛市小筑紫町・宿毛市界共同漁業権境界基
 点
 甲から磁針方位321度0分の線及び乙から磁針方位232
 度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時
 の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。た
 だし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 か狩込網漁業

(3) 関係地区
 宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

85 公示番号 共第2,085号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町・宿毛市から同市宇須々
 木久万端突端までの地先(大島及び咸陽島
 を含む。)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市小筑紫町・宿毛市界共同漁業権境界基
 点
 基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界
 基点
 基点丙 宿毛市大島咸陽島西区画基点
 基点丁 宿毛市藻津桐島南区画基点
 基点戊 宿毛市樺金樺鼻西区画基点

基点己 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点
 ア 丙から丁を見通した線から右に14度49分
 の線と丁から丙を見通した線から左に36度13分
 の線との交点
 イ 丙から戊を見通した線から左に55度2分
 の線と戊から丙を見通した線から右に76度49分
 の線との交点
 ウ 丙から戊を見通した線から左に56度39分
 の線と戊から丙を見通した線から右に75度9分
 の線との交点
 エ 丙から戊を見通した線から左に116度2分
 の線と戊から丙を見通した線から右に21度38
 分の線との交点
 オ 丙から戊を見通した線から右に43度47分
 の線と戊から丙を見通した線から左に18度8分
 の線との交点
 カ 丙から戊を見通した線から右に56度40分
 の線と戊から丙を見通した線から左に60度16分
 の線との交点
 キ 丙から己を見通した線から左に12度34分
 の線と己から丙を見通した線から右に122度6
 分の線との交点
 ク 丙から戊を見通した線から左に28度30分
 の線と戊から丙を見通した線から右に114度0
 分の線との交点
 ケ 丙から戊を見通した線から左に45度18分
 の線と戊から丙を見通した線から右に87度20分
 の線との交点
 甲から磁針方位232度0分の線及び乙から磁針方位182
 度10分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮
 時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並び
 に大島及び咸陽島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000
 メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除
 く。
 (ア) 区画漁業権の漁場区域
 (イ) 宿毛市大島ウドノ鼻突端港湾石標と池島灯台下
 港湾石標とを結んだ線以東、同市大島橋までの間の
 片島港内
 (ウ) アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキを結ぶ
 6直線、キク間の最大高潮時の海岸線、クケを結ぶ
 直線並びにケア間の最大高潮時の海岸線により囲ま
 れた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 こ 1月1日から12月31日まで
 のしろ刺網漁業
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら敷網漁業
 (3) 関係地区
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、宇須々木、
 樺、大深浦及び新田
 (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

86 公示番号 共第2,086号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端突端から高知県・
 愛媛県界まで(桐島及び大藤島を含む。)
 の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市宇須々木久万端突端共同漁業権境界
 基点 基点乙 高知県・愛媛県界傍士落共同漁業権境界基
 点 基点丙 宿毛市大藤頂上
 基点丁 宿毛市桐島東南端区画基点
 基点戊 宿毛市桐島前浜北区画基点
 基点己 宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端
 ア 乙から真方位201度56分の線と丙から宿毛
 市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛
 南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点
 甲から磁針方位182度10分の線、乙アの直線及びアか
 ら宿毛市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町
 鼻面崎との中央点を見通した線により区切られた海域中
 甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの
 線に至る区域並びに桐島及び大藤島の最大高潮時の海岸
 線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次
 に掲げる区域を除く。
 (ア) 区画漁業権の漁場区域
 (イ) 甲丁及び戊己を結ぶ2直線並びに丁戊間及び己
 甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで

せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます刺網漁業
 (3) 関係地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

87 公示番号 共第2,087号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島
 町弘瀬芦ノ川まで(北廻り)の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基
 点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界
 基点
 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ嶺頂上
 見通線以北の海域中甲乙間及び三ノ瀬島、黒濤、二並島
 及び裸島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートの
 線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 (3) 関係地区
 宿毛市のうち沖の島町母島
 (4) 制限又は条件
 なし

88 公示番号 共第2,088号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町小島北端から同市沖の島
 町弘瀬芦ノ川まで(南廻り)の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市沖の島町小島北端共同漁業権境界基
 点 基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦ノ川共同漁業権境界
 基点
 甲から磁針方位270度0分の線及び乙から三ツ嶺頂上
 見通線以南の海域中甲乙間及び宝島の最大高潮時の海岸
 線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区
 画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
 せえび磯建網漁業
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 そうお磯建網漁業
 第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
 魚ます網漁業
 第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
 びなご刺網漁業
 第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
 んごろ刺網漁業
 第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
 ます敷網漁業
 (3) 関係地区
 宿毛市のうち沖の島町弘瀬
 (4) 制限又は条件
 火光を利用してはならない。

89 公示番号 共第2,089号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町姫島地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎宴落共同漁業権
 境界基点
 基点乙 宿毛市沖の島町姫島きたお
 甲から乙を見通した線以南の海域中姫島の最大高潮時
 の海岸線、同海岸線から沖合600メートルの線に至る区
 域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます敷網漁業

(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬

(4) 制限又は条件
火光を利用してはならない。

90 公示番号 共第2,090号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町姫島、つづら濤、米濤、丸さげ、水島、宿毛濤及びびひで濤の地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島白岩崎宴濤共同漁業権境界基点
基点乙 宿毛市沖の島町姫島されたお
甲から乙を見通した線以北の海域中姫島、つづら濤、米濤、丸さげ、水島、宿毛濤及びびひで濤の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺敷網漁業

(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町鶴来島

(4) 制限又は条件
なし

91 公示番号 共第2,091号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町鶴来島地先
イ 漁場の区域
鶴来島の最大高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月16日から翌年4月30日まで
せえび磯建網漁業
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお磯建網漁業
第二種共同漁業 雑 1月1日から12月31日まで
魚ます網漁業
第二種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご刺網漁業
第二種共同漁業 と 1月1日から12月31日まで
んごろ刺網漁業
第二種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます刺敷網漁業

(3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町鶴来島

(4) 制限又は条件
なし

〔第二種共同漁業 (小型定置) 〕
(東部海区関係)

1 公示番号 共第2,501号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡東洋町白浜沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号
基点乙 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1
ア 甲から乙を見通した線から左に92度36分の線と乙から甲を見通した線から右に38度33分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に79度40分の線と乙から甲を見通した線から右に40度36分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に94度24分の線と乙から甲を見通した線から右に21度6分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に112度47分

の線と乙から甲を見通した線から右に21度48分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 共第2,502号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡東洋町生見沖(中磯)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号
基点乙 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1
ア 甲から乙を見通した線から左に56度1分の線と乙から甲を見通した線から右に45度16分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に41度7分の線と乙から甲を見通した線から右に47度59分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に28度37分の線と乙から甲を見通した線から右に15度10分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に58度44分の線と乙から甲を見通した線から右に20度10分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

3 公示番号 共第2,503号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町松ケ鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町生見県漁場基点第52号

基点乙 安芸郡東洋町松ケ鼻県漁場基点第53号の1

ア 甲から乙を見通した線から左に37度10分の線と乙から甲を見通した線から右に76度59分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に27度18分の線と乙から甲を見通した線から右に88度50分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に17度39分の線と乙から甲を見通した線から右に39度56分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に31度15分の線と乙から甲を見通した線から右に41度17分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

4 公示番号 共第2,504号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根相間沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根ヨボセ鼻小型定置漁場基点

基点乙 安芸郡東洋町野根県漁場基点第54号

ア 甲から乙を見通した線から左に105度42分の線と乙から甲を見通した線から右に56度35分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に82度40分の線と乙から甲を見通した線から右に76度50分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に55度40分の線と乙から甲を見通した線から右に63度0分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に126度6分の線と乙から甲を見通した線から右に25度10分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り あじ その他

小型定置漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

5 公示番号 共第2,505号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根手取濬沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根旧宮前小型定置漁場基点

基点乙 安芸郡東洋町野根川右岸小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に72度0分の線と乙から甲を見通した線から右に59度35分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に57度16分の線と乙から甲を見通した線から右に76度0分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に31度50分の線と乙から甲を見通した線から右に62度35分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度3分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り あじ その他

定小型置漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

6 公示番号 共第2,506号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根地蔵の鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号(旧第56号)

基点乙 安芸郡東洋町野根大濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に63度50分の線と乙から甲を見通した線から右に42度18分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に49度15分の線と乙から甲を見通した線から右に54度35分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に21度23分の線と乙から甲を見通した線から右に24度18分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に16度20分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り あじ その他

小型定置漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

7 公示番号 共第2,507号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根御崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号(旧第57号)

基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第57号の乙

ア 甲から乙を見通した線から左に78度58分の線と乙から甲を見通した線から右に82度20分の線との交点

- イ 甲から乙を見通した線から左に53度20分の線と乙から甲を見通した線から右に111度45分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に4度21分の線と乙から甲を見通した線から右に170度30分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に46度26分の線と乙から甲を見通した線から右に24度7分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで
 り あじ その他
 小型定置漁業

(3) 関係地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

8 公示番号 共第2,508号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町小仏鼻沖
- イ 漁場の区域

点の位置

- 基点甲 室戸市佐喜浜町小仏鼻小型定置漁場基点
- 基点乙 室戸市佐喜浜町県漁場基点第11号 (旧第58号)

ア 甲から乙を見通した線から左に98度48分の線と乙から甲を見通した線から右に67度44分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に76度12分の線と乙から甲を見通した線から右に89度6分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に49度15分の線と乙から甲を見通した線から右に63度48分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に122度55分の線と乙から甲を見通した線から右に27度3分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

- わし あじ さば
- その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

9 公示番号 共第2,509号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町伝馬碇沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町県漁場基点第11号 (旧第58号)

基点乙 室戸市佐喜浜町伝馬碇丘小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に73度56分の線と乙から甲を見通した線から右に58度59分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に50度47分の線と乙から甲を見通した線から右に89度54分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に18度57分の線と乙から甲を見通した線から右に107度16分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に32度40分の線と乙から甲を見通した線から右に27度37分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

10 公示番号 共第2,510号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町黒碇沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町六枚田小型定置漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町県漁場基点第58号の1

ア 甲から乙を見通した線から左に38度0分の線と乙から甲を見通した線から右に112度20分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に31度44分の線と乙から甲を見通した線から右に130度3分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に10度43分の線と乙から甲を見通した線から右に161度4分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に10度0分の線と乙から甲を見通した線から右に155度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

11 公示番号 共第2,511号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町入木沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町入木川河口右岸堤防小型定置漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号
ア 甲から乙を見通した線から左に72度49分の線と乙から甲を見通した線から右に36度15分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に54度43分の線と乙から甲を見通した線から右に44度57分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に22度33分の線と乙から甲を見通した線から右に14度32分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に47度34分の線と乙から甲を見通した線から右に11度35分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

12 公示番号 共第2,512号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町平澗沖(丘)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号

基点乙 室戸市佐喜浜町平澗県漁場基点第14号

ア 甲から乙を見通した線から左に55度2分の線と乙から甲を見通した線から右に48度9分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に39度41分の線と乙から甲を見通した線から右に69度58分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に10度49分の線と乙から甲を見通した線から右に34度25分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に16度39分の線と乙から甲を見通した線から右に13度57分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

13 公示番号 共第2,513号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町平澗沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号

基点乙 室戸市佐喜浜町平澗県漁場基点第14号

ア 甲から乙を見通した線から左に65度51分の線と乙から甲を見通した線から右に85度16分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に54度51分の線と乙から甲を見通した線から右に101度10分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に26度13分の線と乙から甲を見通した線から右に123度26分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に31度58分の線と乙から甲を見通した線から右に97度15分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

14 公示番号 共第2,514号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町三太澗沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町三太澗丘小型定置漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町保元谷堤防小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に78度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度13分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に58度33分の線と乙から甲を見通した線から右に64度50分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に30度50分の線と乙から甲を見通した線から右に39度35分

の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に59度47分の線と乙から甲を見通した線から右に22度42分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

15 公示番号 共第2,515号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町保元谷沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町保元谷堤防小型定置漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町根丸学校前小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に59度37分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に45度6分の線と乙から甲を見通した線から右に72度40分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に18度44分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に28度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度50分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

16 公示番号 共第2,516号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町川尻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号(旧第59号の1)

ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の線と乙から甲を見通した線から右に24度58分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に27度23分の線と乙から甲を見通した線から右に21度53分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に10度27分の線と乙から甲を見通した線から左に4度22分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に14度17分の線と乙から甲を見通した線から右に2度46分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

17 公示番号 共第2,517号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号(旧第59号の1)

ア 甲から乙を見通した線から左に23度12分の

線と乙から甲を見通した線から右に55度11分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に17度17分の線と乙から甲を見通した線から右に73度54分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に6度23分の線と乙から甲を見通した線から右に32度25分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に11度27分の線と乙から甲を見通した線から右に25度46分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

18 公示番号 共第2,518号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖(源太渚)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町根丸八幡県漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号(旧第59号の1)

ア 甲から乙を見通した線から左に47度27分の線と乙から甲を見通した線から右に78度3分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に28度23分の線と乙から甲を見通した線から右に107度50分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に14度17分の線と乙から甲を見通した線から右に94度0分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に29度27分の線と乙から甲を見通した線から右に49度15分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

19 公示番号 共第2,519号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町大谷沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町大師渚小型定置漁場基点

基点乙 室戸市佐喜浜町くら渚小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に70度35分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に52度14分の線と乙から甲を見通した線から右に97度3分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に23度46分の線と乙から甲を見通した線から右に85度43分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に49度57分の線と乙から甲を見通した線から右に39度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

20 公示番号 共第2,520号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町塩屋谷沖

イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 室戸市佐喜浜町塩屋谷小型定置漁場基点
 基点乙 室戸市佐喜浜町直太濬県漁場基点第19号
 ア 甲から乙を見通した線から左に66度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度23分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に44度43分の線と乙から甲を見通した線から右に84度37分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に19度0分の線と乙から甲を見通した線から右に39度16分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に36度0分の線と乙から甲を見通した線から右に19度8分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

21 公示番号 共第2,521号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町立岩沖
 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町直太濬県漁場基点第19号
 基点乙 室戸市佐喜浜町鹿岡の鼻県漁場基点第63号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に15度42分の線と乙から甲を見通した線から右に29度12分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に10度38分の線と乙から甲を見通した線から右に50度56分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に4度16分の線と乙から甲を見通した線から左に20度10分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に5度24分の

線と乙から甲を見通した線から左に9度59分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

22 公示番号 共第2,522号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名若松谷沖
 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名県漁場基点第64号
 基点乙 室戸市室戸岬町椎名小糸鼻県漁場基点第23号
 ア 甲から乙を見通した線から左に69度42分の線と乙から甲を見通した線から右に40度32分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に51度42分の線と乙から甲を見通した線から右に53度8分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に13度20分の線と乙から甲を見通した線から右に10度5分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に31度7分の線と乙から甲を見通した線から右に8度28分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

23 公示番号 共第2,523号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名赤濬沖
 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名県漁場基点第25号 (旧第66号)
 基点乙 室戸市室戸岬町椎名県漁場基点第66号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に111度33分の線と乙から甲を見通した線から右に30度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に88度6分の線と乙から甲を見通した線から右に37度55分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に88度6分の線と乙から甲を見通した線から右に10度52分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に145度45分の線と乙から甲を見通した線から右に8度14分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

24 公示番号 共第2,524号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名日沖沖
 イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町椎名県漁場基点第25号 (旧第66号)
 基点乙 室戸市室戸岬町椎名県漁場基点第66号の1
 基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大濬
 ア 甲から乙を見通した線から左に38度40分の線と乙から甲を見通した線から右に28度55分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に28度30分の線と乙から甲を見通した線から右に40度35分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から550メートルの点

アイ、イ丙、丙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

25 公示番号 共第2,525号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津三つ濬沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第67号の1

基点乙 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第27号(旧第68号)

ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の線と乙から甲を見通した線から右に41度46分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に59度10分の線と乙から甲を見通した線から右に57度42分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から700メートルの点

エ 甲から乙を見通した線上甲から300メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り あじ さば い

わし その他 小型

定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

26 公示番号 共第2,526号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津港沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山小型定置漁場基点1号

基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山小型定置漁場基点2号

ア 甲から乙を見通した線から左に57度40分の線と乙から甲を見通した線から右に93度42分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に38度25分の線と乙から甲を見通した線から右に126度10分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に14度55分の線と乙から甲を見通した線から右に153度41分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に25度6分の線と乙から甲を見通した線から右に93度42分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り いわし あじ

さば その他 小型

定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

27 公示番号 共第2,527号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長濬沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津県漁場基点第27号(旧第68号)

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号(旧第70号の1)

ア 甲から乙を見通した線から左に22度58分の

線と乙から甲を見通した線から右に62度50分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に86度9分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に40度10分の線上甲から120メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から右に12度20分の線上甲から346メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 ぶ 1月1日から12月31日まで

り あじ さば い

わし その他 小型

定置漁業

(3) 関係地区

室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

28 公示番号 共第2,528号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市吉良川町黒耳沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市吉良川町長濬県漁場基点第49号(旧第13号)

基点乙 室戸市吉良川東の川左岸県漁場基点第51号(旧第17号)

ア 甲から乙を見通した線から左に60度43分の線と乙から甲を見通した線から右に37度33分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に49度52分の線と乙から甲を見通した線から右に55度15分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に24度17分の線と乙から甲を見通した線から右に35度37分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に23度5分の線と乙から甲を見通した線から右に19度14分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
 室戸市のうち吉良川町
- (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

29 公示番号 共第2,529号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町黒瀨沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市羽根町黒瀨の港県漁場基点第55号 (旧第20号)
 基点乙 室戸市羽根町大濬県漁場基点第56号 (旧番号なし)
 ア 甲から乙を見通した線から左に47度33分の線と乙から甲を見通した線から右に51度5分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に32度7分の線と乙から甲を見通した線から右に90度2分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に6度42分の線と乙から甲を見通した線から右に81度48分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に7度31分の線と乙から甲を見通した線から右に15度19分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町
- (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

30 公示番号 共第2,530号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町二又沖

イ 漁場の区域
 点の位置

- 基点甲 室戸市羽根町大濬県漁場基点第56号 (旧番号なし)
- 基点乙 室戸市羽根町羽根川右岸県漁場基点第58号
- ア 甲から乙を見通した線から左に58度48分の線と乙から甲を見通した線から右に27度17分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に48度39分の線と乙から甲を見通した線から右に38度54分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に19度8分の線と乙から甲を見通した線から右に17度18分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に22度35分の線と乙から甲を見通した線から右に11度55分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町
- (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

31 公示番号 共第2,531号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町学校前沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市羽根町船場小型定置漁場基点羽根1号
 基点乙 室戸市羽根町坂本県漁場基点第60号
 ア 甲から乙を見通した線から左に43度26分の線と乙から甲を見通した線から右に45度48分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に35度0分の線と乙から甲を見通した線から右に59度14分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に18度9分の線と乙から甲を見通した線から右に35度36分

の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に22度15分の線と乙から甲を見通した線から右に27度4分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町
- (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

32 公示番号 共第2,532号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根崎沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市羽根町羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号)
 基点乙 室戸市羽根町羽根崎県漁場基点第62号 (旧第26号)
 ア 甲から乙を見通した線から左に79度1分の線と乙から甲を見通した線から右に50度50分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に61度27分の線と乙から甲を見通した線から右に68度56分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に25度52分の線と乙から甲を見通した線から右に49度3分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に47度47分の線と乙から甲を見通した線から右に24度59分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

33 公示番号 共第2,533号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市赤野赤野川沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野御殿ノ鼻小型定置漁場基点
基点乙 安芸市赤野赤野川右岸導流堤突端小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に81度54分の線と乙から甲を見通した線から右に48度11分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に68度55分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に21度11分の線と乙から甲を見通した線から右に94度41分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に14度21分の線と乙から甲を見通した線から右に23度22分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

34 公示番号 共第2,534号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡芸西村長谷寄沖(長谷寄一号)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡芸西村穴箸県漁場基点第42号
基点乙 安芸郡芸西村上黒瀨県漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に78度32分の

線上甲から575メートルの点
イ 甲から乙を見通した線から左に63度25分の線上甲から550メートルの点
ウ 甲から乙を見通した線から左に65度24分の線上甲から250メートルの点
エ 甲から乙を見通した線から左に95度20分の線上甲から300メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 ぼ 9月1日から翌年7月15日まで
ら その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

35 公示番号 共第2,535号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡芸西村長谷寄沖(長谷寄二号)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡芸西村上黒瀨県漁場基点
基点乙 香南市夜須町住吉礁見茶屋県漁場基点第43号
ア 甲から乙を見通した線から左に121度20分の線と乙から甲を見通した線から右に41度43分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に105度0分の線と乙から甲を見通した線から右に52度46分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に115度15分の線と乙から甲を見通した線から右に30度19分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に144度42分の線と乙から甲を見通した線から右に19度43分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 9月1日から翌年7月15日まで
わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
(中部海区関係)

36 公示番号 共第2,536号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町竜水谷沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐市宇佐町竜竜港東小型定置漁場基点
基点乙 土佐市宇佐町竜竜崎防波堤小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に58度7分の線と乙から甲を見通した線から右に66度45分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に33度54分の線と乙から甲を見通した線から右に102度26分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線上乙から94メートルの点
アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

37 公示番号 共第2,537号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町竜青ケ崎沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐市宇佐町竜竜崎防波堤小型定置漁場基点
基点乙 土佐市宇佐町青ケ崎小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に52度45分の

線と乙から甲を見通した線から右に77度33分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に34度9分の線と乙から甲を見通した線から右に101度22分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に3度14分の線と乙から甲を見通した線から右に8度45分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に36度9分の線と乙から甲を見通した線から右に21度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

38 公示番号 共第2,538号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町竜明神沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町竜障子澁県漁場基点

基点乙 土佐市宇佐町白鼻小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に99度5分の線と乙から甲を見通した線から右に47度40分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に73度48分の線と乙から甲を見通した線から右に71度2分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

39 公示番号 共第2,539号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町おりと沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町ただす落東小型定置漁場基点

基点乙 土佐市宇佐町ただす落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に58度36分の線と乙から甲を見通した線から右に49度22分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に38度23分の線と乙から甲を見通した線から右に81度38分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

40 公示番号 共第2,540号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町赤落沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町水尻大落小型定置漁場基点

基点乙 土佐市宇佐町犬戻り小型定置漁場基点

基点丙 土佐市宇佐町赤落

ア 甲から乙を見通した線から左に101度31分の線と乙から甲を見通した線から右に54度52分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に83度44分の線と乙から甲を見通した線から右に68度31分の線との交点

アイ、イ丙、丙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

41 公示番号 共第2,541号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市池ノ浦がんの浦沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市池ノ浦ぎす落小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦がんの浦西の鼻小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に98度41分の線と乙から甲を見通した線から右に49度25分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に68度45分の線と乙から甲を見通した線から右に76度24分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 ぼ 10月1日から翌年8月31日まで
ら その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

42 公示番号 共第2,542号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市池ノ浦吉川沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市池ノ浦吉川落小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦長八落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に75度19分の線と乙から甲を見通した線から右に39度57分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に37度45分の線と乙から甲を見通した線から右に64度35分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度20分の線と乙から甲を見通した線から左に13度40分の線との交点
 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 ぼ	10月1日から翌年8月31日まで
その他 小型定置漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

43 公示番号 共第2,543号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市池ノ浦かたびら沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市池ノ浦かたびら崎県漁場基点第79号

基点乙 須崎市池ノ浦かたびら崎丸濬小型定置漁場基点

基点丙 須崎市池ノ浦かたびら崎つねず濬

ア 甲から乙を見通した線から左に50度12分の線と乙から甲を見通した線から右に64度41分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に36度28分の線と乙から甲を見通した線から右に101度10分の線との交点

アイ、イ乙、乙丙及び丙アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 ぼ	10月1日から翌年8月31日まで
その他 小型定置漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

44 公示番号 共第2,544号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市池ノ浦小島沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市池ノ浦うのくそ濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦小島大濬県漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に57度57分の線と乙から甲を見通した線から右に58度0分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に38度47分の線と乙から甲を見通した線から右に94度21分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に28度38分の線上甲から150メートルの点
 アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

基点甲 須崎市池ノ浦さるのこしかけ濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦島島南の濬小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に48度12分の線と乙から甲を見通した線から右に71度36分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

基点甲 須崎市池ノ浦さるのこしかけ濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦島島南の濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に48度12分の線と乙から甲を見通した線から右に71度36分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

基点甲 須崎市池ノ浦にごりの中磯瀬のはな濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦にごりの中磯西の鼻小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に110度38分の線と乙から甲を見通した線から右に35度57分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に74度16分の線と乙から甲を見通した線から右に55度34分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業 ぼ	10月1日から翌年8月31日まで
その他 小型定置漁業	

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

46 公示番号 共第2,546号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市池ノ浦島島沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市池ノ浦さるのこしかけ濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦島島南の濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に48度12分の線と乙から甲を見通した線から右に71度36分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

基点甲 須崎市池ノ浦さるのこしかけ濬小型定置漁場基点

基点乙 須崎市池ノ浦島島南の濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に48度12分の線と乙から甲を見通した線から右に71度36分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

基点甲 須崎市下甲崎東小型定置漁場基点1号

基点乙 須崎市下甲崎東小型定置漁場基点2号

ア 甲から乙を見通した線から左に51度0分の線と乙から甲を見通した線から右に93度44分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に30度18分の線と乙から甲を見通した線から右に110度41分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に26度27分の線と乙から甲を見通した線から右に133度26分の線との交点
 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 10月1日から翌年8月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

48 公示番号 共第2,548号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市久通杭落東地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市久通かんす落小型定置漁場基点

基点乙 須崎市久通杭落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に95度10分の線と乙から甲を見通した線から右に44度15分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に60度15分の線と乙から甲を見通した線から右に70度10分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
 ら その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

須崎市のうち久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

49 公示番号 共第2,549号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市久通杭落西地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市久通本越落小型定置漁場基点

基点乙 須崎市久通はうわ落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に99度30分の線と乙から甲を見通した線から右に44度8分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に68度25分の線と乙から甲を見通した線から右に67度40分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 ぼ 4月16日から翌年2月15日まで
 ら その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

須崎市のうち久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

50 公示番号 共第2,550号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市久通観音崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市久通観音崎沖のはえ小型定置漁場基点

基点乙 須崎市久通杭落沖の落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から右に61度47分の線と乙から甲を見通した線から左に22度27分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に95度51分の線と乙から甲を見通した線から左に18度11分の線との交点

甲ア、アイ及びイ甲の3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

51 公示番号 共第2,551号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼鎌田沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島堤防元小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町久礼つなかけ落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に50度27分の線と乙から甲を見通した線から右に72度7分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に25度21分の線と乙から甲を見通した線から右に115度6分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から70メートルの点

アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち久礼

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

52 公示番号 共第2,552号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼出来落沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼出来落小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町久礼黒落小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に116度13分の線と乙から甲を見通した線から右に27度0分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に80度44分の線と乙から甲を見通した線から右に39度13分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から60メートルの点
 エ 甲から乙を見通した線から左に180度0分

の線上甲から90メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち久礼

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

53 公示番号 共第2,553号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町黒落沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼出来落小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町久礼黒落小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に35度9分の線と乙から甲を見通した線から右に37度36分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に42度18分の線と乙から甲を見通した線から右に75度11分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に13度22分の線と乙から甲を見通した線から右に136度15分の線との交点

アイ、イウ、ウ乙及び乙アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち久礼

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

54 公示番号 共第2,554号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼手斧落し

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町久礼頭白小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町久礼手斧落し小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に69度57分の線と乙から甲を見通した線から右に38度48分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に34度29分の線と乙から甲を見通した線から右に53度55分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から155メートルの点

アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち久礼

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

55 公示番号 共第2,555号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場崎平落小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に66度0分の線と乙から甲を見通した線から右に52度41分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に40度40分の線と乙から甲を見通した線から右に93度43分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に9度34分の線と乙から甲を見通した線から右に51度36分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に25度6分の線と乙から甲を見通した線から右に12度24分

の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

56 公示番号 共第2,556号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀落沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江笹場崎平落小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀落小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に47度58分の線と乙から甲を見通した線から右に65度44分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に24度22分の線と乙から甲を見通した線から右に109度53分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に8度39分の線と乙から甲を見通した線から右に6度5分の線との交点

アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち上ノ加江

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

57 公示番号 共第2,557号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江尺濬沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江下小磯鼻小型定置漁場基点
 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江大濬小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に78度43分の線と乙から甲を見通した線から右に71度32分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に56度49分の線と乙から甲を見通した線から右に89度24分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に51度41分の線と乙から甲を見通した線から右に42度15分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に88度13分の線と乙から甲を見通した線から右に32度2分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 58 公示番号 共第2,558号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江大濬沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江大濬小型定置漁場基点
 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濬丘小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に101度45分の線と乙から甲を見通した線から右に39度2分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に71度34分の線と乙から甲を見通した線から右に56度59分

の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線上甲から100メートルの点
 アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 59 公示番号 共第2,559号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濬沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江大濬小型定置漁場基点
 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濬丘小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に49度21分の線と乙から甲を見通した線から右に88度57分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に31度8分の線と乙から甲を見通した線から右に124度38分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した延長線上乙から123メートルの点
 エ 甲から乙を見通した線上乙から37メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
 (4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 60 公示番号 共第2,560号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀小崎沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎北小型定置漁場基点
 基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号 (旧夫婦岩県漁場基点)
 基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀うの瀬県漁場基点第139号 (旧うの瀬小型定置漁場基点)
 ア 乙から丙を見通した線から左に75度20分の線と丙から乙を見通した線から右に34度2分の線との交点
 イ 乙から丙を見通した線から左に34度2分の線と丙から乙を見通した線から右に24度26分の線との交点
 アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 高岡郡中土佐町のうち矢井賀
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 61 公示番号 共第2,561号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀畠尻沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号 (旧夫婦岩県漁場基点)
 基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀うの瀬県漁場基点第139号 (旧うの瀬小型定置漁場基点)
 基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀畠尻小型定置漁場基点
 基点丁 高岡郡中土佐町矢井賀下り松小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に26度39分の線と乙から甲を見通した線から左に15度14分

の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に44度45分の線と乙から甲を見通した線から左に29度15分の線との交点

アイ、イ丁、丁丙及び丙アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち矢井賀

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

62 公示番号 共第2,562号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀港前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町矢井賀小崎夫婦岩県漁場基点第137号(旧夫婦岩県漁場基点)

基点乙 高岡郡中土佐町矢井賀うの瀨県漁場基点第139号(旧うの瀨小型定置漁場基点)

基点丙 高岡郡中土佐町矢井賀港口左岸堤防小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から右に39度38分の線と乙から甲を見通した線から左に41度41分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に31度18分の線と乙から甲を見通した線から左に42度42分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に42度20分の線と乙から甲を見通した線から左に62度16分の線との交点

アイ、イ丙、丙ウ及び丙アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡中土佐町のうち矢井賀

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

63 公示番号 共第2,563号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡四万十町志和北磯沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡四万十町志和黒瀨小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡四万十町志和松ノ下小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に81度15分の線と乙から甲を見通した線から右に70度33分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に57度48分の線と乙から甲を見通した線から右に91度59分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡四万十町のうち志和

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

64 公示番号 共第2,564号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡四万十町志和戸神鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡四万十町志和戸神鼻前の瀨小型定置漁場基点

基点乙 高岡郡四万十町志和丸瀨小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に117度21分の線と乙から甲を見通した線から右に41度7分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に86度16分の線と乙から甲を見通した線から右に63度14分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 6月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

高岡郡四万十町のうち志和

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

65 公示番号 共第2,565号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田港前沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町伊田港口小型定置漁場基点1号

基点乙 幡多郡黒潮町伊田防潮堤小型定置漁場基点2号

ア 甲から乙を見通した線から左に121度46分の線と乙から甲を見通した線から右に46度44分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に111度21分の線と乙から甲を見通した線から右に57度10分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に93度2分の線と乙から甲を見通した線から右に71度18分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に101度41分の線と乙から甲を見通した線から右に59度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

66 公示番号 共第2,566号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 四万十市双海大ツル濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市双海大ツル濬県漁場基点第125号
基点乙 四万十市双海崎県漁場基点第170号
- ア 甲から乙を見通した線から左に87度52分の線と乙から甲を見通した線から右に69度2分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に64度44分の線と乙から甲を見通した線から右に87度58分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に86度33分の線と乙から甲を見通した線から右に15度41分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に136度39分の線と乙から甲を見通した線から右に20度55分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 も 1月1日から12月31日まで
いか ねいり あじ
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 67 公示番号 共第2,567号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 四万十市平野サンゲン濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市平野港高濬小型定置漁場基点
基点乙 四万十市平野サンゲン濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に42度23分の線と乙から甲を見通した線から右に80度52分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に25度8分の線と乙から甲を見通した線から右に90度50分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に35度29分の線と乙から甲を見通した線から右に6度53分の線との交点

- エ 甲から乙を見通した線から左に87度15分の線と乙から甲を見通した線から右に20度32分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 も 1月1日から12月31日まで
いか ねいり あじ
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 68 公示番号 共第2,568号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 四万十市名鹿浜沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市小名鹿馬濬県漁場基点第172号
基点乙 四万十市名鹿高濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に25度7分の線と乙から甲を見通した線から右に65度37分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に22度21分の線と乙から甲を見通した線から右に97度43分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に2度28分の線と乙から甲を見通した線から右に162度5分の線との交点
アイ、イウ、ウ乙及び乙アの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 も 1月1日から12月31日まで
いか ねいり あじ
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 69 公示番号 共第2,569号
(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 四万十市名鹿ハソ港ジョン濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 四万十市小名鹿馬濬県漁場基点第172号
基点乙 四万十市名鹿ハソ港防波堤小型定置漁場基点
- ア 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に61度19分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に26度40分の線と乙から甲を見通した線から右に80度43分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に7度25分の線と乙から甲を見通した線から右に104度10分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に5度14分の線と乙から甲を見通した線から右に53度4分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 も 1月1日から12月31日まで
いか ねいり あじ
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 70 公示番号 共第2,570号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市布立石沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市立石小浦崎小型定置漁場基点
基点乙 土佐清水市布県漁場基点第130号
ア 甲から乙を見通した線から左に105度47分の線と乙から甲を見通した線から右に45度36分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に82度30分の線と乙から甲を見通した線から右に66度50分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に22度10分の線と乙から甲を見通した線から右に54度25分の線との交点

の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に22度10分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち布及び立石

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

71 公示番号 共第2,571号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市長湊沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市布島漁場基点第134号

基点乙 土佐清水市布丘大濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に85度52分の線と乙から甲を見通した線から右に57度8分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に69度0分の線と乙から甲を見通した線から右に75度20分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に35度5分の線と乙から甲を見通した線から右に38度36分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に41度49分の線と乙から甲を見通した線から右に26度49分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち布及び立石

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

72 公示番号 共第2,572号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市布立湊沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市布丘大濬小型定置漁場基点

基点乙 土佐清水市布立岩小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に82度7分の線と乙から甲を見通した線から右に66度54分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に66度24分の線と乙から甲を見通した線から右に83度28分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に39度48分の線と乙から甲を見通した線から右に78度44分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に44度16分の線と乙から甲を見通した線から右に66度31分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち布及び立石

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

73 公示番号 共第2,573号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市双浜沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市久百々丸島漁場基点第137号

基点乙 土佐清水市双浜小黒濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に72度13分の線と乙から甲を見通した線から右に75度50分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に58度18分の線と乙から甲を見通した線から右に93度7分

の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に30度32分の線と乙から甲を見通した線から右に104度27分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に45度52分の線と乙から甲を見通した線から右に61度26分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

74 公示番号 共第2,574号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大岐黒濬沖(黒濬一号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大岐蟻崎多田網代小型定置漁場基点

基点乙 土佐清水市大岐黒濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に78度51分の線と乙から甲を見通した線から右に56度38分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に57度45分の線と乙から甲を見通した線から右に76度26分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に26度14分の線と乙から甲を見通した線から右に40度30分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に50度49分の線と乙から甲を見通した線から右に24度55分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば

その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

75 公示番号 共第2,575号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 土佐清水市大岐黒落沖（黒落二号）
 - イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 土佐清水市大岐蟻崎多田網代小型定置漁場
 基点

基点乙 土佐清水市大岐黒落小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に29度11分の線と乙から甲を見通した線から右に99度34分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に18度26分の線と乙から甲を見通した線から右に130度49分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に8度55分の線と乙から甲を見通した線から右に24度55分の線との交点

アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば	
その他 小型定置漁業	

- (3) 関係地区 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

76 公示番号 共第2,576号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐一号）
 - イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点1号

基点乙 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点2号

ア 甲から乙を見通した線から左に96度28分の

線と乙から甲を見通した線から右に43度54分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に82度48分の線と乙から甲を見通した線から右に52度14分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に75度30分の線と乙から甲を見通した線から右に32度33分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に96度28分の線と乙から甲を見通した線から右に26度24分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば	
その他 小型定置漁業	

- (3) 関係地区 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

77 公示番号 共第2,577号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐二号）
 - イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点1号

基点乙 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点2号

ア 甲から乙を見通した線から左に67度17分の線と乙から甲を見通した線から右に66度50分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に58度15分の線と乙から甲を見通した線から右に78度33分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に34度0分の線と乙から甲を見通した線から右に78度33分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に39度53分の線と乙から甲を見通した線から右に60度2分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区

域

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば	
その他 小型定置漁業	

- (3) 関係地区 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

78 公示番号 共第2,578号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 土佐清水市大岐大岐浜沖（大岐三号）
 - イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 土佐清水市大岐防潮堤小型定置漁場基点2号

基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第139号
 ア 甲から乙を見通した線から左に55度23分の線と乙から甲を見通した線から右に77度58分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に46度52分の線と乙から甲を見通した線から右に88度45分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に32度34分の線と乙から甲を見通した線から右に73度17分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に41度4分の線と乙から甲を見通した線から右に61度30分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第二種共同漁業	い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば	
その他 小型定置漁業	

- (3) 関係地区 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

79 公示番号 共第2,579号

- (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大岐沖 (浜中一号)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利吉さん下小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利間丈碯小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に83度0分の線と乙から甲を見通した線から右に72度10分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に75度13分の線と乙から甲を見通した線から右に78度52分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に84度7分の線と乙から甲を見通した線から右に57度31分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に93度11分の線と乙から甲を見通した線から右に52度40分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 80 公示番号 共第2,580号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利うどのくち沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利間丈碯小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利魚釣碯小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に64度16分の線と乙から甲を見通した線から右に23度19分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に46度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度19分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度21分の線と乙から甲を見通した線から右に7度0分

の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に64度16分の線と乙から甲を見通した線から右に7度0分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 81 公示番号 共第2,581号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利もち米碯沖 (もち米碯一号)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利間丈碯小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利魚釣碯小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に33度23分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に24度2分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に9度41分の線と乙から甲を見通した線から左に4度58分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に6度14分の線と乙から甲を見通した線から左に2度13分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 82 公示番号 共第2,582号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利もち米碯沖 (もち米碯二号)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利間丈碯小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利魚釣碯小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に40度50分の線と乙から甲を見通した線から右に46度39分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に29度9分の線と乙から甲を見通した線から右に59度30分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に8度33分の線と乙から甲を見通した線から右に13度17分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に13度17分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業
 (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 83 公示番号 共第2,583号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利つばや沖 (つばや一号)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利間丈碯小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利魚釣碯小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に18度50分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分

の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に15度53分の線と乙から甲を見通した線から右に114度42分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に124度53分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

84 公示番号 共第2,584号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市以布利つばや沖(つばや二号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利間丈箸小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利魚釣箸小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に22度54分の線と乙から甲を見通した線から右に113度30分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に19度30分の線と乙から甲を見通した線から右に129度40分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に151度38分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に4度4分の線と乙から甲を見通した線から右に124度53分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

85 公示番号 共第2,585号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市以布利港前(以布利港前二号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利魚釣箸県漁場基点第140号
 基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第141号

ア 甲から乙を見通した線から左に39度40分の線と乙から甲を見通した線から右に63度23分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に36度35分の線と乙から甲を見通した線から右に75度55分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に22度21分の線と乙から甲を見通した線から右に63度23分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に23度41分の線と乙から甲を見通した線から右に50度52分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

86 公示番号 共第2,586号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市以布利尻貝沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利尻貝小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市以布利犬戻り鼻小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に61度1分の線と乙から甲を見通した線から右に67度55分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に39度33分の線と乙から甲を見通した線から右に93度40分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に20度10分の線と乙から甲を見通した線から右に47度24分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に48度46分の線と乙から甲を見通した線から右に33度43分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

87 公示番号 共第2,587号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市以布利一ッ箸沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号
 基点乙 土佐清水市窪津馬目木鼻県漁場基点第188号

ア 甲から乙を見通した線から左に99度2分の線と乙から甲を見通した線から右に19度50分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に73度41分の線と乙から甲を見通した線から右に21度5分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に133度2分の線と乙から甲を見通した線から右に5度43分の線との交点

分の線との交点
アイ、イ甲、甲ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち以布利及び大岐

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

88 公示番号 共第2,588号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市窪津馬目木鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号

基点乙 土佐清水市窪津馬目木鼻県漁場基点第188号

ア 甲から乙を見通した線から左に21度13分の線と乙から甲を見通した線から右に50度5分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に13度51分の線と乙から甲を見通した線から右に67度40分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に1度6分の線と乙から甲を見通した線から右に5度58分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に7度51分の線と乙から甲を見通した線から右に14度30分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

89 公示番号 共第2,589号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市窪津うの濬沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第146号

基点乙 土佐清水市窪津あかまど小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に80度51分の線と乙から甲を見通した線から右に74度6分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に62度34分の線と乙から甲を見通した線から右に92度29分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に43度41分の線と乙から甲を見通した線から右に79度45分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に80度51分の線と乙から甲を見通した線から右に47度55分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

90 公示番号 共第2,590号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市窪津津呂港沖(上の濬)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市窪津津呂港前小型定置漁場基点

基点乙 土佐清水市窪津津呂地藏濬前の濬小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に76度42分の線と乙から甲を見通した線から右に62度22分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に63度10分の線と乙から甲を見通した線から右に75度45分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に53度33分の線と乙から甲を見通した線から右に60度3分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に68度58分の線と乙から甲を見通した線から右に47度7分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

91 公示番号 共第2,591号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大浜はらいがわ沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大浜はらいがわ小型定置漁場基点

基点乙 土佐清水市大浜トンネル前小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に108度12分の線と乙から甲を見通した線から右に31度16分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に73度16分の線と乙から甲を見通した線から右に46度54分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線上甲から100メートルの点

アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち松尾

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

92 公示番号 共第2,592号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市大浜住吉沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市大浜西防波堤突端小型定置漁場基点
基点乙 土佐清水市大浜西の鼻沖の濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に42度5分の線と乙から甲を見通した線から右に48度35分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に16度22分の線と乙から甲を見通した線から右に103度3分の線との交点
アイ、イ乙、乙甲及び甲アの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
土佐清水市のうち大浜

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

93 公示番号 共第2,593号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市清水清水港立濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市清水鹿島出し小型定置漁場基点
基点乙 土佐清水市清水あしか濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に68度20分の線と乙から甲を見通した線から右に17度7分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に41度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度51分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線上甲から150メートルの点
エ 甲から乙を見通した線から左に12度47分の

線と乙から甲を見通した線から右に2度6分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
土佐清水市のうち清水

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

94 公示番号 共第2,594号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市松尾バンド濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市松尾バンド濬小型定置漁場基点
基点乙 土佐清水市松尾ウマノセ濬小型定置漁場基点
基点丙 土佐清水市松尾ヨボシ濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に87度45分の線と丙から乙を見通した線から右に22度54分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に34度45分の線と丙から乙を見通した線から右に68度31分の線との交点
甲ア、アイ、イ丙、丙乙及び乙甲の5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
土佐清水市のうち松尾

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

95 公示番号 共第2,595号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市貝の川松浦前沖
イ 漁場の区域

点の位置
基点甲 土佐清水市貝の川県漁場基点第206号
基点乙 土佐清水市貝の川静座濬県漁場基点第207号

ア 甲から乙を見通した線から左に42度30分の線と乙から甲を見通した線から右に56度52分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に36度2分の線と乙から甲を見通した線から右に85度7分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に2度37分の線と乙から甲を見通した線から右に12度30分の線との交点
アイ、イ乙、乙ウ及びウアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
土佐清水市のうち貝の川及び齒染ノ浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

96 公示番号 共第2,596号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町大浦松濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町大浦松濬小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町大浦黒濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に97度2分の線上甲から396メートルの点
イ 甲から乙を見通した線から左に59度4分の線上甲から363メートルの点
ウ 甲から乙を見通した線から左に59度4分の線上甲から80メートルの点(ウノ濬)
エ 甲から乙を見通した線から左に119度46分の線上甲から112メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

- そうお その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち大浦
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 97 公示番号 共第2,597号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町樫ノ浦沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町樫ノ浦岡ノ巾着落小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町樫ノ浦岡ノ丸落小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に128度11分の線と乙から甲を見通した線から右に25度14分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に54度33分の線と乙から甲を見通した線から右に72度32分の線との交点
甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち樫ノ浦、西泊及び周防形
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 98 公示番号 共第2,598号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形双つ濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町周防形双つ濬小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町周防形仏濬小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に88度8分の線と乙から甲を見通した線から右に39度9分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に59度52分の

- 線と乙から甲を見通した線から右に46度20分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に141度55分の線と乙から甲を見通した線から右に10度30分の線との交点
- アイ、イ甲、甲ウ及びウアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち周防形、樫ノ浦及び西泊
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 99 公示番号 共第2,599号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形鬼王濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町周防形鬼王濬県漁場基点
基点乙 幡多郡大月町周防形松濬小型定置漁場基点
基点丙 幡多郡大月町周防形鵜ノ濬
ア 甲から乙を見通した線から右に19度6分の線と乙から甲を見通した線から右に19度6分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に43度57分の線と乙から甲を見通した線から右に29度20分の線との交点
甲ア、アイ、イ丙及び丙甲の4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち周防形、樫ノ浦及び西泊
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 100 公示番号 共第2,600号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡大月町赤泊大濬沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町赤泊ヒロイ上げ鼻小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町赤泊赤泊浜西放水路突端小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に93度8分の線上甲から470メートルの点
イ 甲から乙を見通した線から左に78度10分の線上甲から406メートルの点
ウ 甲から乙を見通した線から左に112度12分の線上甲から220メートルの点
エ 甲から乙を見通した線から左に120度15分の線上甲から280メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
そうお その他 小型定置漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、樫ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 101 公示番号 共第2,601号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町赤泊ソウカ濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町赤泊ソウカ濬小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町中の鼻県漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に155度5分の線上甲から200メートルの点
イ 甲から乙を見通した線から左に115度20分の線上甲から183メートルの点
ウ 甲から乙を見通した線から左に50度36分の線上甲から118メートルの点
アイ、イウ、ウ甲及び甲アの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば
その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、檜ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

102 公示番号 共第2,602号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目古満目崎西沖
 - イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町古満目シンツル碇小型定置漁場基点
基点乙 幡多郡大月町古満目遠見山前の碇小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に89度32分の線と乙から甲を見通した線から右に42度22分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に28度36分の線と乙から甲を見通した線から右に114度2分の線との交点
甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

103 公示番号 共第2,603号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目赤崎沖
 - イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町古満目県漁場基点第217号
基点乙 幡多郡大月町古満目赤崎東小型定置漁場基点
ア 甲から乙を見通した線から左に35度27分の線と乙から甲を見通した線から右に9度53分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に18度8分の線と乙から甲を見通した線から右に39度54分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に30度5分の線と乙から甲を見通した線から左に22度55分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に58度27分の線と乙から甲を見通した線から左に19度0分の線との交点

- アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

104 公示番号 共第2,604号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目平渚沖
 - イ 漁場の区域
点の位置

- 基点甲 幡多郡大月町古満目カタヒラ碇北ノ鼻小型定置漁場基点
- 基点乙 幡多郡大月町古満目カタヒラ碇小型定置漁場基点

- ア 甲から乙を見通した線から左に80度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度30分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に48度10分の線と乙から甲を見通した線から右に89度20分の線との交点

- 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区

幡多郡大月町のうち古満目

- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

105 公示番号 共第2,605号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤禿の鼻前
 - イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町柏島赤禿の鼻大碇
基点乙 基点甲から幡多郡大月町柏島赤灯台を見通した線から右に236度16分の線上基点甲から160メートルの碇
ア 甲から乙を見通した線から右に42度21分の線上甲から185メートルの点
イ 甲から乙を見通した線から右に67度42分の線上甲から96メートルの点
ウ 甲から乙を見通した線から右に85度3分の線上甲から52メートルの点
アイ、イウ、ウ甲、甲乙及び乙アの5直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし あじ さば
その他 小型定置漁業

- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち柏島
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

106 公示番号 共第2,606号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地勤崎北沖
 - イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町安満地勤崎北小型定置漁場基点1号
基点乙 幡多郡大月町安満地勤崎北小型定置漁場基点2号
ア 甲から乙を見通した線から左に67度43分の線と乙から甲を見通した線から右に51度25分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に13度35分の線と乙から甲を見通した線から右に155度10分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

107 公示番号 共第2,607号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地那智沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地松島岡ノ碇小型定置漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地トン碇小型定置漁場基点
 基点丙 幡多郡大月町安満地トン碇西の碇
 ア 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に45度55分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に18度53分の線と乙から甲を見通した線から右に116度57分の線との交点
 丙ア、アイ、イ乙及び乙丙の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

108 公示番号 共第2,608号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地米ヶ谷沖
 イ 漁場の区域
 点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地ヨボシ碇小型定置漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地ヨボシ碇東の碇小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に59度50分の線と乙から甲を見通した線から右に24度47分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に32度42分の線と乙から甲を見通した線から右に89度6分の線との交点
 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

109 公示番号 共第2,609号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地観音崎北沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に78度5分の線と乙から甲を見通した線から右に27度53分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に24度38分の線と乙から甲を見通した線から右に95度27分の線との交点
 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

110 公示番号 共第2,610号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地かねつる鼻西沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地かねつる鼻西小型定置漁場基点1号
 基点乙 幡多郡大月町安満地かねつる鼻西小型定置漁場基点2号
 ア 甲から乙を見通した線から左に54度25分の線と乙から甲を見通した線から右に28度0分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に15度36分の線と乙から甲を見通した線から右に100度53分の線との交点
 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし あじ さば
 その他 小型定置漁業

(3) 関係地区
 幡多郡大月町のうち安満地

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

111 公示番号 共第2,611号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦松碇沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町橋浦丸碇小型定置漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町橋浦松碇小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に57度37分の線と乙から甲を見通した線から右に20度22分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に45度40分の線と乙から甲を見通した線から右に93度44分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に14度57分の線と乙から甲を見通した線から左に10度30分

の線との交点

甲ア、アイ、イウ及びウ甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

112 公示番号 共第2,612号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立碇沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦双ッ碇岡小型定置漁場基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ碇小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に48度0分の線と乙から甲を見通した線から右に38度0分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に15度27分の線と乙から甲を見通した線から右に85度12分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

113 公示番号 共第2,613号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場ノ鼻南沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町橘浦弦場ノ鼻南小型定置漁場基点

基点乙 幡多郡大月町橘浦弦場ノ鼻南漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に40度27分の線と乙から甲を見通した線から右に46度20分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に22度0分の線と乙から甲を見通した線から右に62度32分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち橘浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

114 公示番号 共第2,614号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫白崎県漁場基点第175号

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫宮前小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に122度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度38分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に50度5分の線と乙から甲を見通した線から右に57度20分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

115 公示番号 共第2,615号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫巻ノ浦小型定置漁場基点

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫西防波堤小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に63度20分の線と乙から甲を見通した線から右に22度57分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に23度48分の線と乙から甲を見通した線から右に48度32分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に28度40分の線と最大高潮時の海岸線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に59度10分の線と最大高潮時の海岸線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

116 公示番号 共第2,616号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎県漁場基点第173号

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ヶ糞碇小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に106度37分の線と乙から甲を見通した線から右に19度35分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度5分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に49度40分の線と乙から甲を見通した線から右に99度6分の線との交点

甲ア、アイ、イウ、ウ乙及び乙甲の5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

ア 漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

117 公示番号 共第2,617号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜県漁場基点第172号

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫墓ノ下小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に71度52分の線と乙から甲を見通した線から右に90度32分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に54度48分の線と乙から甲を見通した線から右に109度50分の線との交点

甲ア、アイ、イ乙及び乙甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

118 公示番号 共第2,618号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫ひばり小島小型定置漁場基点

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫くら谷東小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に142度10分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に110度10分の線と乙から甲を見通した線から右に37度34分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に73度20分の線と乙から甲を見通した線から右に19度10分の線との交点

甲ア、アイ、イウ及びウ甲の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

119 公示番号 共第2,619号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫田土沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻区画基点

基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫犬戻し区画基点

基点丙 幡多郡大月町龍ヶ迫タツチ鼻小型定置漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に95度40分の線と乙から甲を見通した線から右に24度40分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に62度0分の線と乙から甲を見通した線から右に30度43分の線との交点

丙ア、アイ、イ甲及び甲丙の4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし あじ さば

その他 小型定置漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

[第三種共同漁業(地びき網及び舟びき網)]

(東部海区関係)

1 公示番号 共第3,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町奈半利地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町須賀谷口右岸共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位215度0分の線及び乙から磁針方位207度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

2 公示番号 共第3,002号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡田野町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位207度0分の及び乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸郡田野町

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

3 公示番号 共第3,003号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡田野町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点

基点乙 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点

甲から磁針方位207度0分の線及び乙から磁針方位204度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 た 12月1日から翌年5月31日まで
い地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸郡田野町

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

4 公示番号 共第3,004号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡安田町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号

甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

5 公示番号 共第3,005号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡安田町地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡田野町・安田町界共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市下山県漁場基点第35号

甲から磁針方位204度0分の線及び乙から磁針方位220度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合3,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 た 12月1日から翌年5月31日まで
い地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

6 公示番号 共第3,006号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市伊尾木及び川北地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点

基点乙 旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点

基点丙 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

甲から磁針方位222度0分の線及び丙から磁針方位204度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 甲から磁針方位222度0分の線及び乙から磁針方位209度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち伊尾木及び川北

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

7 公示番号 共第3,007号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市東浜及び西浜地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端

基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

甲から磁針方位204度0分の線及び丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 乙から磁針方位195度0分の線及び丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中乙丙間の最大高潮時海岸線から沖合400メートルの線に至る区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
わし地びき網漁業

(3) 関係地区

安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

8 公示番号 共第3,008号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸市穴内地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市穴内新城の鼻突端の岩

基点乙 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

- 甲から磁針方位190度0分の線及び乙から磁針方位186度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち穴内
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 9 公示番号 共第3,009号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市赤野及び安芸郡芸西村の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点
 基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位186度0分の線と乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- (中部海区関係)
- 10 公示番号 共第3,010号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市香我美町岸本地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 香南市夜須町・香我美町岸本界共同漁業権境界基点
 基点乙 平成18年3月1日の合併前の香我美町328-42番地先漁場基点
- 甲から磁針方位202度30分の線及び乙から真方位184度

- 10分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち香我美町岸本
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 11 公示番号 共第3,011号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市赤岡町及び吉川町の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 香南市香我美町岸本・赤岡町界共同漁業権境界基点
 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点
 基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬漁場境界石柱
- 甲から磁針方位187度30分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 12 公示番号 共第3,012号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市吉川町地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点
 基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬漁場境界石柱
 基点丙 南国市久枝・香南市吉川町界から東へ327メートルの点
- 甲から乙を見通した線から左に90度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙

- 間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち吉川町
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 13 公示番号 共第3,013号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市浜改田地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市前浜・浜改田界共同漁業権境界基点
 基点乙 南国市浜改田宇本村県漁場基点第93号
 基点丙 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位180度0分の線及び丙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
- (ア) 区画漁業権の漁場区域
 (イ) 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位180度0分の線により区切られた海域中甲乙を結ぶ直線から沖合300メートルの線に至る区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業
- (3) 関係地区
 南国市のうち浜改田
- (4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 14 公示番号 共第3,014号
- (1) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 南国市十市及び高知市仁井田の一部の地先
 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 南国市浜改田・十市界共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位180度0分の線及び乙から磁針方位167度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただ

し、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 南国市のうち十市

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

15 公示番号 共第3,015号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市仁井田地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点
 基点乙 高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点
 甲から磁針方位167度の線及び乙から真方位162度30分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 高知市のうち仁井田及び種崎

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

16 公示番号 共第3,016号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸及び長浜地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市長浜二本松県漁場基点から磁針方位76度58分1,100メートルの点
 基点乙 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 甲から磁針方位166度30分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 高知市のうち浦戸及び長浜

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

17 公示番号 共第3,017号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市春野町地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 高知市長浜・春野町界名村崎共同漁業権境界基点
 基点乙 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点
 甲から磁針方位170度0分の線及び乙から磁針方位170度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 高知市のうち春野町

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

18 公示番号 共第3,018号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市新居及び宇佐町並びに高知市春野町の一部地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市新居・高知市春野町界から磁針方位77度37分486メートルの点
 基点乙 土佐市荻崎すずき濬県漁場基点
 基点丙 土佐市荻崎共同漁業権境界基点
 ア 甲から磁針方位170度0分の線上最大高潮時の海岸線から1,700メートルの点
 イ 乙から磁針方位145度0分の線上乙から1,700メートルの点
 ウ 丙から磁針方位205度0分の線上丙から650メートルの点
 甲ア、アイ、イウ及びウ丙を結ぶ4直線並びに甲丙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区

画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 土佐市のうち新居

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

19 公示番号 共第3,019号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内の浦ノ内湾内の一部の地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市浦ノ内灰方崎区画基点
 基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点
 甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた浦ノ内湾内。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで
 わし地びき網漁業

(3) 関係地区
 須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件
 動力漁船によるひき網をしてはならない。

20 公示番号 共第3,020号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市久通地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市久通しるでん岬釜ヶ濬共同漁業権境界基点
 基点乙 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
 基点丙 須崎市久通沖の濬漁場基点
 ア 甲から丙を見通した線から左に63度42分の線と丙から甲を見通した線から右に5度41分の線との交点
 イ 丙から乙を見通した線から左に75度26分の線と乙から甲を見通した線から右に72度2分の線との交点
 甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業

- 権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|------------------|
| 第三種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし地びき網漁業 | |
| 第三種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし舟びき網漁業 | |
- (3) 関係地区
須崎市のうち久通
- (4) 制限又は条件
動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 21 公示番号 共第3,021号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市須崎湾内
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市野見野見崎突端
- 基点乙 須崎市神木の鼻突端
- 基点丙 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
- 基点丁 須崎市角谷崎高落共同漁業権境界基点
- 基点戊 須崎市角谷岬突端
- A 甲から乙を見通した線の延長線と最大高潮時の海岸線との交点
- ア 丙から丁を見通した線から左に104度23分の線と丁から丙を見通した線から右に44度19分の線との交点
- イ 丙から丁を見通した線から左に48度44分の線と丁から丙を見通した線から右に64度7分の線との交点
- ウ 丙から丁を見通した線から左に54度41分の線と丁から丙を見通した線から右に76度42分の線との交点
- エ 丙から丁を見通した線から左に42度16分の線と丁から丙を見通した線から右に92度35分の線との交点
- オ 丙から丁を見通した線から左に35度39分の線と丁から丙を見通した線から右に82度58分の線との交点
- カ 丙から丁を見通した線から左に34度33分の線と丁から丙を見通した線から右に85度1分の線との交点
- キ 丙から丁を見通した線から左に4度40分の線と丁から丙を見通した線から右に132度36分の線との交点
- 乙Aを結ぶ直線及び乙A間の最大高潮時の海岸線によ

- り囲まれた区域。ただし、次に掲げる区域を除く。
- (ア) 区画漁業権の漁場区域
- (イ) アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキ戊を結ぶ7直線以北の海域
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|------------------|
| 第三種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし舟びき網漁業 | |
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
動力漁船によるひき網をしてはならない。
- (西部海区関係)
- 22 公示番号 共第3,022号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 幡多郡黒潮町新磯高落（舟戸落から磁針方位248度963.5メートル）から磁針方位240度0分600メートルの点
- 基点乙 幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点
- 甲から磁針方位140度0分の線及び乙から磁針方位110度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|------------------|
| 第三種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし地びき網漁業 | |
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち入野
- (4) 制限又は条件
動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 23 公示番号 共第3,023号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 四万十市平野地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 四万十市双海こじき谷左岸漁場基点
- 基点乙 四万十市平野中落漁場基点
- 基点丙 四万十市双海和田岬い落
- 甲から丙を見通した線及び乙から磁針方位120度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸

- 線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。
- (2) 漁業の種類及び時期
- | 漁業の種類 | 漁業の時期 |
|----------|------------------|
| 第三種共同漁業 | い 1月1日から12月31日まで |
| わし地びき網漁業 | |
- (3) 関係地区
四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎
- (4) 制限又は条件
動力漁船によるひき網をしてはならない。
- 24 公示番号 共第3,024号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 四万十市下田地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 四万十市下田道崎突端共同漁業権境界基点
- 基点乙 四万十市下田青砂島南端共同漁業権境界基点
- 基点丁 県漁場基点第171号
- 基点戊 丁から磁針方位229度16分8秒の線上丁から726.8メートルの点
- a 丁から戊を見通した線から左に23度37分の線と戊から丁を見通した線から右に76度77分の線との交点
- b 丁から戊を見通した線から左に21度73分の線と戊から丁を見通した線から右に78度7分の線との交点
- c 丁から戊を見通した線から左に21度72分の線と戊から丁を見通した線から右に77度99分の線との交点
- d 丁から戊を見通した線から左に15度51分の線と戊から丁を見通した線から右に85度40分の線との交点
- e 丁から戊を見通した線から左に15度54分の線と戊から丁を見通した線から右に85度84分の線との交点
- f 丁から戊を見通した線から左に9度70分の線と戊から丁を見通した線から右に101度54分の線との交点
- g 丁から戊を見通した線から左に11度11分の線と戊から丁を見通した線から右に108度24分の線との交点
- h 丁から戊を見通した線から左に22度12分の線と戊から丁を見通した線から右に84度55分の線との交点

i 丁から戊を見通した線から左に22度11分の線と戊から丁を見通した線から右に84度48分の線との交点

j 丁から戊を見通した線から左に23度69分の線と戊から丁を見通した線から右に82度82分の線との交点

甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) a b、b c、c d、d e、e f、f g、g h、h i、i j 及びj a を結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし地びき網漁業

(3) 関係地区

四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

25 公示番号 共第3,025号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 四万十市名鹿地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 四万十市名鹿西堂崎突端共同漁業権境界基点

基点乙 四万十市名鹿名鹿川左岸端共同漁業権境界基点

甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位93度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし地びき網漁業

(3) 関係地区

四万十市のうち双海、平野、下田、名鹿及び初崎

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

26 公示番号 共第3,026号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市鍵掛地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市下ノ加江観音崎突端共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市下ノ加江久万地崎突端共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし地びき網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

27 公示番号 共第3,027号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市大岐地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市大岐立濤共同漁業権境界基点

基点乙 土佐清水市大岐下港平濤共同漁業権境界基点

甲から磁針方位90度0分の線及び乙から磁針方位90度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 い 1月1日から12月31日まで

わし地びき網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち大岐及び以布利

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

28 公示番号 共第3,028号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市清水港口

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市清水渡場東側突端

基点乙 土佐清水市清水ウドノロ鼻

甲から磁針方位306度0分の線及び乙から磁針方位306度0分の線により区切られた海域中甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合300メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 か 1月1日から12月31日まで
ます地びき網漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち清水

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

29 公示番号 共第3,029号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目港内

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形大濤

基点乙 幡多郡大月町古満目蛭子濤県漁場基点

基点丙 幡多郡大月町頭集・平山界共同漁業権境界基点

基点丁 幡多郡大月町平山・古満目界共同漁業権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

(ア) 区画漁業権の漁場区域

(イ) 丙丁を結ぶ直線以北の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 ぼ 1月1日から12月31日まで
ら地びき網漁業

第三種共同漁業 か 7月1日から10月31日まで
ます地びき網漁業

第三種共同漁業 き 1月1日から12月31日まで
びなご地びき網漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

30 公示番号 共第3,030号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町古満目崎南端共同漁業権境界

基点

基点乙 幡多郡大月町古満目・平山界平碇共同漁業
権境界基点

甲乙を結ぶ直線及び甲乙間の最大高潮時の海岸線により
囲まれた区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業 か	7月1日から10月31日まで
第三種共同漁業 き	1月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

31 公示番号 共第3,031号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町平山・一切界から同町一切
・柏島界までの地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界
基点

基点乙 幡多郡大月町一切・柏島界もと碇共同漁業
権境界基点

ア 甲から磁針方位162度0分の線上甲から600
メートルの点

イ 乙から磁針方位124度0分の線上乙から400
メートルの点

甲ア、アイ及びイ乙を結ぶ3直線並びに甲乙間の最大
高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、区画漁業
権の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	1月1日から12月31日まで
第三種共同漁業 か	7月1日から10月31日まで
第三種共同漁業 き	1月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

動力漁船によるひき網をしてはならない。

[第三種共同漁業 (飼付)]

(中部海区関係)

1 公示番号 共第3,101号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内塩間出見灘ヶ鼻地先 (深浦
灘)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内虎木鼻区画基点

ア 甲から磁針方位34度6分の線上甲から477
メートルの点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	7月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良
204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

なし

2 公示番号 共第3,102号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内虎木鼻地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内虎木鼻区画基点

ア 甲から磁針方位104度42分の線上甲から42
メートルの点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	7月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良
204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

なし

3 公示番号 共第3,103号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内網掛崎地先 (トウガワダ
前)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上

ア 甲から磁針方位343度41分の線上甲から486
メートルの点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	7月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良
204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

なし

4 公示番号 共第3,104号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内光松地先 (大瀧前)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上

ア 甲から磁針方位286度55分の線上甲から580
メートルの点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	7月1日から12月31日まで

(3) 関係地区

須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良
204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。

(4) 制限又は条件

なし

5 公示番号 共第3,105号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内目糞地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内白石鼻区画基点

ア 甲から磁針方位49度20分の線上甲から752
メートルの点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ	7月1日から12月31日まで

- ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 6 公示番号 共第3,106号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内島の下鼻地先(赤崎前)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内摺木区画基点
ア 甲から磁針方位211度52分の線上甲から495メートルの点
アを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ 7月1日から12月31日まで
ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 7 公示番号 共第3,107号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内茂串鼻地先
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内茂串西の鼻区画基点
ア 甲から磁針方位78度56分の線上甲から125メートルの点
アを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ 7月1日から12月31日まで
ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 8 公示番号 共第3,108号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内小島地先

- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
ア 甲から磁針方位69度40分の線上甲から44メートルの点
アを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ 7月1日から12月31日まで
ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 9 公示番号 共第3,109号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内大鹿地先(千族前)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
ア 甲から磁針方位76度17分の線上甲から480メートルの点
アを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ 7月1日から12月31日まで
ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 10 公示番号 共第3,110号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内長崎地先(タマメ)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
ア 甲から磁針方位57度19分の線上甲から749メートルの点
アを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぼ 7月1日から12月31日まで

- ら飼付漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 11 公示番号 共第3,111号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津崎沖(大礁)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町志和黒濤
物標乙(中標) 高岡郡四万十町興津灯台
物標丙(左標) 高岡郡四万十町興津一礁
甲アと乙アとの夾角が33度26分となり、乙アと丙アとの夾角が99度0分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
- (西部海区関係)
- 12 公示番号 共第3,112号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬音楽落沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市足摺岬白落
基点乙 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台
ア 甲から磁針方位110度0分の線と乙から磁針方位78度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち足摺岬
- (4) 制限又は条件
なし
- 13 公示番号 共第3,113号

- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬白山沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台
基点乙 土佐清水市足摺岬白濬
ア 甲から磁針方位83度0分の線と乙から磁針方位130度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち足摺岬
- (4) 制限又は条件
なし
- 14 公示番号 共第3,114号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬駄馬の鼻前白石出し
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市足摺岬長持濬県漁場基点第152号
基点乙 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台
ア 甲から磁針方位139度0分の線と乙から磁針方位237度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち足摺岬
- (4) 制限又は条件
なし
- 15 公示番号 共第3,115号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市松尾すばの口鼻の沖合
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市足摺岬すばの口鼻県漁場基点第153号
基点乙 土佐清水市松尾白濬
ア 甲から磁針方位182度0分の線と乙から磁針方位123度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち松尾
- (4) 制限又は条件
なし
- 16 公示番号 共第3,116号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市松尾黒濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市松尾明神鼻県漁場基点第154号
基点乙 土佐清水市松尾県漁場基点第155号
ア 甲から磁針方位227度30分の線と乙から磁針方位161度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち松尾
- (4) 制限又は条件
なし
- 17 公示番号 共第3,117号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市清水一の濬沖合
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市大浜県漁場基点第156号
基点乙 土佐清水市大浜長崎鼻県漁場基点第157号
ア 甲から磁針方位281度0分の線と乙から磁針方位243度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち清水
- (4) 制限又は条件
なし
- 18 公示番号 共第3,118号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市越の沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市越大刈谷南の鼻県漁場基点第186号
基点乙 土佐清水市松崎亀切濬県漁場基点第188号
ア 甲から磁針方位244度0分の線と乙から磁針方位196度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち養老及び松崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 19 公示番号 共第3,119号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市三崎千尋沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 土佐清水市三崎水島頂上
物標乙(中標) 土佐清水市三崎弁天島頂上
物標丙(左標) 土佐清水市叶崎灯台
甲アと乙アとの夾角が55度58分となり、乙アと丙アとの夾角が92度42分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 1月1日から12月31日まで
まあじ その他 飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び瓜白
- (4) 制限又は条件
なし
- 20 公示番号 共第3,120号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市ホツ崎沖
イ 漁場の区域
点の位置

- 物標甲 (右標) 土佐清水市員の川歯架の浦大和濬
物標乙 (中標) 土佐清水市hots崎漁場基点第208号
物標丙 (左標) 土佐清水市叶崎灯台
甲アと乙アとの夾角が50度28分となり、乙アと丙アとの夾角が60度53分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 7月1日から12月31日まで
まあじ その他 飼付漁業
- (3) 関係地区
土佐清水市のうち下川口及び片粕
- (4) 制限又は条件
なし
- 21 公示番号 共第3, 121号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町小才角白濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 土佐清水市叶崎灯台
物標乙 (中標) 幡多郡大月町小才角三角点120.3
物標丙 (左標) 幡多郡大月町朴崎突端
甲アと乙アとの夾角が79度20分となり、乙アと丙アとの夾角が56度30分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち小才角
- (4) 制限又は条件
なし
- 22 公示番号 共第3, 122号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町才角沖 (伴五郎出し)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町朴崎突端
基点乙 土佐清水市叶崎灯台
ア 甲から磁針方位128度48分の線と乙から磁針方位274度50分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域

- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち大浦
- (4) 制限又は条件
なし
- 23 公示番号 共第3, 123号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町西泊双子濬
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町朴崎突端
物標乙 (中標) 幡多郡大月町大浦三角点140.9
物標丙 (左標) 幡多郡大月町西泊松濬
甲アと乙アとの夾角が72度7分となり、乙アと丙アとの夾角が79度45分となるアを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 7月1日から12月31日まで
まあじ その他 飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち西泊、榎ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
なし
- 24 公示番号 共第3, 124号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町西泊沖 (西ノ瀬)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町大浦三角点140.9
物標乙 (中標) 幡多郡大月町西泊松濬
物標丙 (左標) 幡多郡大月町周防形尻貝、松濬
甲アと乙アとの夾角が51度27分となり、乙アと丙アとの夾角が65度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 7月1日から12月31日まで
まあじ その他 飼付漁業
- (3) 関係地区

- 幡多郡大月町のうち西泊、榎ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
なし
- 25 公示番号 共第3, 125号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町西泊沖 (真珠漁場)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町西泊長崎の鼻共同漁業権境界基点
基点乙 幡多郡大月町西泊松島
ア 甲から磁針方位220度7分の線と乙から磁針方位180度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち西泊、榎ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
なし
- 26 公示番号 共第3, 126号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町榎ノ浦沖 (商の瀬)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町西泊松濬
物標乙 (中標) 幡多郡大月町周防形尻貝、松濬
物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目、平山界平濬
甲アと乙アとの夾角が68度25分となり、乙アと丙アとの夾角が51度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 7月1日から12月31日まで
まあじ その他 飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち西泊、榎ノ浦及び周防形
- (4) 制限又は条件
なし
- 27 公示番号 共第3, 127号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目古満目崎沖 (小濬

- 沖)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町古満目古満目崎えびす簀漁場
基点
ア 甲から磁針方位196度8分の線上甲から515メートルの点
アを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 し 7月1日から12月31日まで
まあじ飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
なし
- 28 公示番号 共第3, 128号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島幸島沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町柏島平渚
基点乙 幡多郡大月町柏島観音渚
ア 甲から磁針方位172度45分の線と乙から磁針方位224度45分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち柏島
- (4) 制限又は条件
なし
- 29 公示番号 共第3, 129号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫白崎沖
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡大月町白の鼻灯台
物標乙（中標） 幡多郡大月町龍ヶ迫ムクリ山三角点
物標丙（左標） 宿毛市大海長崎鼻灯台
甲アと乙アとの夾角が47度45分となり、乙アと丙アとの夾角が83度59分となるアを中心とする半径150メー

- ルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 た 1月1日から12月31日まで
い いさぎ 飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (4) 制限又は条件
なし
- 30 公示番号 共第3, 130号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎及び龍権渚沖
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡大月町白の鼻灯台
物標乙（中標） 幡多郡大月町龍ヶ迫黒崎県漁場基点第173号
物標丙（左標） 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号
甲アと乙アとの夾角が64度5分となり、乙アと丙アとの夾角が54度5分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (4) 制限又は条件
なし
- 31 公示番号 共第3, 131号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島二並島沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島島帽子崎突端共同漁業権境界基点
基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬芦の川共同漁業権境界基点
ア 甲から磁針方位52度0分の線と乙から磁針方位351度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期

- 第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町母島
- (4) 制限又は条件
なし
- 32 公示番号 共第3, 132号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町弘瀬ハゲ渚頂点
基点乙 宿毛市沖の島町弘瀬ウツボ渚頂点
ア 甲から磁針方位158度0分の線と乙から磁針方位138度0分の線との交点
アを中心とする半径250メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 33 公示番号 共第3, 133号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町鶴来島宮ノ鼻沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端
基点乙 宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上
ア 甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点
アを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 ぶ 10月1日から翌年3月31日まで
り飼付漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町鶴来島
- (4) 制限又は条件
なし
〔第三種共同漁業（つきいそ）〕
(東部海区関係)
- 1 公示番号 共第3, 501号

- (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦葛島沖 (春日丸)
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 徳島県乳崎三角点
 - 物標乙 (中標) 安芸郡東洋町甲浦灯台
 - 物標丙 (左標) 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1
- 甲アと乙アとの夾角が74度51分となり、乙アと丙アとの夾角が42度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
- (3) 関係地区
 - 安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見
- (4) 制限又は条件
 - なし
- 2 公示番号 共第3,502号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 安芸郡東洋町生見沖 (相間礁)
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 徳島県乳崎三角点
 - 物標乙 (中標) 安芸郡東洋町甲浦灯台
 - 物標丙 (左標) 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1
 - 甲アと乙アとの夾角が46度15分となり、乙アと丙アとの夾角が61度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 - (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
 - (3) 関係地区
 - 安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見
 - (4) 制限又は条件
 - なし
- 3 公示番号 共第3,503号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 安芸郡東洋町生見沖 (公盛丸)
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 徳島県乳崎三角点

- 物標乙 (中標) 安芸郡東洋町甲浦灯台
- 物標丙 (左標) 安芸郡東洋町松ヶ鼻県漁場基点第53号の1
- 甲アと乙アとの夾角が46度51分となり、乙アと丙アとの夾角が44度13分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
- (3) 関係地区
 - 安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見
- (4) 制限又は条件
 - なし
- 4 公示番号 共第3,504号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 安芸郡東洋町手取礮沖
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 安芸郡東洋町唐戸崎県漁場基点第54号
 - 物標乙 (中標) 安芸郡東洋町野根手取礮
 - 物標丙 (左標) 安芸郡東洋町野根県漁場基点第55号の1
 - 甲アと乙アとの夾角が48度0分となり、乙アと丙アとの夾角が62度21分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 - (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
 - (3) 関係地区
 - 安芸郡東洋町のうち野根
 - (4) 制限又は条件
 - なし
- 5 公示番号 共第3,505号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 安芸郡東洋町黒磯沖
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 安芸郡東洋町野根県漁場基点第55号の1
 - 物標乙 (中標) 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯鼻県漁場基点第8号 (旧第56号)
 - 物標丙 (左標) 安芸郡東洋町野根県漁場基点第57

- 号の1
- 甲アと乙アとの夾角が50度3分となり、乙アと丙アとの夾角が52度23分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
- (3) 関係地区
 - 安芸郡東洋町のうち野根
- (4) 制限又は条件
 - なし
- 6 公示番号 共第3,506号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町入木沖
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 安芸郡東洋町野根御崎鼻県漁場基点第10号 (旧第57号)
 - 物標乙 (中標) 室戸市佐喜浜町机坂県漁場基点第58号の1
 - 物標丙 (左標) 室戸市佐喜浜町平濬小型定置漁場基点
 - 甲アと乙アとの夾角が50度51分となり、乙アと丙アとの夾角が52度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 - (2) 漁業の種類及び時期
 - 漁業の種類 漁業の時期
 - 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 - きいそ漁業
 - (3) 関係地区
 - 室戸市のうち佐喜浜町
 - (4) 制限又は条件
 - なし
- 7 公示番号 共第3,507号
 - (1) 漁場の位置及び区域
 - ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町八ヶ谷沖
 - イ 漁場の区域
 - 点の位置
 - 物標甲 (右標) 室戸市佐喜浜町県漁場基点第58号の1
 - 物標乙 (中標) 室戸市佐喜浜町平濬小型定置漁場基点
 - 物標丙 (左標) 室戸市佐喜浜町県漁場基点第59号の1

甲アと乙アとの夾角が40度56分となり、乙アと丙アとの夾角が75度8分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
 なし

8 公示番号 共第3,508号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町大谷沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市佐喜浜町篠谷県漁場基点第17号
 基点乙 室戸市佐喜浜町直太瀨県漁場基点第19号
 (旧第62号の1)
 ア 甲から乙を見通した線から左に129度10分の線と乙から甲を見通した線から右に24度1分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち佐喜浜町

(4) 制限又は条件
 なし

9 公示番号 共第3,509号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名鹿岡沖(じょがし)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 室戸市佐喜浜町直太瀨県漁場基点
 物標乙(中標) 室戸市椎名鹿岡県漁場基点第22号
 (旧第64号)
 物標丙(左標) 室戸市椎名かごりたか県漁場基点
 第25号(旧第66号)
 甲アと乙アとの夾角が51度0分となり、乙アと丙アとの夾角が53度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
 なし

10 公示番号 共第3,510号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名椎名港沖(またぎえ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 室戸市椎名鹿岡県漁場基点第22号
 (旧第64号)
 物標乙(中標) 室戸市椎名かごりたか県漁場基点
 第25号(旧第66号)
 物標丙(左標) 室戸市三津丸山県漁場基点第27号
 (旧第68号)
 甲アと乙アとの夾角が79度20分となり、乙アと丙アとの夾角が44度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
 なし

11 公示番号 共第3,511号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津丸山沖(丸山出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 室戸市椎名かごりたか県漁場基点
 第25号(旧第66号)
 物標乙(中標) 室戸市三津丸山県漁場基点第27号
 (旧第68号)
 物標丙(左標) 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号
 (旧第70号の1)
 甲アと乙アとの夾角が53度14分となり、乙アと丙アとの夾角が53度32分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
 なし

12 公示番号 共第3,512号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津三津港沖(高礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 室戸市椎名かごりたか県漁場基点
 第29号(旧第66号)
 物標乙(中標) 室戸市三津丸山県漁場基点第27号
 (旧第68号)
 物標丙(左標) 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号
 (旧第70号の1)
 甲アと乙アとの夾角が38度59分となり、乙アと丙アとの夾角が50度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
 なし

13 公示番号 共第3,513号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡港沖(くろみ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 室戸市三津丸山県漁場基点第27号
 (旧第68号)
 物標乙(中標) 室戸市六ヶ谷県漁場基点第29号
 (旧第70号の1)
 物標丙(左標) 室戸市高岡くいな瀨
 甲アと乙アとの夾角が19度40分となり、乙アと丙アとの夾角が68度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

- きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町高岡
- (4) 制限又は条件
なし
- 14 公示番号 共第3,514号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町津呂沖 (坂本沖)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台
物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
甲アと乙アとの夾角が43度8分となり、乙アと丙アとの夾角が51度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 15 公示番号 共第3,515号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町津呂沖 (丘の地合)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台
物標丙 (左標) 室戸市室津室津港口赤灯台
甲アと乙アとの夾角が66度36分となり、乙アと丙アとの夾角が50度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎

- (4) 制限又は条件
なし
- 16 公示番号 共第3,516号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町津呂沖 (沖の地合一号)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台
物標丙 (左標) 室戸市室津室津港口赤灯台
甲アと乙アとの夾角が46度35分となり、乙アと丙アとの夾角が52度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 17 公示番号 共第3,517号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町津呂沖 (沖の地合二号)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台
物標丙 (左標) 室戸市室津室津港口赤灯台
甲アと乙アとの夾角が41度57分となり、乙アと丙アとの夾角が43度21分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 18 公示番号 共第3,518号

- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町菜生沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市室戸岬町室戸岬港口青灯台
物標丙 (左標) 室戸市室津室津港口赤灯台
甲アと乙アとの夾角が31度15分となり、乙アと丙アとの夾角が81度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 19 公示番号 共第3,519号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬沖 (コトイ出し)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
物標乙 (中標) 室戸市四十寺山頂上
物標丙 (左標) 室戸市行当岬不動岩
甲アと乙アとの夾角が62度14分となり、乙アと丙アとの夾角が47度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
室戸市のうち室津、浮津、元、領家並びに室戸岬町大坊屋敷、坂本、宮の前、中町、東上町、新町、長屋町、西上町、西下町、河原町、菜生及び耳崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 20 公示番号 共第3,520号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室津室津港沖 (丘の礁)
イ 漁場の区域

- 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市室津室津津港口赤灯台
 物標丙 (左標) 室戸市行当岬女夫濤
 甲アと乙アとの夾角が107度27分となり、乙アと丙アとの夾角が66度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 21 公示番号 共第3,521号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津室津港沖 (中の礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市四十寺山頂上
 物標丙 (左標) 室戸市行当岬女夫濤
 甲アと乙アとの夾角が82度36分となり、乙アと丙アとの夾角が79度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 22 公示番号 共第3,522号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津室津港沖 (沖の礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市四十寺山頂上
 物標丙 (左標) 室戸市行当岬不動岩
 甲アと乙アとの夾角が76度3分となり、乙アと丙アとの夾角が70度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 23 公示番号 共第3,523号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津室津港沖 (しま丸沖)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市室津室津津港口赤灯台
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が78度16分となり、乙アと丙アとの夾角が65度3分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 24 公示番号 共第3,524号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市行当岬沖 (しま丸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市室津室津津港口赤灯台
 物標丙 (左標) 室戸市行当岬不動岩
 甲アと乙アとの夾角が75度52分となり、乙アと丙アとの夾角が67度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし

- なし
- 25 公示番号 共第3,525号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市室津室津港沖 (深谷)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市室津室津津港口赤灯台
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が67度27分となり、乙アと丙アとの夾角が79度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 26 公示番号 共第3,526号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市元新村新村沖 (行当お市合せ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市行当岬不動岩
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が48度22分となり、乙アと丙アとの夾角が110度16分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 27 公示番号 共第3,527号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市元新村沖 (じょうごえお市合せ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬灯台

物標乙 (中標) 室戸市行当岬不動岩
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が46度51分となり、乙アと丙アとの夾角が108度44分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち室津、浮津、元、領家及び室戸岬町耳崎

(4) 制限又は条件
 なし

28 公示番号 共第3,528号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市吉良川町黒耳沖 (かみの地合)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市行当岬不動岩
 物標乙 (中標) 室戸市吉良川町笠木山頂上
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が85度0分となり、乙アと丙アとの夾角が57度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件
 なし

29 公示番号 共第3,529号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市吉良川町立石沖 (大野出し沖)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市行当岬不動岩
 物標乙 (中標) 室戸市吉良川町笠木山頂上
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が74度1分となり、乙アと丙アとの夾角が79度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件
 なし

30 公示番号 共第3,530号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市吉良川町立石沖 (大野出し丘)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市行当岬不動岩
 物標乙 (中標) 室戸市吉良川町笠木山頂上
 物標丙 (左標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が76度51分となり、乙アと丙アとの夾角が88度1分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち吉良川町

(4) 制限又は条件
 なし

31 公示番号 共第3,531号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根川沖 (中の礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市室戸岬町室戸岬灯台
 物標乙 (中標) 室戸市吉良川町笠木山頂上
 物標丙 (左標) 安芸郡八杉の森頂上
 甲アと乙アとの夾角が54度9分となり、乙アと丙アとの夾角が84度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件
 なし

32 公示番号 共第3,532号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬沖 (羽根岬の礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 室戸市吉良川町笠木山頂上
 物標乙 (中標) 室戸市羽根町羽根岬灯台
 物標丙 (左標) 安芸郡八杉の森頂上
 甲アと乙アとの夾角が53度10分となり、乙アと丙アとの夾角が42度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 室戸市のうち羽根町

(4) 制限又は条件
 なし

33 公示番号 共第3,533号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬沖 (かごば出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号)
 基点乙 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号 (旧第26号)
 ア 甲から磁針方位225度46分の線と乙から磁針方位218度43分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川

(4) 制限又は条件
 なし

34 公示番号 共第3,534号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬沖 (岬出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号 (旧第25号)

- 基点乙 安芸郡奈半利町加領郷県漁場基点第28号
ア 甲から磁針方位244度52分の線と乙から磁針方位214度36分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川
- (4) 制限又は条件
なし
- 35 公示番号 共第3,535号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬沖（こんびら出し）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市羽根町羽根岬羽根漁港県漁場基点第61号（旧第25号）
基点乙 安芸郡奈半利町加領郷県漁場基点第28号
ア 甲から磁針方位264度0分の線と乙から磁針方位222度4分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川
- (4) 制限又は条件
なし
- 36 公示番号 共第3,536号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市羽根町羽根岬沖（大切目）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第61号（旧第25号）
基点乙 安芸郡奈半利町加領郷県漁場基点第28号
ア 甲から磁針方位266度10分の線と乙から磁針方位236度38分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

- きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町のうち加領郷及び須川
- (4) 制限又は条件
なし
- 37 公示番号 共第3,537号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町奈半利沖（煙突）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ッ箸県漁場基点第31号
基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端
ア 甲から磁針方位219度10分の線と乙から磁針方位192度13分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 38 公示番号 共第3,538号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町奈半利沖（学校前）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ッ箸県漁場基点第31号
基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端
ア 甲から磁針方位217度27分の線と乙から磁針方位196度17分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町アを中心とした加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし

- 39 公示番号 共第3,539号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町奈半利沖（小まり山）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡奈半利町六本松一ッ箸県漁場基点第31号
基点乙 安芸郡奈半利町奈半利防潮堤西端
ア 甲から磁針方位229度40分の線と乙から磁針方位207度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷及び須川を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 40 公示番号 共第3,540号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡田野町田野沖（しゃくしの山）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 室戸市羽根町羽根岬灯台
物標乙（中標） 安芸郡奈半利町奈半利港口赤灯台
物標丙（左標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
甲アと乙アとの夾角が92度50分となり、乙アと丙アとの夾角が68度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸郡田野町
- (4) 制限又は条件
なし
- 41 公示番号 共第3,541号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸郡田野町田野沖（岬出し）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 室戸市羽根町羽根岬灯台

物標乙 (中標) 安芸郡奈半利町奈半利港口赤灯台
 物標丙 (左標) 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
 甲アと乙アとの夾角が79度26分となり、乙アと丙アとの夾角が57度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡田野町

(4) 制限又は条件
 なし

42 公示番号 共第3,542号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡安田町安田沖 (ぜんた)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1
 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に82度45分の線と乙から甲を見通した線から右に67度20分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

43 公示番号 共第3,543号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡安田町安田沖 (ほまい)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1
 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に84度38分の線と乙から甲を見通した線から右に76度16分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

44 公示番号 共第3,544号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜沖 (しろの)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1
 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に61度28分の線と乙から甲を見通した線から右に89度52分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

45 公示番号 共第3,545号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜沖 (やつさ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1
 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に57度15分の線と乙から甲を見通した線から右に101度20分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

46 公示番号 共第3,546号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市下山沖 (どらむ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸郡安田町安田県漁場基点第34号の1
 基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の1
 ア 甲から乙を見通した線から左に43度50分の線と乙から甲を見通した線から右に113度55分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

47 公示番号 共第3,547号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜沖 (こやま出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 安芸郡北川村高善森頂上
 物標乙 (中標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標丙 (左標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
 甲アと乙アとの夾角が28度32分となり、乙アと丙アとの夾角が59度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 安芸郡安田町

(4) 制限又は条件
 なし

48 公示番号 共第3,548号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市下山大山崎沖 (どいや二号)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号
 基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
 ア 甲から乙を見通した線から左に102度0分

- の線と乙から甲を見通した線から右に64度3分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち下山
- (4) 制限又は条件
なし
- 49 公示番号 共第3,549号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市下山大山崎沖(どいや三号)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号
基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
ア 甲から乙を見通した線から左に111度38分の線と乙から甲を見通した線から右に56度21分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち下山
- (4) 制限又は条件
なし
- 50 公示番号 共第3,550号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市下山大山崎沖(どいや一号)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山県漁場基点第36号
基点乙 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
ア 甲から乙を見通した線から左に84度39分の線と乙から甲を見通した線から右に75度3分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業

- (3) 関係地区
安芸市のうち下山
- (4) 制限又は条件
なし
- 51 公示番号 共第3,551号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市伊尾木沖(沖のかかり)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
ア 甲から乙を見通した線から左に62度57分の線と乙から甲を見通した線から右に31度5分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち伊尾木及び川北
- (4) 制限又は条件
なし
- 52 公示番号 共第3,552号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市伊尾木沖(地のかかり)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
ア 甲から乙を見通した線から左に75度47分の線と乙から甲を見通した線から右に47度33分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち伊尾木及び川北
- (4) 制限又は条件
なし
- 53 公示番号 共第3,553号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市伊尾木沖(河野)

- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
ア 甲から乙を見通した線から左に91度25分の線と乙から甲を見通した線から右に41度36分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
なし
- 54 公示番号 共第3,554号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 安芸市安芸沖(新一号)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
物標乙(中標) 安芸市妙見山頂上
物標丙(左標) 香南市夜須町手結灯台
甲アと乙アとの夾角が54度25分となり、乙アと丙アとの夾角が39度50分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
なし
- 55 公示番号 共第3,555号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 安芸市東浜沖(八幡)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
- 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
- ア 甲から乙を見通した線から左に55度17分の線と乙から甲を見通した線から右に39度57分の線との交点
- アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
- なし
- 56 公示番号 共第3,556号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市伊尾木沖(高)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
- 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
- ア 甲から乙を見通した線から左に82度26分の線と乙から甲を見通した線から右に47度17分の線との交点
- アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
- なし
- 57 公示番号 共第3,557号

- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市安芸沖(新二号)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
- 物標乙(中標) 安芸市妙見山頂上
- 物標丙(左標) 香南市夜須町手結灯台
- 甲アと乙アとの夾角が54度10分となり、乙アと丙アとの夾角が42度22分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
- なし
- 58 公示番号 共第3,558号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市西浜沖(ノグリー一号)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 安芸市神ノ峰頂上(631.8)
- 物標乙(中標) 安芸市・安芸郡芸西村界三辻ヶ森頂上
- 物標丙(左標) 香南市夜須町手結崎灯台
- 甲アと乙アとの夾角が75度25分となり、乙アと丙アとの夾角が53度5分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
- なし

- なし
- 59 公示番号 共第3,559号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻沖(ちょぼ三号)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 安芸市神ノ峰頂上(631.8)
- 物標乙(中標) 安芸市・安芸郡芸西村界三辻ヶ森頂上
- 物標丙(左標) 香南市夜須町手結崎灯台
- 甲アと乙アとの夾角が69度37分となり、乙アと丙アとの夾角が52度22分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
- なし
- 60 公示番号 共第3,560号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市西浜沖(ノグリー二号)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
- 物標乙(中標) 安芸市妙見山頂上
- 物標丙(左標) 香南市夜須町手結崎灯台
- 甲アと乙アとの夾角が70度10分となり、乙アと丙アとの夾角が51度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、

- 津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 61 公示番号 共第3,561号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市安芸沖（新三号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上
 物標丙（左標） 香南市夜須町手結灯台
 甲アと乙アとの夾角が58度57分となり、乙アと丙アとの夾角が48度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 62 公示番号 共第3,562号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻沖（ちょぼ一号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に46度19分の線と乙から甲を見通した右に64度47分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西

- 浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 63 公示番号 共第3,563号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻沖（ちょぼ二号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸市神ノ峰頂上（631.8）
 物標乙（中標） 安芸市・安芸郡芸西村界三辻ヶ森頂上
 物標丙（左標） 香南市夜須町手結崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が65度20分となり、乙アと丙アとの夾角が53度47分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 64 公示番号 共第3,564号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市新城ノ鼻沖（新浜一号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に52度25分の線と乙から甲を見通した線から右に71度15分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目か

- ら矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 65 公示番号 共第3,565号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市西浜沖（大久保）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
 基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
 ア 甲から乙を見通した線から左に65度59分の線と乙から甲を見通した線から右に65度30分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
 (4) 制限又は条件
 なし
- 66 公示番号 共第3,566号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市安芸沖（新四号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
 物標乙（中標） 安芸市妙見山頂上
 物標丙（左標） 香南市夜須町手結灯台
 甲アと乙アとの夾角が54度20分となり、乙アと丙アとの夾角が47度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区

- 安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
なし
- 67 公示番号 共第3,567号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市穴内沖 (新浜二号)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
ア 甲から乙を見通した線から左に48度46分の線と乙から甲を見通した線から右に82度33分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち港町一丁目、港町二丁目、矢ノ丸一丁目から矢ノ丸四丁目まで、本町一丁目から本町五丁目まで、桜ヶ丘町、花園町、久世町、幸町、庄之芝町、東浜、西浜、日ノ出町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町及び穴内大平
- (4) 制限又は条件
なし
- 68 公示番号 共第3,568号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻沖 (穴内かかり)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市下山大山崎県漁場基点第37号
基点乙 安芸市穴内新城ノ鼻県漁場基点第38号の4
ア 甲から乙を見通した線から左に39度12分の線と乙から甲を見通した線から右に77度23分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業

- (3) 関係地区
安芸市のうち穴内
- (4) 制限又は条件
なし
- 69 公示番号 共第3,569号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市穴内新城ノ鼻沖 (穴内かかり二号)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸郡安田町唐ノ浜灯台
物標乙 (中標) 安芸市妙見山頂上
物標丙 (左標) 香南市夜須町手結灯台
甲アと乙アとの夾角が62度7分となり、乙アと丙アとの夾角が55度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち穴内
- (4) 制限又は条件
なし
- 70 公示番号 共第3,570号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市赤野八流沖 (赤野の渚)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
ア 甲から乙を見通した線から左に97度13分の線と乙から甲を見通した線から右に37度37分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
なし
- 71 公示番号 共第3,571号

- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市赤野八流沖 (新渚)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
ア 甲から乙を見通した線から左に86度1分の線と乙から甲を見通した線から右に59度20分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
なし
- 72 公示番号 共第3,572号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市赤野八流沖 (平山の渚)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
ア 甲から乙を見通した線から左に84度0分の線と乙から甲を見通した線から右に66度43分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
安芸市のうち赤野
安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
なし
- 73 公示番号 共第3,573号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸市赤野八流沖 (新床渚)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号

- 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
 ア 甲から乙を見通した線から左に85度43分の線と乙から甲を見通した線から右に41度7分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 なし
- 74 公示番号 共第3,574号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市赤野八流沖(上の箸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
 ア 甲から乙を見通した線から左に81度8分の線と乙から甲を見通した線から右に51度0分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 なし
- 75 公示番号 共第3,575号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸市赤野沖(中の箸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
 ア 甲から乙を見通した線から左に69度17分の線と乙から甲を見通した線から右に55度12分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 なし
- 76 公示番号 共第3,576号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡芸西村和食沖(ほじょう箸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
 ア 甲から乙を見通した線から左に56度22分の線と乙から甲を見通した線から右に53度3分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 なし
- 77 公示番号 共第3,577号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 安芸郡芸西村和食川沖(ぶり飼付箸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 安芸市赤野御殿の鼻県漁場基点第41号
 基点乙 安芸郡芸西村長谷寄県漁場基点第42号
 ア 甲から乙を見通した線から左に53度31分の線と乙から甲を見通した線から右に68度42分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区

- 安芸市のうち赤野
 安芸郡芸西村
- (4) 制限又は条件
 なし
 (中部海区関係)
- 78 公示番号 共第3,578号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖(新ばえ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙(中標) 香南市夜須町大峰山頂上
 物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が55度3分となり、乙アと丙アとの夾角が57度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 79 公示番号 共第3,579号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖(古ばえ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙(中標) 香南市夜須町大峰山頂上
 物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が56度42分となり、乙アと丙アとの夾角が60度6分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 80 公示番号 共第3,580号
 (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (夜須の沖の礁)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が66度26分となり、乙アと丙アとの夾角が72度0分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 81 公示番号 共第3,581号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (白ばえ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
物標乙 (中標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が60度56分となり、乙アと丙アとの夾角が63度29分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 82 公示番号 共第3,582号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (てんゆう)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
物標乙 (中標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が67度7分となり、乙アと丙アとの夾角が64度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 83 公示番号 共第3,583号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (中のはえ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸市妙見山頂上
物標乙 (中標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が56度35分となり、乙アと丙アとの夾角が66度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 84 公示番号 共第3,584号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (かつお船)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
物標乙 (中標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が60度7分となり、乙アと丙アとの夾角が67度3分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 85 公示番号 共第3,585号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (手結山赤はげ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標乙 (中標) 南国市十市たこの森 (大森山)
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が57度19分となり、乙アと丙アとの夾角が35度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 86 公示番号 共第3,586号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (白はげ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 安芸市妙見山頂上
物標乙 (中標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が62度2分となり、乙アと丙アとの夾角が68度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
なし
- 87 公示番号 共第3,587号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (沖の礁)
イ 漁場の区域

- 点の位置
 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上
 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標丙（左標） 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が60度18分となり、乙アと丙アとの夾角が73度42分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 88 公示番号 共第3,588号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（中の礁）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上
 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標丙（左標） 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が60度52分となり、乙アと丙アとの夾角が74度44分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 89 公示番号 共第3,589号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（どよう）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙（左標） 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が84度7分となり、乙アと丙アとの夾角が56度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 90 公示番号 共第3,590号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（みなごせ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台
 甲アと乙アとの夾角が79度58分となり、乙アと丙アとの夾角が62度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 91 公示番号 共第3,591号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（第二みなごせ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台
 甲アと乙アとの夾角が57度21分となり、乙アと丙アとの夾角が78度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし

- なし
- 92 公示番号 共第3,592号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（こめ山礁）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標丙（左標） 高知市浦戸灯台
 甲アと乙アとの夾角が55度13分となり、乙アと丙アとの夾角が74度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 93 公示番号 共第3,593号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（下の岡）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 安芸市妙見山頂上
 物標乙（中標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標丙（左標） 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が65度1分となり、乙アと丙アとの夾角が84度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 香南市のうち夜須町
- (4) 制限又は条件
 なし
- 94 公示番号 共第3,594号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖（下の沖）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台

物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
 物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が48度24分となり、乙アと丙アとの夾角が45度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
 なし

95 公示番号 共第3,595号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市香我美町岸本沖 (しもりぶね)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙 (左標) 南国市十市たこの森 (大森山)
 甲アと乙アとの夾角が68度5分となり、乙アと丙アとの夾角が57度44分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち香我美町岸本

(4) 制限又は条件
 なし

96 公示番号 共第3,596号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (桑田山のひのづこ)

イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が65度1分となり、乙アと丙アとの夾角が65度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
 なし

97 公示番号 共第3,597号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (しょうねんの高はいり)

イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
 物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が41度19分となり、乙アと丙アとの夾角が42度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
 なし

98 公示番号 共第3,598号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (黒山のはなごと)

イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙 (左標) 高知市浦戸灯台
 甲アと乙アとの夾角が63度24分となり、乙アと丙アとの夾角が52度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
 なし

99 公示番号 共第3,599号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖 (しょうねんのはなごと)

イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 安芸郡八杉の森頂上
 物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が60度36分となり、乙アと丙アとの夾角が82度22分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
 なし

100 公示番号 共第3,600号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (せんば1本松の東側のはやし)

イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙 (中標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
 甲アと乙アとの夾角が49度29分となり、乙アと丙アとの夾角が71度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 香南市のうち赤岡町

(4) 制限又は条件
 なし

101 公示番号 共第3,601号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (へんろ松のま

- め)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が56度19分となり、乙アと丙アとの夾角が50度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 102 公示番号 共第3,602号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (へんろ松の高)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が49度18分となり、乙アと丙アとの夾角が50度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 103 公示番号 共第3,603号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (へんろ松のはげ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が39度42分となり、乙アと丙アとの夾角が49度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 104 公示番号 共第3,604号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (へんろ松のくろみ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が34度57分となり、乙アと丙アとの夾角が49度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 105 公示番号 共第3,605号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (島中のはやし)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が72度33分となり、乙アと丙アとの夾角が53度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 106 公示番号 共第3,606号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (島中の又一)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が50度20分となり、乙アと丙アとの夾角が55度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 107 公示番号 共第3,607号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖 (島中のはげ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙 (中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙 (左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が43度36分となり、乙アと丙アとの夾角が54度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 108 公示番号 共第3,608号
(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香南市赤岡町香宗川沖(畠中のくろみ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が37度33分となり、乙アと丙アとの夾角が53度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち赤岡町
- (4) 制限又は条件
なし
- 109 公示番号 共第3,609号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市物部川沖(吉川まめ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町金剛山頂上
物標丙(左標) 高知市鏡国見山
甲アと乙アとの夾角が44度8分となり、乙アと丙アとの夾角が65度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち吉川町
- (4) 制限又は条件
なし
- 110 公示番号 共第3,610号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市物部川沖(明神くろみ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が39度30分となり、乙アと丙アとの夾角が57度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち吉川町
- (4) 制限又は条件
なし
- 111 公示番号 共第3,611号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 香南市物部川沖(くろみ谷)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町上岡山頂上
物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が37度3分となり、乙アと丙アとの夾角が56度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
香南市のうち吉川町
- (4) 制限又は条件
なし
- 112 公示番号 共第3,612号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市久枝沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町金剛山頂上
物標丙(左標) 南国市十市たこの森(大森山)
甲アと乙アとの夾角が57度6分となり、乙アと丙アとの夾角が87度29分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
南国市のうち久枝
- (4) 制限又は条件
なし
- 113 公示番号 共第3,613号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市浜改田沖(第一放水路沖)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙(中標) 南国市十市たこの森(大森山)
物標丙(左標) 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が63度41分となり、乙アと丙アとの夾角が46度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
南国市のうち十市、浜改田、前浜及び久枝
- (4) 制限又は条件
なし
- 114 公示番号 共第3,614号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖(かきや丸)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙(中標) 香南市野市町金剛山頂上
物標丙(左標) 高知市鏡国見山頂上
甲アと乙アとの夾角が31度41分となり、乙アと丙アとの夾角が63度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 115 公示番号 共第3,615号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市前浜沖(組合の石盛沖)
イ 漁場の区域

- 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が80度11分となり、乙アと丙アとの夾角が35度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 116 公示番号 共第3,616号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖（ほまい）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙（左標） 南国市十市たこの森（大森山）
 甲アと乙アとの夾角が39度41分となり、乙アと丙アとの夾角が59度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 117 公示番号 共第3,617号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市前浜沖（石盛上の丘）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が90度58分となり、乙アと丙アとの夾角が36度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 118 公示番号 共第3,618号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖（なかの地合）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙（左標） 高知市鏡国見山頂上
 甲アと乙アとの夾角が35度1分となり、乙アと丙アとの夾角が70度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 119 公示番号 共第3,619号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市前浜沖（組合の石盛）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が87度21分となり、乙アと丙アとの夾角が39度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし

- なし
- 120 公示番号 共第3,620号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市前浜沖（小石盛）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が82度0分となり、乙アと丙アとの夾角が40度8分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 121 公示番号 共第3,621号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖（常磐町地合）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台
 物標乙（中標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標丙（左標） 南国市十市たこの森（大森山）
 甲アと乙アとの夾角が32度35分となり、乙アと丙アとの夾角が46度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 122 公示番号 共第3,622号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖（うしろ山のしもやはず）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上

- 物標乙 (中標) 高知市鳥帽子山頂上
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が88度4分となり、乙アと丙アとの夾角が43度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 123 公示番号 共第3,623号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖 (浦戸こづこせ地合)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙 (中標) 高知市鳥帽子山頂上
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が84度40分となり、乙アと丙アとの夾角が45度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 124 公示番号 共第3,624号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖 (組合のこづこせ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙 (中標) 高知市浦戸灯台
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が67度16分となり、乙アと丙アとの夾角が52度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期

- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 125 公示番号 共第3,625号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖 (赤しば地合)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 南国市十市たこの森 (大森山)
物標乙 (中標) 高知市鳥帽子山頂上
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が40度30分となり、乙アと丙アとの夾角が50度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 126 公示番号 共第3,626号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖 (組合の赤山)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙 (中標) 南国市十市たこの森 (大森山)
物標丙 (左標) 高知市浦戸灯台
甲アと乙アとの夾角が37度49分となり、乙アと丙アとの夾角が49度34分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 127 公示番号 共第3,627号

- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖 (みやいし)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙 (中標) 高知市浦戸灯台
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が66度14分となり、乙アと丙アとの夾角が64度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 128 公示番号 共第3,628号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖 (浦戸赤山の地合)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 南国市十市たこの森 (大森山)
物標乙 (中標) 高知市鳥帽子山頂上
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が57度8分となり、乙アと丙アとの夾角が52度17分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 129 公示番号 共第3,629号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖 (鉄塔もたれ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 南国市十市たこの森 (大森山)
物標乙 (中標) 高知市浦戸灯台
物標丙 (左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上

- 甲アと乙アとの夾角が35度42分となり、乙アと丙アとの夾角が72度53分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 130 公示番号 共第3,630号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（灯台もたれ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高知市仁井田太平山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が38度25分となり、乙アと丙アとの夾角が62度59分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 131 公示番号 共第3,631号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（中の鷲尾）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が82度20分となり、乙アと丙アとの夾角が62度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 132 公示番号 共第3,632号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（大有）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が74度58分となり、乙アと丙アとの夾角が62度23分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 133 公示番号 共第3,633号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（こぶ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が79度10分となり、乙アと丙アとの夾角が67度34分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 134 公示番号 共第3,634号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市長浜沖（柏尾中のたお地合）

- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が62度24分となり、乙アと丙アとの夾角が61度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 135 公示番号 共第3,635号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（三ツ丸）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が43度57分となり、乙アと丙アとの夾角が76度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 136 公示番号 共第3,636号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市長浜沖（くろぞこ沖もたれ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山）
 物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が52度19分となり、乙アと丙アとの夾角が73度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- ルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 137 公示番号 共第3,637号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（柏尾中のわねくち地合（かこの目））
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が31度47分となり、乙アと丙アとの夾角が72度17分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 138 公示番号 共第3,638号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（柏尾下方地合）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山）
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が43度2分となり、乙アと丙アとの夾角が65度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 139 公示番号 共第3,639号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（長浜二そうどせ）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市・香美市界秋葉山頂上
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が60度14分となり、乙アと丙アとの夾角が64度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 140 公示番号 共第3,640号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（かこの目座もたれ）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が46度6分となり、乙アと丙アとの夾角が84度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 141 公示番号 共第3,641号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（柏尾）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が41度59分となり、乙アと丙アとの夾角が82度28分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 142 公示番号 共第3,642号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（長浜雀ヶ森黒森（一本松もたれ））
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が31度1分となり、乙アと丙アとの夾角が73度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 143 公示番号 共第3,643号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（三里二そうどせ）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が56度14分となり、乙アと丙アとの夾角が68度1分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし

- ルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 144 公示番号 共第3,644号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（柏尾山の西のこぶ座もたれ）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が46度25分となり、乙アと丙アとの夾角が89度56分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 145 公示番号 共第3,645号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖（くろずこ沖のたお（すりばち））
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が38度16分となり、乙アと丙アとの夾角が84度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業

- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 146 公示番号 共第3,646号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市春野町戸原沖（一本松上方（住吉もたれ））
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 南国市十市たこの森（大森山）
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が41度39分となり、乙アと丙アとの夾角が79度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち御畳瀬及び春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 147 公示番号 共第3,647号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市前浜沖（御畳瀬上の沖）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上
物標丙（左標） 高知市鳥帽子山頂上
甲アと乙アとの夾角が36度45分となり、乙アと丙アとの夾角が60度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市御畳瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 148 公示番号 共第3,648号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 南国市浜改田沖（きょうしん）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市夜須町手結崎灯台
物標乙（中標） 香南市野市町上岡山頂上
物標丙（左標） 高知市浦戸灯台
甲アと乙アとの夾角が36度28分となり、乙アと丙アとの夾角が62度44分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 149 公示番号 共第3,649号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖（後山小黒が鼻もたれ）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
物標乙（中標） 高知市鳥帽子山頂上
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が97度0分となり、乙アと丙アとの夾角が44度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 150 公示番号 共第3,650号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 南国市十市沖（おぶや）
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
物標乙（中標） 高知市浦戸灯台
物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が62度33分となり、乙アと丙アと

- の夾角が53度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 151 公示番号 共第3,651号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖(巡航大谷おせ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が57度21分となり、乙アと丙アとの夾角が48度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 152 公示番号 共第3,652号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(浦戸赤山のくろづこ地かたむき)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が86度13分となり、乙アと丙アとの夾角が51度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 153 公示番号 共第3,653号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(かみまくちくろづこじのたか)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が88度53分となり、乙アと丙アとの夾角が55度36分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 154 公示番号 共第3,654号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(舟艇)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が76度54分となり、乙アと丙アとの夾角が66度19分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 155 公示番号 共第3,655号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(御畳瀬くろづこ)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が69度14分となり、乙アと丙アとの夾角が69度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 156 公示番号 共第3,656号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(御畳瀬おきぐる)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が62度1分となり、乙アと丙アとの夾角が67度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 157 公示番号 共第3,657号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(まくちくろづこじのたお)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市・香美市界秋葉山頂上
 物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上

- 甲アと乙アとの夾角が85度32分となり、乙アと丙アとの夾角が59度59分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 158 公示番号 共第3,658号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（御畳瀬中の地合）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市浦戸灯台
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が49度5分となり、乙アと丙アとの夾角が77度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 159 公示番号 共第3,659号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（こもたれの大谷よせ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が62度28分となり、乙アと丙アとの夾角が56度35分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 160 公示番号 共第3,660号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖（ジャレ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が39度10分となり、乙アと丙アとの夾角が74度28分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 161 公示番号 共第3,661号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市長浜沖（御畳瀬こぶもたれの松もたれ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高知市浦戸灯台
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が31度7分となり、乙アと丙アとの夾角が70度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 162 公示番号 共第3,662号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高知市長浜沖（御畳瀬雀が森地台）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が62度6分となり、乙アと丙アとの夾角が70度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市のうち御畳瀬
- (4) 制限又は条件
 なし
- 163 公示番号 共第3,663号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市前浜沖（石盛一号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が82度37分となり、乙アと丙アとの夾角が36度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 164 公示番号 共第3,664号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市浜改田沖（石森二号）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙（中標） 高知市烏帽子山頂上
 物標丙（左標） 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が83度57分となり、乙アと丙アと

- の夾角が39度11分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 165 公示番号 共第3,665号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖(後山)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が71度28分となり、乙アと丙アとの夾角が47度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 166 公示番号 共第3,666号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 南国市十市沖(赤山)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 南国市十市たこの森(大森山)
 物標丙(左標) 高知市浦戸灯台
 甲アと乙アとの夾角が39度1分となり、乙アと丙アとの夾角が47度26分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区

- 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 167 公示番号 共第3,667号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(松もたれ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が69度5分となり、乙アと丙アとの夾角が58度27分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 168 公示番号 共第3,668号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(砂の盛)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 南国市十市たこの森(大森山)
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 物標丁(中標) 高知市烏帽子山頂上
 基点A 高知市浦戸高知港口防波堤船びき基点
 ア 甲アと乙アとの夾角が85度37分となり、乙アと丙アとの夾角が64度25分となる点
 イ 甲イと乙イとの夾角が67度9分となり、乙イと丙イとの夾角が71度0分となる点
 ウ 甲ウと乙ウとの夾角が86度51分となり、乙ウと丙ウとの夾角が41度47分となる点
 エ 甲エと丁エとの夾角が92度58分となり、丁エと丙エとの夾角が50度22分となる点
 オ Aから真方位114度37分の線とウエを結ぶ線との交点
 カ Aから真方位147度11分の線とエアを結ぶ線との交点
- アイ、イウ、ウオ、オカ及びカアの5直線により囲ま

- れた区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 169 公示番号 共第3,669号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(前沖)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 南国市十市たこの森(大森山)
 物標乙(中標) 高知市浦戸灯台
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が44度1分となり、乙アと丙アとの夾角が75度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
 なし
- 170 公示番号 共第3,670号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(天神)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲(右標) 南国市十市たこの森(大森山)
 物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
 物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
 甲アと乙アとの夾角が50度30分となり、乙アと丙アとの夾角が58度1分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。

- (4) 制限又は条件
なし
- 171 公示番号 共第3,671号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(大鷲尾)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 香南市野市町金剛山頂上
物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が65度43分となり、乙アと丙アとの夾角が55度45分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 172 公示番号 共第3,672号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市浦戸沖(下丘)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高知市浦戸灯台
物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が37度33分となり、乙アと丙アとの夾角が69度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 173 公示番号 共第3,673号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高知市長浜沖(雀が森)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 南国市十市たこの森(大森山)
物標乙(中標) 高知市烏帽子山頂上
物標丙(左標) 土佐市宇佐町宇都賀山頂上
甲アと乙アとの夾角が45度41分となり、乙アと丙アとの夾角が78度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高知市。ただし、同市のうち春野町を除く。
- (4) 制限又は条件
なし
- 174 公示番号 共第3,674号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町高地落沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高知市浦戸灯台
物標乙(中標) 土佐市宇佐町白鼻灯台
物標丙(左標) 須崎市神島頂上
甲アと乙アとの夾角が62度43分となり、乙アと丙アとの夾角が84度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
土佐市のうち宇佐町
- (4) 制限又は条件
なし
- 175 公示番号 共第3,675号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町高地落沖(高地落沖二号)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高知市浦戸灯台
物標乙(中標) 土佐市宇佐町白鼻灯台
物標丙(左標) 須崎市神島頂上
甲アと乙アとの夾角が59度30分となり、乙アと丙アとの夾角が79度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
なし
- 176 公示番号 共第3,676号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐市宇佐町高地落沖(高地落沖三号)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高知市浦戸灯台
物標乙(中標) 土佐市宇佐町白鼻灯台
物標丙(右標) 須崎市神島頂上
甲アと乙アとの夾角が60度2分となり、乙アと丙アとの夾角が81度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
土佐市のうち宇佐町
- (4) 制限又は条件
なし
- 177 公示番号 共第3,677号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市下甲崎沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号
基点乙 須崎市神島大黒瀬県漁場基点第87号
ア 甲から磁針方位164度50分の線と乙から磁針方位85度28分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
なし
- 178 公示番号 共第3,678号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市下甲崎沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号
基点乙 須崎市神島大黒瀬県漁場基点第87号
ア 甲から磁針方位164度50分の線と乙から磁針方位85度28分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
なし

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市久通観音崎沖 (わたのし沖)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号
 基点乙 須崎市神島大黒落県漁場基点第87号
 ア 甲から磁針方位193度55分の線と乙から磁針方位88度30分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
 なし
- 179 公示番号 共第3,679号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (一)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号
 基点乙 須崎市神島大黒落県漁場基点第87号
 ア 甲から磁針方位200度0分の線と乙から磁針方位128度10分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
 なし
- 180 公示番号 共第3,680号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (二)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市下甲崎県漁場基点第83号
 基点乙 須崎市神島大黒落県漁場基点第87号
 ア 甲から磁針方位210度30分の線と乙から磁針方位178度0分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち久通、野見及び大谷
- (4) 制限又は条件
 なし
- 181 公示番号 共第3,681号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市下甲崎沖 (ワタノシ上の地合)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
 虚空蔵山
 物標乙 (中標) 須崎市ノゾキの鼻小島
 物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
 甲アと乙アとの夾角が65度20分となり、乙アと丙アとの夾角が44度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 182 公示番号 共第3,682号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市久通沖 (花丸)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
 虚空蔵山
 物標乙 (中標) 須崎市ノゾキの鼻小島
 物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
 甲アと乙アとの夾角が69度0分となり、乙アと丙アとの夾角が50度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区

- 須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 183 公示番号 共第3,683号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市久通沖 (道山モタレ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
 虚空蔵山
 物標乙 (中標) 須崎市神島頂上
 物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
 甲アと乙アとの夾角が58度52分となり、乙アと丙アとの夾角が57度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 184 公示番号 共第3,684号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市久通沖 (一九)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
 虚空蔵山
 物標乙 (中標) 須崎市神島頂上
 物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
 甲アと乙アとの夾角が50度51分となり、乙アと丙アとの夾角が62度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
 なし
- 185 公示番号 共第3,685号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 須崎市久通沖 (妙見)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 須崎市神島頂上
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が44度19分となり、乙アと丙アとの夾角が74度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 186 公示番号 共第3,686号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市久通沖 (大津崎モタレ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 須崎市神島頂上
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が53度51分となり、乙アと丙アとの夾角が69度13分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 187 公示番号 共第3,687号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (大津崎モタレ下の地合)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
- 物標乙 (中標) 須崎市神島頂上
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が47度46分となり、乙アと丙アとの夾角が79度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 188 公示番号 共第3,688号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (霧ヶ瀬合せ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が69度30分となり、乙アと丙アとの夾角が50度41分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 189 公示番号 共第3,689号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (コトウジン高モタレ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が68度38分となり、乙アと丙アとの夾角が52度51分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 190 公示番号 共第3,690号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (ガラク)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市神島頂上
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が58度50分となり、乙アと丙アとの夾角が53度47分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 191 公示番号 共第3,691号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (大徳)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が72度1分となり、乙アと丙アとの夾角が54度36分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎

- (4) 制限又は条件
なし
- 192 公示番号 共第3,692号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (コトウジン高モタレ沖の地合)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が65度43分となり、乙アと丙アとの夾角が53度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 193 公示番号 共第3,693号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (沖の礁沖の地合)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市神島頂上
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が75度36分となり、乙アと丙アとの夾角が57度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 194 公示番号 共第3,694号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (沖の礁沖の沖の地合)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が66度2分となり、乙アと丙アとの夾角が56度25分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 195 公示番号 共第3,695号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (日進)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市神島頂上
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が56度31分となり、乙アと丙アとの夾角が60度56分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 196 公示番号 共第3,696号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (トウジン高モタレ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市・土佐市・高岡郡佐川町界
虚空蔵山
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が66度2分となり、乙アと丙アとの夾角が59度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 197 公示番号 共第3,697号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (神島モタレ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市神島頂上
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が37度3分となり、乙アと丙アとの夾角が59度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 198 公示番号 共第3,698号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖 (中の島たおモタレ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 須崎市神島頂上
物標乙 (中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙 (左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が54度15分となり、乙アと丙アとの夾角が67度42分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区

- 須崎市のうち須崎
(4) 制限又は条件
なし
- 199 公示番号 共第3,699号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖(中の島つえモタレ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 須崎市神島頂上
物標乙(中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙(左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が44度10分となり、乙アと丙アとの夾角が66度7分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 200 公示番号 共第3,700号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 須崎市神島沖(住吉モタレ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 須崎市神島頂上
物標乙(中標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標丙(左標) 高岡郡四万十町冠崎頂上
甲アと乙アとの夾角が47度23分となり、乙アと丙アとの夾角が69度46分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
須崎市のうち須崎
- (4) 制限又は条件
なし
- 201 公示番号 共第3,701号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎沖(やしろがし下沖)

- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標乙(右標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標乙(右標) 高岡郡四万十町志和黒瀨
甲アと乙アとの夾角が46度48分となり、乙アと丙アとの夾角が62度30分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
なし
- 202 公示番号 共第3,702号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎沖(小島合せ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標乙(中標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒瀨
甲アと乙アとの夾角が45度46分となり、乙アと丙アとの夾角が65度17分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
なし
- 203 公示番号 共第3,703号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎沖(小草出し)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標乙(中標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒瀨
甲アと乙アとの夾角が43度9分となり、乙アと丙アとの夾角が64度47分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- ルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
なし
- 204 公示番号 共第3,704号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎沖(大瀨もたれ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標乙(中標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒瀨
甲アと乙アとの夾角が42度46分となり、乙アと丙アとの夾角が64度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼
- (4) 制限又は条件
なし
- 205 公示番号 共第3,705号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町大津崎沖(港合せ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町久礼双名島灯台
物標乙(中標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒瀨
甲アと乙アとの夾角が54度8分となり、乙アと丙アとの夾角が72度54分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち久礼

- (4) 制限又は条件
なし
- 206 公示番号 共第3,706号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江沖(かやの合せ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 須崎市神島頂上
物標乙(中標) 高岡郡火打ヶ森頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒濤
甲アと乙アとの夾角が103度11分となり、乙アと丙アとの夾角が80度51分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
- (4) 制限又は条件
なし
- 207 公示番号 共第3,707号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町加江崎沖(檜山合せ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 須崎市神島頂上
物標乙(中標) 高岡郡中土佐町加江崎頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒濤
甲アと乙アとの夾角が68度24分となり、乙アと丙アとの夾角が63度6分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
- (4) 制限又は条件
なし
- 208 公示番号 共第3,708号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢田部崎上沖
イ 漁場の区域
- 点の位置
物標甲(右標) 須崎市神島頂上
物標乙(中標) 高岡郡中土佐町加江崎頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒濤
甲アと乙アとの夾角が75度2分となり、乙アと丙アとの夾角が101度33分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち上ノ加江
- (4) 制限又は条件
なし
- 209 公示番号 共第3,709号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢田部崎沖
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町加江崎頂上
物標乙(中標) 高岡郡中土佐町矢田部崎三角点(331)
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒濤
甲アと乙アとの夾角が32度21分となり、乙アと丙アとの夾角が84度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
なし
- 210 公示番号 共第3,710号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀沖(浅濬上二号)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎漁場基点第136号
基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
ア 甲から乙を見通した線から左に70度14分の線と乙から甲を見通した線から右に54度15分の線との交点
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
- の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
なし
- 211 公示番号 共第3,711号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀沖(浅濬上一号)
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高岡郡中土佐町矢田部崎漁場基点第136号
基点乙 高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標
ア 甲から乙を見通した線から左に62度44分の線と乙から甲を見通した線から右に72度33分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
なし
- 212 公示番号 共第3,712号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町矢井賀小崎沖(俵もたれ)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡中土佐町矢井賀小崎
物標乙(中標) 高岡郡中崎
物標丙(左標) 高岡郡四万十町志和黒濤
甲アと乙アとの夾角が68度35分となり、乙アと丙アとの夾角が40度48分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

- きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡中土佐町のうち矢井賀
- (4) 制限又は条件
なし
- 213 公示番号 共第3,713号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津押上りの鼻沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町志和黒濤
物標乙(中標) 高岡郡四万十町六川山西の頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町興津灯台
甲アと乙アとの夾角が62度38分となり、乙アと丙アとの夾角が109度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
- 214 公示番号 共第3,714号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡四万十町冠崎沖(上の沖磯)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町志和黒濤
物標乙(中標) 高岡郡四万十町六川山西の頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町興津灯台
甲アと乙アとの夾角が46度27分となり、乙アと丙アとの夾角が57度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
- 215 公示番号 共第3,715号
- (1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津崎沖(前の礁沖の礁)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町志和黒濤
物標乙(中標) 高岡郡四万十町六川山西の頂上
物標丙(左標) 高岡郡四万十町興津灯台
甲アと乙アとの夾角が42度2分となり、乙アと丙アとの夾角が59度50分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
- 216 公示番号 共第3,716号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津崎沖(礁の蔭の下の礁)
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町志和黒濤
物標乙(中標) 高岡郡四万十町興津灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
甲アと乙アとの夾角が45度31分となり、乙アと丙アとの夾角が84度37分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
- 217 公示番号 共第3,717号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 高岡郡四万十町一礁沖(赤ばの鼻沖)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町弁天崎突端

- 物標丙(左標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
甲アと乙アとの夾角が116度45分となり、乙アと丙アとの夾角が34度27分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
高岡郡四万十町のうち興津
- (4) 制限又は条件
なし
(西部海区関係)
- 218 公示番号 共第3,718号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖(小鈴出し)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙(中標) 高岡郡・幡多郡界五在所の峯
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
甲アと乙アとの夾角が59度58分となり、乙アと丙アとの夾角が94度18分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 219 公示番号 共第3,719号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖(鈴沖一号)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標
基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標
ア 甲から乙を見通した線から左に45度12分の線と乙から甲を見通した線から右に50度43分の線との交点
アを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期

- 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
ア 魚礁に蟄集する魚群を散逸し、鈴沖（鈴沖一号）定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。
イ 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。
ウ 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。
- 220 公示番号 共第3,720号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原かぎ出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が68度19分となり、乙アと丙アとの夾角が54度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 221 公示番号 共第3,721号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原高出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が61度20分となり、乙アと丙アとの夾角が53度38分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業

- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 222 公示番号 共第3,722号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（城山三原本切れ）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が56度14分となり、乙アと丙アとの夾角が51度19分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 223 公示番号 共第3,723号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山かぎ出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が63度59分となり、乙アと丙アとの夾角が62度49分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 224 公示番号 共第3,724号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山三原高出

- し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が59度16分となり、乙アと丙アとの夾角が61度0分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 225 公示番号 共第3,725号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（観音山三原本切れ）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 幡多郡黒潮町久保浦標高294
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が51度25分となり、乙アと丙アとの夾角が60度46分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 226 公示番号 共第3,726号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（金比羅合せかぎ出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台

- 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が108度14分となり、乙アと丙アとの夾角が68度43分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 227 公示番号 共第3,727号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（金比羅合せ三原高出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が105度48分となり、乙アと丙アとの夾角が67度3分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 228 公示番号 共第3,728号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（金比羅合せ三原本切れ）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が103度15分となり、乙アと丙アとの夾角が64度42分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 229 公示番号 共第3,729号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（おどろじかぎ出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が93度55分となり、乙アと丙アとの夾角が83度49分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 230 公示番号 共第3,730号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（おどろじ三原高出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が93度50分となり、乙アと丙アとの夾角が80度53分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴

- (4) 制限又は条件
なし
- 231 公示番号 共第3,731号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（おどろじ三原本切れ）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が92度37分となり、乙アと丙アとの夾角が79度4分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 232 公示番号 共第3,732号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（上小島かぎ出し）
- イ 漁場の区域
点の位置
物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
甲アと乙アとの夾角が87度49分となり、乙アと丙アとの夾角が90度15分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 233 公示番号 共第3,733号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（上小島三原高出し）

- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が86度17分となり、乙アと丙アとの夾角が88度10分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 234 公示番号 共第3,734号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（上小島三原本切れ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が84度7分となり、乙アと丙アとの夾角が86度54分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 235 公示番号 共第3,735号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（小島のかぎ出し）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が77度11分となり、乙アと丙アとの夾角が102度16分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 236 公示番号 共第3,736号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（てっぺんがかりかぎ出し）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が79度10分となり、乙アと丙アとの夾角が98度22分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 237 公示番号 共第3,737号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（小島三原高出し）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が76度40分となり、乙アと丙アとの夾角が99度15分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 238 公示番号 共第3,738号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（てっぺんがかり三原高出し）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津灯台
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が77度11分となり、乙アと丙アとの夾角が96度56分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 239 公示番号 共第3,739号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖（てっぺんがかり三原本切れ出し）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙（中標） 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙（左標） 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が77度42分となり、乙アと丙アとの夾角が92度5分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
 (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
 (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
 (4) 制限又は条件
 なし
 240 公示番号 共第3,740号

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出しかぎ出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が72度26分となり、乙アと丙アとの夾角が107度9分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 241 公示番号 共第3,741号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出し三原高出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が71度1分となり、乙アと丙アとの夾角が105度18分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 242 公示番号 共第3,742号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島三原本切れ出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が68度24分となり、乙アと丙アとの夾角が106度23分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
- 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が75度1分となり、乙アと丙アとの夾角が94度43分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 243 公示番号 共第3,743号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が65度30分となり、乙アと丙アとの夾角が114度28分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 244 公示番号 共第3,744号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校合せ三原高出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が67度23分となり、乙アと丙アとの夾角が104度20分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 245 公示番号 共第3,745号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (小島出し三原本切れ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が70度28分となり、乙アと丙アとの夾角が101度44分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
 なし
- 246 公示番号 共第3,746号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖 (学校合せ三原本切れ出)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
 物標丙 (左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
 甲アと乙アとの夾角が67度23分となり、乙アと丙アとの夾角が104度20分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区

- 幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 247 公示番号 共第3,747号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖(かぎ出し)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
- 甲アと乙アとの夾角が60度14分となり、乙アと丙アとの夾角が118度53分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 248 公示番号 共第3,748号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖(三原高出し)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
- 甲アと乙アとの夾角が60度39分となり、乙アと丙アとの夾角が114度37分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 249 公示番号 共第3,749号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鹿島沖(樅の木のでんす)
- イ 漁場の区域

- 点の位置
- 物標甲(右標) 高岡郡四万十町興津崎突端
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町鹿島灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
- 甲アと乙アとの夾角が61度23分となり、乙アと丙アとの夾角が110度52分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち佐賀、熊野浦及び鈴
- (4) 制限又は条件
なし
- 250 公示番号 共第3,750号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田沖(セトノトの沖)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上
- 甲アと乙アとの夾角が68度14分となり、乙アと丙アとの夾角が63度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち伊田、有井川、灘及び白浜
- (4) 制限又は条件
なし
- 251 公示番号 共第3,751号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(掛の鼻)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上
- 甲アと乙アとの夾角が78度31分となり、乙アと丙アとの夾角が82度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
- (4) 制限又は条件
なし
- 252 公示番号 共第3,752号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(中の森)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上
- 甲アと乙アとの夾角が59度59分となり、乙アと丙アとの夾角が75度53分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
- (4) 制限又は条件
なし
- 253 公示番号 共第3,753号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(上笠置寄)
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上
- 甲アと乙アとの夾角が42度23分となり、乙アと丙アとの夾角が65度52分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
- (4) 制限又は条件

- なし
254 公示番号 共第3,754号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(両瀬の森)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町入野小島北の碇
甲アと乙アとの夾角が63度21分となり、乙アと丙アとの夾角が112度22分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
(4) 制限又は条件
なし
255 公示番号 共第3,755号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(桃の木)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町入野小島北の碇
甲アと乙アとの夾角が63度1分となり、乙アと丙アとの夾角が94度4分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
(4) 制限又は条件
なし
256 公示番号 共第3,756号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖(沖のはげつけ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町入野小島北の碇
甲アと乙アとの夾角が50度41分となり、乙アと丙アとの夾角が109度57分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭
(4) 制限又は条件
なし
257 公示番号 共第3,757号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町入野沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町入野小島北の碇
甲アと乙アとの夾角が36度3分となり、乙アと丙アとの夾角が97度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち入野
(4) 制限又は条件
なし
258 公示番号 共第3,758号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町田野浦港沖(田野浦上)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
甲アと乙アとの夾角が39度19分となり、乙アと丙アとの夾角が99度16分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち田野浦
(4) 制限又は条件
なし
259 公示番号 共第3,759号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町田野浦港沖(はげもたれ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
物標丙(左標) 四万十市下田下田灯台
甲アと乙アとの夾角が111度57分となり、乙アと丙アとの夾角が71度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち田野浦
(4) 制限又は条件
なし
260 公示番号 共第3,760号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町田野浦沖(田野浦中)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 幡多郡黒潮町井ノ岬灯台
物標乙(中標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
物標丙(左標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
甲アと乙アとの夾角が31度46分となり、乙アと丙アとの夾角が77度31分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
(2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち田野浦
(4) 制限又は条件
なし
261 公示番号 共第3,761号
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
(3) 関係地区
幡多郡黒潮町のうち田野浦
(4) 制限又は条件
なし

- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町出口沖 (後コブ出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町上川口灯台
 物標乙 (中標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
 物標丙 (左標) 四万十市下田下田灯台
 甲アと乙アとの夾角が54度57分となり、乙アと丙アとの夾角が100度27分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿
- (4) 制限又は条件
 なし
- 262 公示番号 共第3,762号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 四万十市下田沖 (二番出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
 物標乙 (中標) 四万十市下田下田灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市鷹取山頂上
 甲アと乙アとの夾角が65度6分となり、乙アと丙アとの夾角が48度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿
- (4) 制限又は条件
 なし
- 263 公示番号 共第3,763号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市立石沖 (ほうかい礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
 物標乙 (中標) 四万十市下田下田灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市鷹取山頂上
- 甲アと乙アとの夾角が55度9分となり、乙アと丙アとの夾角が65度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿
- (4) 制限又は条件
 なし
- 264 公示番号 共第3,764号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市立石沖 (どうざきもたれ)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町飯積山頂上
 物標乙 (中標) 土佐清水市葛籠山テレビ塔
 物標丙 (左標) 土佐清水市鷹取山頂上
 甲アと乙アとの夾角が67度35分となり、乙アと丙アとの夾角が51度6分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿
- (4) 制限又は条件
 なし
- 265 公示番号 共第3,765号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市立石沖 (もうずん谷)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 幡多郡黒潮町田野浦灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市葛籠山テレビ塔
 物標丙 (左標) 土佐清水市鷹取山頂上
 甲アと乙アとの夾角が69度17分となり、乙アと丙アとの夾角が55度59分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち布
- (4) 制限又は条件
 なし
- 266 公示番号 共第3,766号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市布崎沖 (西の宮出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市白皇山頂上
 甲アと乙アとの夾角が66度1分となり、乙アと丙アとの夾角が46度55分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち布
- (4) 制限又は条件
 なし
- 267 公示番号 共第3,767号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市布沖 (みつもり出し)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市以布利灯台
 甲アと乙アとの夾角が53度25分となり、乙アと丙アとの夾角が78度24分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち布
- (4) 制限又は条件
 なし
- 268 公示番号 共第3,768号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市下ノ加江沖 (上の協水出し)
- (3) 関係地区
 四万十市のうち双海、平野、下田、初崎及び名鹿
- (4) 制限又は条件
 なし

- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が75度8分となり、乙アと丙アとの夾角が63度12分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々
- (4) 制限又は条件
 なし
- 269 公示番号 共第3,769号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市下ノ加江沖 (大岐のかかり)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が77度46分となり、乙アと丙アとの夾角が75度14分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々
- (4) 制限又は条件
 なし
- 270 公示番号 共第3,770号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市下ノ加江沖 (松のかかり)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が68度4分となり、乙アと丙アとの夾角が75度21分となるアを中心とする半径100メー

- ルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち下ノ加江、鍵掛及び久百々
- (4) 制限又は条件
 なし
- 271 公示番号 共第3,771号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖 (よこみ出し)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が71度17分となり、乙アと丙アとの夾角が76度11分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 272 公示番号 共第3,772号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖 (たすに谷出し)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が65度51分となり、乙アと丙アとの夾角が75度8分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐

- (4) 制限又は条件
 なし
- 273 公示番号 共第3,773号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖 (沖のたくろ山)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が62度5分となり、乙アと丙アとの夾角が72度43分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 274 公示番号 共第3,774号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖 (あいさ森出し)
- イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙 (左標) 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が71度20分となり、乙アと丙アとの夾角が79度20分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 275 公示番号 共第3,775号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖 (つばや出し)
- イ 漁場の区域
 点の位置

- 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が67度48分となり、乙アと丙アとの夾角が80度15分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 276 公示番号 共第3,776号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖（丘たくろ山）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が63度22分となり、乙アと丙アとの夾角が77度56分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 277 公示番号 共第3,777号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖（いまじ）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が68度0分となり、乙アと丙アとの夾角が92度39分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 278 公示番号 共第3,778号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利沖（いまじ沖）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市鷹取山頂上
 物標丙（左標） 土佐清水市窪津崎灯台
 甲アと乙アとの夾角が58度21分となり、乙アと丙アとの夾角が77度20分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 なし
- 279 公示番号 共第3,779号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利三ッ落沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第142号
 基点乙 土佐清水市以布利県漁業基点第143号
 ア 甲から乙を見通した線から左に40度48分の線と乙から甲を見通した線から右に85度39分の線との交点
 アを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち以布利及び大岐
- (4) 制限又は条件
 ア 魚礁に蟄集する魚群を散逸し、以布利三ッ落沖定置

- 網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。
 イ 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。
 ウ 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。
- 280 公示番号 共第3,780号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津沖（窪津崎地合）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 土佐清水市以布利灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙（左標） 土佐清水市稲荷崎ユスガ瀨
 甲アと乙アとの夾角が47度1分となり、乙アと丙アとの夾角が69度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷
- (4) 制限又は条件
 なし
- 281 公示番号 共第3,781号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津沖（千万滝礁）
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲（右標） 土佐清水市下ノ加江灯台
 物標乙（中標） 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙（左標） 土佐清水市伊佐新ヶ瀨
 甲アと乙アとの夾角が60度43分となり、乙アと丙アとの夾角が96度9分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業
- (3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷
- (4) 制限又は条件
 なし
- 282 公示番号 共第3,782号
- (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖

イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市津呂港前小型定置漁場基点
 基点乙 土佐清水市津呂地藏前の簗小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に104度38分の線と乙から甲を見通した線から右に59度24分の線との交点
 アを中心とする半径100メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件
 ア 魚礁に蟄集する魚群を散逸し、窪津・津呂界松尾谷沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。
 イ 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。
 ウ 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。

283 公示番号 共第3,783号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市津呂沖 (吉野前礁)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市白皇山頂上
 甲アと乙アとの夾角が44度0分となり、乙アと丙アとの夾角が88度5分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件
 なし

284 公示番号 共第3,784号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津権現沖
 イ 漁場の区域
 点の位置

物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市白皇山頂上
 甲アと乙アとの夾角が60度0分となり、乙アと丙アとの夾角が67度40分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件
 なし

285 公示番号 共第3,785号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市津呂稲荷崎沖 (稲荷崎地合)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市白皇山頂上
 甲アと乙アとの夾角が41度16分となり、乙アと丙アとの夾角が73度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件
 なし

286 公示番号 共第3,786号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市津呂稲荷崎沖 (稲荷崎沖)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 物標甲 (右標) 土佐清水市布崎灯台
 物標乙 (中標) 土佐清水市窪津崎灯台
 物標丙 (左標) 土佐清水市白皇山頂上
 甲アと乙アとの夾角が30度30分となり、乙アと丙アとの夾角が71度15分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷

(4) 制限又は条件
 なし

287 公示番号 共第3,787号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市一の簗沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市大浜県漁場基点第156号
 基点乙 土佐清水市大浜長崎の鼻県漁場基点第157号
 ア 甲から磁針方位269度40分の線と乙から磁針方位237度0分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち清水

(4) 制限又は条件
 なし

288 公示番号 共第3,788号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐清水市松崎の沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐清水市越大刈谷南の鼻県漁場基点第186号
 基点乙 土佐清水市松崎亀切簗県漁場基点第188号
 ア 甲から磁針方位239度0分の線と乙から磁針方位177度0分の線との交点
 アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
 きいそ漁業

(3) 関係地区
 土佐清水市のうち養老及び松崎

(4) 制限又は条件
 なし

289 公示番号 共第3,789号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市千尋岬明神鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市千尋岬明神鼻コシキ濬県漁場基点第200号

基点乙 土佐清水市益野御石鼻

ア 甲から磁針方位80度0分の線と乙から磁針方位163度0分の線との交点

アを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

なし

290 公示番号 共第3,790号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市竜串沖(領出し地合)

イ 漁場の区域

点の位置

物標甲(右標) 土佐清水市三崎見残展望台

物標乙(中標) 土佐清水市三崎弁天島頂上

物標丙(左標) 土佐清水市片粕大濬頂上

甲アと乙アとの夾角が68度37分となり、乙アと丙アとの夾角が98度49分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

なし

291 公示番号 共第3,791号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市下川口沖(前の礁)

イ 漁場の区域

点の位置

物標甲(右標) 土佐清水市三崎弁天島頂上

物標乙(中標) 土佐清水市片粕大濬頂上

物標丙(左標) 土佐清水市叶崎灯台

甲アと乙アとの夾角が47度7分となり、乙アと丙アとの夾角が54度43分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

土佐清水市のうち下川口及び片粕

(4) 制限又は条件

なし

292 公示番号 共第3,792号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町大浦沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町朴崎突端

基点乙 土佐清水市叶崎灯台

ア 甲から磁針方位107度28分の線と乙から磁針方位280度50分の線との交点

アを中心とする半径150メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち大浦

(4) 制限又は条件

なし

293 公示番号 共第3,793号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町西泊松島沖

イ 漁場の区域

点の位置

物標甲(右標) 幡多郡大月町西泊松島頂上

物標乙(中標) 幡多郡大月町周防形尻貝松濬頂上

物標丙(左標) 幡多郡大月町古満目・平山界平濬県漁場基点

甲アと乙アとの夾角が56度33分となり、乙アと丙アとの夾角が44度50分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち周防形、西泊及び樫ノ浦

(4) 制限又は条件

なし

294 公示番号 共第3,794号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町周防形シャク濬

基点乙 幡多郡大月町周防形鬼王濬県漁場基点第214号

ア 甲から磁針方位268度0分の線と乙から磁針方位173度0分の線との交点

アを中心とする半径30メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち周防形、西泊及び樫ノ浦

(4) 制限又は条件

なし

295 公示番号 共第3,795号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目大濬沖

イ 漁場の区域

点の位置

物標甲(右標) 幡多郡大月町周防形尻貝松濬頂上

物標乙(中標) 幡多郡大月町古満目大濬頂上

物標丙(左標) 幡多郡大月町古満目えぼし濬頂上

甲アと乙アとの夾角が44度23分となり、乙アと丙アとの夾角が102度15分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域

(2) 漁場の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで

きいそ漁業

(3) 関係地区

幡多郡大月町のうち古満目

(4) 制限又は条件

なし

296 公示番号 共第3,796号

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目戎落沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町周防形尻貝松落頂上
物標乙 (中標) 幡多郡大月町古満目大落頂上
物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目えぼし落頂上
甲アと乙アとの夾角が30度23分となり、乙アと丙アとの夾角が96度10分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
ア 魚礁に蝟集する魚群を散逸し、古満目崎沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。
イ 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。
ウ 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。
- 297 公示番号 共第3,797号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目崎沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町古満目潮吹落頂上
物標乙 (中標) 幡多郡大月町古満目しんつる落頂上
物標丙 (左標) 幡多郡大月町古満目・平山界かたひら落頂上
甲アと乙アとの夾角が67度40分となり、乙アと丙アとの夾角が102度35分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち古満目
- (4) 制限又は条件
なし
- 298 公示番号 共第3,798号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町平山谷尻沖
- イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町平山平落
基点乙 幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界
基点
ア 甲から磁針方位220度30分の線と乙から磁針方位133度10分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち平山及び頭集
- (4) 制限又は条件
なし
- 299 公示番号 共第3,799号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島寺ノ下沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町柏島黒落県漁場基点
物標乙 (中標) 幡多郡大月町柏島赤落崎県漁場基点
点
物標丙 (左標) 幡多郡大月町バンド落県漁場基点
甲アと乙アとの夾角が62度40分となり、乙アと丙アとの夾角が95度58分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち柏島
- (4) 制限又は条件
なし
- 300 公示番号 共第3,800号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地観音崎丸落沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町安満地とん落
物標乙 (中標) 幡多郡大月町安満地鳥帽子落
物標丙 (左標) 幡多郡大月町安満地メイト松基点
甲アと乙アとの夾角が54度25分となり、乙アと丙アとの夾角が46度37分となるアを中心とする半径30メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち安満地
- (4) 制限又は条件
なし
- 301 公示番号 共第3,801号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町かねつるの鼻沖 (沖の落)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町かねつるの鼻丸落
物標乙 (中標) 幡多郡大月町橘浦松落県漁場基点
物標丙 (左標) 幡多郡大月町橘浦城ヶ鼻ゆるぎ落
甲アと乙アとの夾角が60度30分となり、乙アと丙アとの夾角が77度25分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち橘浦
- (4) 制限又は条件
なし
- 302 公示番号 共第3,802号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦城ヶ鼻ばん落沖 (オコゼ)
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町橘浦城ヶ鼻ゆるぎ落
物標乙 (中標) 幡多郡大月町橘浦城ヶ鼻ばん落
物標丙 (左標) 幡多郡大月町橘浦赤子落
甲アと乙アとの夾角が56度18分となり、乙アと丙アとの夾角が64度52分となるアを中心とする半径100メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業

- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち橘浦
- (4) 制限又は条件
なし
- 303 公示番号 共第3, 803号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町のうち泊浦とびの巢沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻基点
物標乙 (中標) 幡多郡大月町泊浦とびの巢基点
物標丙 (左標) 幡多郡大月町白鼻鼻漁場基点
甲アと乙アとの夾角が55度46分となり、乙アと丙アとの夾角が83度20分となるアを中心とする半径50メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (4) 制限又は条件
なし
- 304 公示番号 共第3, 804号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊鼻沖 (オドウの瀬)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻鼻漁場基点第176号
基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻鼻漁場基点第230号
ア 甲から磁針方位234度0分の線と乙から磁針方位289度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち泊浦
- (4) 制限又は条件
なし
- 305 公示番号 共第3, 805号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢白崎沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢網掛落鼻漁場基点第175号
基点乙 幡多郡大月町芳ノ沢鼻漁場基点第174号
ア 甲から磁針方位294度0分の線と乙から磁針方位267度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (4) 制限又は条件
なし
- 306 公示番号 共第3, 806号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲 (右標) 幡多郡大月町龍ヶ迫龍宮落
物標乙 (中標) 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下鼻漁場基点第172号
物標丙 (左標) 宿毛市大海長崎鼻灯台
甲アと乙アとの夾角が97度18分となり、乙アと丙アとの夾角が65度25分となるアを中心とする半径150メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢
- (4) 制限又は条件
なし
- 307 公示番号 共第3, 807号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市宿毛湾内 (高望出し)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高知県・愛媛県界共同漁業権境界基点
基点乙 宿毛市大島七ツ網代の鼻鼻漁場基点第166号
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦
- (4) 制限又は条件
なし
- 308 公示番号 共第3, 808号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市宿毛湾内 (当木沖)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 高知県・愛媛県界共同漁業権境界基点
基点乙 宿毛市大島七ツ網代の鼻鼻漁場基点第166号
ア 甲から磁針方位238度0分の線と乙から磁針方位255度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち大島、片島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺、大深浦及び池島
- (4) 制限又は条件
なし
- 309 公示番号 共第3, 809号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島外頭落沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島・弘瀬界 (沖の島東岸) 共同漁業権境界線
基点乙 宿毛市沖の島町母島鳥帽子崎北端
ア 甲から磁針方位14度0分の線と乙から磁針方位94度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期

- 漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町母島
- (4) 制限又は条件
なし
- 310 公示番号 共第3,810号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島母島港前
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町母島島帽子崎北端
基点乙 宿毛市沖の島町母島白岩崎
ア 甲から磁針方位240度0分の線と乙から磁針方位356度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町母島
- (4) 制限又は条件
なし
- 311 公示番号 共第3,811号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町小島沖
イ 漁場の区域
点の位置
物標甲(右標) 宿毛市沖の島町櫛ヶ鼻灯台
物標乙(中標) 宿毛市沖の島町小島頂上
物標丙(左標) 宿毛市沖の島町三ノ瀬島頂上
甲アと乙アとの夾角が88度48分となり、乙アと丙アとの夾角が103度10分となるアを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 312 公示番号 共第3,812号

- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町弘瀬むろ濬沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町小島頂上
基点乙 宿毛市沖の島町母島白岩崎
ア 甲から磁針方位258度0分の線と乙から磁針方位204度0分の線との交点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町弘瀬
- (4) 制限又は条件
なし
- 313 公示番号 共第3,813号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町鶴来島宮ノ鼻沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端
基点乙 宿毛市沖の島町姫島頂上
ア 甲から乙を見通した線上甲から900メートルの点
アを中心とする半径200メートルの円周内の区域
- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町鶴来島
- (4) 制限又は条件
なし
- 314 公示番号 共第3,814号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町鶴来島こいづき地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市沖の島町鶴来島北東端
基点乙 宿毛市沖の島町姫島頂上
ア 甲から乙を見通した線上甲から200メートルの点
アを中心とする半径100メートルの円周内の区域

- (2) 漁場の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第三種共同漁業 つ 1月1日から12月31日まで
きいそ漁業
- (3) 関係地区
宿毛市のうち沖の島町鶴来島
- (4) 制限又は条件
なし
- ◎区画漁業権(146件)
〔第一種区画漁業(真珠養殖)〕
(西部海区関係)
- 1 公示番号 区第1,001号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市三崎地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基点
ア 甲から磁針方位124度43分の線上甲から118メートルの点
イ 甲から磁針方位133度55分の線上甲から266メートルの点
ウ 甲から磁針方位142度3分の線上甲から264メートルの点
エ 甲から磁針方位144度1分の線上甲から113メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 真 1月1日から12月31日まで
珠養殖業
- (3) 地元地区
土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白
- (4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 2 公示番号 区第1,002号
- (1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 土佐清水市竜串地先(1)
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 土佐清水市三崎大濬区画基点
ア 甲から磁針方位141度8分の線上甲から213メートルの点
イ 甲から磁針方位166度50分の線上甲から237

- メートルの点
- ウ 甲から磁針方位178度7分の線上甲から326
- メートルの点
- エ 甲から磁針方位182度8分の線上甲から455
- メートルの点
- オ 甲から磁針方位175度58分の線上甲から608
- メートルの点
- カ 甲から磁針方位173度26分の線上甲から662
- メートルの点
- キ 甲から磁針方位170度3分の線上甲から693
- メートルの点
- ク 甲から磁針方位162度29分の線上甲から690
- メートルの点
- ケ 甲から磁針方位159度30分の線上甲から485
- メートルの点
- コ 甲から磁針方位131度17分の線上甲から286
- メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種区画漁業	真 1月1日から12月31日まで
珠養殖業	

(3) 地元地区

土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白

(4) 制限又は条件

〔第二種区画漁業（いせえび蓄養殖）〕
（西部海区関係）

1 公示番号 区第3,501号

（1） 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口字タキノ下夕山

1,568番地口地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡黒潮町上川口字タキノ下夕山1,568
番地口地先西大濬測点

基点乙 幡多郡黒潮町浮津漁港第一堤防区画測点

ア 甲から乙を見通した線から右に121度56分
50秒の線上甲から21.10メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から右に127度2分
0秒の線上甲から20.13メートルの点

ウ 甲から乙を見通した線から右に130度4分
10秒の線上甲から20.23メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から右に136度49分
30秒の線上甲から20.17メートルの点

オ 甲から乙を見通した線から右に137度59分
50秒の線上甲から22.27メートルの点

カ 甲から乙を見通した線から右に153度16分
50秒の線上甲から20.51メートルの点

キ 甲から乙を見通した線から右に149度37分
30秒の線上甲から16.11メートルの点

ク 甲から乙を見通した線から右に141度26分
20秒の線上甲から14.33メートルの点

ケ 甲から乙を見通した線から右に139度32分
30秒の線上甲から14.83メートルの点

コ 甲から乙を見通した線から右に116度41分
10秒の線上甲から15.64メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、
ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第二種区画漁業 い 1月1日から12月31日まで

せえび蓄養殖業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許	2

高知海区漁業調整委員会指示

○第三種共同漁業の保護区域及び免許区域についての指示	36
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	36

告 示

高知県告示第543号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり共同漁業、区画漁業及び定置漁業を平成25年9月1日に免許した。

平成25年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎共同漁業権（第一種）（97件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第1,001号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成25年5月高知県告示第	なし	平成25年9月1日から平成

		386号のとおり		35年8月31日まで
共 第1,002号	安芸郡東洋町野根甲921番地6 野根漁業協同組合 代表理事 櫻井 淳一	〃	〃	〃
共 第1,003号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第1,004号	〃	〃	〃	〃
共 第1,005号	〃	〃	〃	〃
共 第1,006号	〃	〃	〃	〃
共 第1,007号	〃	〃	〃	〃
共 第1,008号	〃	〃	〃	〃
共 第1,009号	〃	〃	〃	〃
共 第1,010号	〃	〃	〃	〃

共 第1,011号	室戸市吉良川町乙5429番地 吉良川町漁業協同組合 代表理事 寺岡 雅恵	〃	〃	〃
共 第1,012号	室戸市羽根町乙3209番地 羽根町漁業協同組合 代表理事 林 竹松	〃	〃	〃
共 第1,013号	〃	〃	〃	〃
共 第1,014号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第1,015号	安芸郡奈半利町乙883番地69 奈半利町漁業協同組合 代表理事 木下 清	〃	〃	〃
共 第1,016号	〃	〃	〃	〃
共 第1,017号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第1,018号	〃	〃	〃	〃
共 第1,019号	〃	〃	〃	〃

共 第 1,020 号	安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事 藤田 春雄	〃	〃	〃
共 第 1,021 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,022 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事 藤田 春雄	〃	〃	〃
共 第 1,023 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,024 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,025 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,026 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,027 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

1,028 号				
共 第 1,029 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,030 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,031 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,032 号	南国市浜改田2290 番地 浜改田漁業協同 組合 代表理事 中澤 博	〃	〃	〃
共 第 1,033 号	南国市十市2750番 地 十市漁業協同組 合 代表理事 土居 廣章	〃	〃	〃
共 第 1,034 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,035 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,036 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,037 号	〃	〃	〃	〃

共 第 1,038 号	高知市春野町甲殿 1423番地3 春野町漁業協同 組合 代表理事 野本 昭二	〃	〃	〃
共 第 1,039 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,040 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,041 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,042 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,043 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 須崎市野見130番 地3 野見漁業協同組 合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番 地52 大谷漁業協同組 合 代表理事 西村 林	〃	〃	〃
共 第 1,044 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃

共 第 1,045 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 須崎市野見130番 地3 野見漁業協同組 合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番 地52 大谷漁業協同組 合 代表理事 西村 林	〃	〃	〃
共 第 1,046 号	須崎市浜町二丁目 4番9号 錦浦漁業協同組 合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目 4番8号 須崎釣漁業協同 組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目 4番10号 須崎町漁業協同 組合 代表理事 和田 義光	〃	〃	〃
共 第 1,047 号	高岡郡中土佐町久 礼8645番地 久礼漁業協同組 合 代表理事 崎山 義澄	〃	〃	〃
共 第 1,048 号	高岡郡中土佐町上 ノ加江2574番地 上ノ加江漁業協 同組合 代表理 事 柴田 皓司	〃	〃	〃

共 第 1,049 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,050 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,051 号	高岡郡四万十町興 津1930番2地先 興津漁業協同組 合 代表理事 浜田 義文	〃	〃	〃
共 第 1,052 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,053 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,054 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,055 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,056 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,057 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,058 号	〃	〃	〃	〃

共 第 1,059 号	四万十市下田4105 番地1地先 下田漁業協同組 合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 1,060 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 四万十市下田4105 番地1地先 下田漁業協同組 合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 1,061 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 1,062 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,063 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,064 号	土佐清水市窪津 482番地2 窪津漁業協同組 合 代表理事 滝沢 満	〃	〃	〃
共 第 1,065 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

1,066号				
共 第1,067号	〃	〃	〃	〃
共 第1,068号	〃	〃	〃	〃
共 第1,069号	〃	〃	〃	〃
共 第1,070号	〃	〃	〃	〃
共 第1,071号	〃	〃	〃	〃
共 第1,072号	〃	〃	〃	〃
共 第1,073号	〃	〃	〃	〃
共 第1,074号	〃	〃	〃	〃
共 第1,075号	〃	〃	〃	〃
共 第1,076号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣 宿毛市小筑紫町田	〃	〃	〃

	ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸			
共 第1,077号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第1,078号	〃	〃	〃	〃
共 第1,079号	〃	〃	〃	〃
共 第1,080号	〃	〃	〃	〃
共 第1,081号	〃	〃	〃	〃
共 第1,082号	〃	〃	〃	〃
共 第1,083号	〃	〃	〃	〃
共 第1,084号	〃	〃	〃	〃
共 第1,085号	〃	〃	〃	〃
共 第1,086号	幡多郡大月町橘浦263番地	〃	〃	〃

号	橘浦漁業協同組合 代表理事 中野 松生			
共 第1,087号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第1,088号	〃	〃	〃	〃
共 第1,089号	〃	〃	〃	〃
共 第1,090号	〃	〃	〃	〃
共 第1,091号	〃	〃	〃	〃
共 第1,092号	宿毛市藻津1155番地20 藻津漁業協同組合 代表理事 多久間 榮一	〃	〃	〃
共 第1,093号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第1,094号	〃	〃	〃	〃
共 第1,095号	〃	〃	〃	〃

共 第 1,096 号	〃	〃	〃	〃
共 第 1,097 号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種）（91件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 2,001 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	平成 25年 5月 高知 県告 示第 386 号の とお り	火光を利用しては ならない。	平成 25年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
共 第 2,002 号	安芸郡東洋町野根 甲921番地6 野根漁業協同組 合 代表理事 櫻井 淳一	〃	なし	〃
共 第 2,003 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,004 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃

共 第 2,005 号	〃	〃	なし	〃
共 第 2,006 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,007 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,008 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,009 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,010 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,011 号	室戸市吉良川町乙 5429番地 吉良川町漁業協 同組合 代表理 事 寺岡 雅恵	〃	なし	〃
共 第 2,012 号	室戸市羽根町乙 3209番地 羽根町漁業協同 組合 代表理事 林 竹松	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,013 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	1 火光を利用し てはならない。 2 基点甲から磁 針方位242度10 分の線と羽根岬 大岩漁場基点か ら磁針方位270 度の線との間に	〃

共 第 2,014 号	安芸郡奈半利町乙 883番地69 奈半利町漁業協 同組合 代表理 事 木下 清	〃	なし	〃
共 第 2,015 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,016 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	火光を利用しては ならない。	〃

おいては、次に
定めるところに
より羽根町漁業
協同組合の入漁
が認められるこ
と。
ア 八田網漁業
及び四そう張
網漁業の行使
については、
高知県（加領
郷）及び羽根
町の両漁業協
同組合の均等
とする。
イ アに定める
網漁業以外の
網漁業は、羽
根町漁業協同
組合のみの行
使とする。
ウ アに定める
網漁業以外の
網漁業は、八
田網漁業及び
四そう張網漁
業の行使を妨
げてはならない。

共 第 2,017 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,018 号	〃	〃	なし	〃
共 第 2,019 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,020 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事 藤田 春雄	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,021 号	安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事 藤田 春雄	〃	〃	〃
共 第 2,022 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,023 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事 藤田 春雄	〃	〃	〃

共 第 2,024 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,025 号	〃	〃	なし	〃
共 第 2,026 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,027 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,028 号	〃	〃	なし	〃
共 第 2,029 号	南国市浜改田2290 番地 浜改田漁業協同 組合 代表理事 中澤 博	〃	〃	〃
共 第 2,030 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,031 号	高知市春野町甲殿 1423番地3 春野町漁業協同 組合 代表理事 野本 昭二	〃	〃	〃
共 第 2,032 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	なし	〃

共 第 2,033 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,034 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,035 号	〃	〃	1 火光を利用し てはならない。 2 いせえび磯建 網漁業及びいそ うお磯建網漁業 については、次 に定めるとおり とする。 ア 操業は、岩 礁域において 行うこと。 イ 使用する漁 具の網の高さ （縦方向の伸 長時の長さを いう。）は、 6メートルを 超えないこ と。 ウ 使用する漁 具の網地材料 に、化学繊維 単糸（ナイロ ンテグス等） を使用しない こと。	〃
共 第 2,036 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 須崎市野見130番 地3 野見漁業協同組 合 代表理事	〃	〃	〃

	西山 洋 須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林 須崎市浜町二丁目4番9号 錦浦漁業協同組合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目4番8号 須崎釣漁業協同組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目4番10号 須崎町漁業協同組合 代表理事 和田 義光			
共 第 2,037 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,038 号	須崎市野見130番地3 野見漁業協同組合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林	〃	火光を利用してはならない。	〃
共 第 2,039 号	高岡郡中土佐町久礼8645番地 久礼漁業協同組合 代表理事 崎山 義澄	〃	〃	〃

共 第 2,040 号	高岡郡中土佐町上ノ加江2574番地 上ノ加江漁業協同組合 代表理事 柴田 皓司	〃	〃	〃
共 第 2,041 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,042 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,043 号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	〃	〃	〃
共 第 2,044 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,045 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,046 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,047 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,048 号	〃	〃	〃	〃
共 第 〃	〃	〃	〃	〃

2,049 号				
共 第 2,050 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣 四万十市下田4105番地1地先 下田漁業協同組合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 2,051 号	四万十市下田4105番地1地先 下田漁業協同組合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 2,052 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣 四万十市下田4105番地1地先 下田漁業協同組合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	なし	〃
共 第 2,053 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	火光を利用してはならない。	〃
共 第 2,054 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,055 号	〃	〃	〃	〃

共 第 2,056 号	土佐清水市窪津 482番地2 窪津漁業協同組 合 代表理事 滝沢 満	〃	〃	〃
共 第 2,057 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,058 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,059 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,060 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,061 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,062 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,063 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,064 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,065 号	〃	〃	1 火光を利用し てはならない。 2 次に掲げる漁 業は、それぞれ に次に掲げる統	〃

			数以内とする。 ア いせえび磯 建網漁業 64 統 イ きびなご刺 網漁業 11統 ウ かます敷網 漁業 3統 エ ねいり敷網 漁業 2統 オ かます二そ う打網漁業 10統	
共 第 2,066 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,067 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,068 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,069 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,070 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第 2,071 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理	〃	〃	〃

	事 浦尻 和伸			
共 第 2,072 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,073 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,074 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,075 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,076 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,077 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,078 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,079 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,080 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組 合 代表理事 中野 松生	〃	〃	〃
共 第 2,081 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃

共 第 2,082 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,083 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,084 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,085 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,086 号	宿毛市藻津1155番 地20 藻津漁業協同組 合 代表理事 多久間 榮一	〃	〃	〃
共 第 2,087 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	なし	〃
共 第 2,088 号	〃	〃	火光を利用しては ならない。	〃
共 第 2,089 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,090 号	〃	〃	なし	〃
共 第 2,091 号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第二種 小型定置）（119件）

漁場計 画の公 示の際 の公示 番号及 び免許 番号	漁業権者の住所及 び氏名（法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名）	免許 の内 容	制限又は条件	存続 期間
共 第 2,501 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	平成 25年 5月 高知 県告 示第 386 号の とお り	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	平成 25年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
共 第 2,502 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,503 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,504 号	安芸郡東洋町野根 甲921番地6 野根漁業協同組 合 代表理事 櫻井 淳一	〃	〃	〃
共 第 2,505 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,506 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,507 号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 2,508 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,509 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,510 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,511 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,512 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,513 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,514 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,515 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,516 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,517 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

2,518号				
共 第 2,519 号	”	”	”	”
共 第 2,520 号	”	”	”	”
共 第 2,521 号	”	”	”	”
共 第 2,522 号	”	”	”	”
共 第 2,523 号	”	”	”	”
共 第 2,524 号	”	”	”	”
共 第 2,525 号	”	”	”	”
共 第 2,526 号	”	”	”	”
共 第 2,527 号	”	”	”	”
共 第 2,528 号	室戸市吉良川町乙 5429番地 吉良川町漁業協 同組合 代表理 事 寺岡 雅恵	”	”	”

共 第 2,529 号	室戸市羽根町乙 3209番地 羽根町漁業協同 組合 代表理事 林 竹松	”	”	”
共 第 2,530 号	”	”	”	”
共 第 2,531 号	”	”	”	”
共 第 2,532 号	”	”	”	”
共 第 2,533 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	”	”	”
共 第 2,534 号	”	”	”	”
共 第 2,535 号	”	”	”	”
共 第 2,536 号	”	”	”	”
共 第 2,537 号	”	”	”	”
共 第 2,538 号	”	”	”	”
共 第	”	”	”	”

2,539号				
共 第 2,540 号	”	”	”	”
共 第 2,541 号	”	”	”	”
共 第 2,542 号	”	”	”	”
共 第 2,543 号	”	”	”	”
共 第 2,544 号	”	”	”	”
共 第 2,545 号	”	”	”	”
共 第 2,546 号	”	”	”	”
共 第 2,547 号	”	”	”	”
共 第 2,548 号	”	”	”	”
共 第 2,549 号	”	”	”	”
共 第 2,550	高知市本町一丁目 6番21号	”	”	”

号	高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣 須崎市野見130番地3 野見漁業協同組合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林 須崎市浜町二丁目4番9号 錦浦漁業協同組合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目4番8号 須崎釣漁業協同組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目4番10号 須崎町漁業協同組合 代表理事 和田 義光			
共 第 2,551 号	高岡郡中土佐町久礼8645番地 久礼漁業協同組合 代表理事 崎山 義澄	〃	〃	〃
共 第 2,552 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,553 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,554 号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 2,555 号	高岡郡中土佐町上ノ加江2574番地 上ノ加江漁業協同組合 代表理事 柴田 皓司	〃	〃	〃
共 第 2,556 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,557 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,558 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,559 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,560 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,561 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,562 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,563 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,564 号	〃	〃	〃	〃

共 第 2,565 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,566 号	四万十市下田4105番地1地先 下田漁業協同組合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 2,567 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,568 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,569 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,570 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,571 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,572 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,573 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,574 号	〃	〃	〃	〃

共 第 2,575 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,576 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,577 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,578 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,579 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,580 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,581 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,582 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,583 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,584 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,585 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

2,586 号				
共 第 2,587 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,588 号	土佐清水市窪津 482番地2 窪津漁業協同組 合 代表理事 滝沢 満	〃	〃	〃
共 第 2,589 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,590 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,591 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 2,592 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,593 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,594 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,595 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,596	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2	〃	〃	〃

号	すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸			
共 第 2,597 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,598 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,599 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,600 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,601 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,602 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,603 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,604 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,605 号	〃	〃	〃	〃
共 第 2,606 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

2,607号				
共 第2,608号	〃	〃	〃	〃
共 第2,609号	〃	〃	〃	〃
共 第2,610号	〃	〃	〃	〃
共 第2,611号	幡多郡大月町橘浦263番地 橘浦漁業協同組合 代表理事 中野 松生	〃	〃	〃
共 第2,612号	〃	〃	〃	〃
共 第2,613号	〃	〃	〃	〃
共 第2,614号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第2,615号	〃	〃	〃	〃
共 第2,616号	〃	〃	〃	〃
共 第2,617号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第2,618号	〃	〃	〃	〃
共 第2,619号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権(第三種 地びき網・舟びき網)(31件)

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第3,001号	安芸郡奈半利町乙883番地69 奈半利町漁業協同組合 代表理事 木下 清	平成25年5月高知県告示第386号のとおり	動力漁船によるひき網をしてはならない。	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
共 第3,002号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第3,003号	〃	〃	〃	〃
共 第3,004号	〃	〃	〃	〃

共 第3,005号	〃	〃	〃	〃
共 第3,006号	〃	〃	〃	〃
共 第3,007号	安芸市西浜3411番地1 安芸漁業協同組合 代表理事 藤田 春雄	〃	〃	〃
共 第3,008号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第3,009号	〃	〃	〃	〃
共 第3,010号	〃	〃	〃	〃
共 第3,011号	〃	〃	〃	〃
共 第3,012号	〃	〃	〃	〃
共 第3,013号	南国市浜改田2290番地 浜改田漁業協同組合 代表理事 中澤 博	〃	〃	〃
共 第3,014号	南国市十市2750番地 十市漁業協同組	〃	〃	〃

	合 代表理事 土居 廣章			
共 第 3,015 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,016 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,017 号	高知市春野町甲殿 1423番地3 春野町漁業協同 組合 代表理事 野本 昭二	〃	〃	〃
共 第 3,018 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,019 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,020 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,021 号	須崎市浜町二丁目 4番9号 錦浦漁業協同組 合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目 4番8号 須崎釣漁業協同 組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目 4番10号	〃	〃	〃

	須崎町漁業協同 組合 代表理事 和田 義光			
共 第 3,022 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,023 号	四万十市下田4105 番地1地先 下田漁業協同組 合 代表理事 渡辺 陽夫	〃	〃	〃
共 第 3,024 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,025 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,026 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,027 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,028 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,029 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

3,030 号				
共 第 3,031 号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第三種 飼付け）（33件）

漁場計 画の公 示の際 の公示 番号及 び免許 番号	漁業権者の住所及 び氏名（法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名）	免許 の内 容	制限又は条件	存続 期間
共 第 3,101 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	平成 25年 5月 高知 県告 示第 386 号の とお り	なし	平成 25年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
共 第 3,102 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,103 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,104 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,105 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

3,106号				
共 第 3,107号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,108号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,109号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,110号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,111号	高岡郡四万十町興津1930番2地先 興津漁業協同組合 代表理事 浜田 義文	〃	〃	〃
共 第 3,112号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,113号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,114号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,115号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,116号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,117号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,118号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,119号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,120号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,121号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第 3,122号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,123号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,124号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,125号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,126号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

3,127号				
共 第 3,128号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,129号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,130号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,131号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,132号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,133号	〃	〃	〃	〃

◎共同漁業権（第三種 つきいそ）（314件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
共 第 3,501号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 酒井 教臣	平成25年5月高知県告示第386号の	なし	平成25年9月1日から平成35年8月

		とお り		31日 まで
共 第 3,502 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,503 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,504 号	安芸郡東洋町野根 甲921番地6 野根漁業協同組 合 代表理事 櫻井 淳一	〃	〃	〃
共 第 3,505 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,506 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,507 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,508 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,509 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,510 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,511 号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,512 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,513 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,514 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,515 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,516 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,517 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,518 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,519 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,520 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,521 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,522 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,523 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,524 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,525 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,526 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,527 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,528 号	室戸市吉良川町乙 5429番地 吉良川町漁業協 同組合 代表理 事 寺岡 雅恵	〃	〃	〃
共 第 3,529 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,530 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,531 号	室戸市羽根町乙 3209番地 羽根町漁業協同 組合 代表理事 林 竹松	〃	〃	〃
共 第 3,532 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,533 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,534 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,535 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,536 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,537 号	安芸郡奈半利町乙 883番地69 奈半利町漁業協 同組合 代表理 事 木下 清	〃	〃	〃
共 第 3,538 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,539 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,540 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,541 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,542 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,543 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,544 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,545 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,546 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,547 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,548 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,549 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,550 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,551 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,552 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,553 号	安芸市西浜3411番 地1 安芸漁業協同組 合 代表理事	〃	〃	〃

	藤田 春雄			
共 第 3,554 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,555 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,556 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,557 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,558 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,559 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,560 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,561 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,562 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,563 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,564 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,565 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,566 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,567 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,568 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,569 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,570 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,571 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,572 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,573 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,574 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,575 号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,576 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,577 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,578 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,579 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,580 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,581 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,582 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,583 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,584 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,585 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,586 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,587 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,588 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,589 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,590 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,591 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,592 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,593 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,594 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,595 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,596 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,597 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,598 号	”	”	”	”
共 第 3,599 号	”	”	”	”
共 第 3,600 号	”	”	”	”
共 第 3,601 号	”	”	”	”
共 第 3,602 号	”	”	”	”
共 第 3,603 号	”	”	”	”
共 第 3,604 号	”	”	”	”
共 第 3,605 号	”	”	”	”
共 第 3,606 号	”	”	”	”
共 第 3,607 号	”	”	”	”
共 第 3,608 号	”	”	”	”
共 第	”	”	”	”

3,609 号				
共 第 3,610 号	”	”	”	”
共 第 3,611 号	”	”	”	”
共 第 3,612 号	”	”	”	”
共 第 3,613 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 南国市浜改田2290 番地 浜改田漁業協同 組合 代表理事 中澤 博 南国市十市2750番地 十市漁業協同組 合 代表理事 土居 廣章	”	”	”
共 第 3,614 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	”	”	”
共 第 3,615 号	”	”	”	”
共 第 3,616 号	”	”	”	”

共 第 3,617 号	”	”	”	”
共 第 3,618 号	”	”	”	”
共 第 3,619 号	”	”	”	”
共 第 3,620 号	”	”	”	”
共 第 3,621 号	”	”	”	”
共 第 3,622 号	”	”	”	”
共 第 3,623 号	”	”	”	”
共 第 3,624 号	”	”	”	”
共 第 3,625 号	”	”	”	”
共 第 3,626 号	”	”	”	”
共 第 3,627 号	”	”	”	”
共 第	”	”	”	”

3,628号				
共 第 3,629号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,630号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,631号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,632号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,633号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,634号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,635号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,636号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,637号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,638号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,639号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,640号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,641号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,642号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,643号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,644号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,645号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,646号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,647号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,648号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,649号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,650号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,651号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,652号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,653号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,654号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,655号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,656号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,657号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,658号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,659号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,660号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,661号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,662 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,663 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,664 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,665 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,666 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,667 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,668 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,669 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,670 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,671 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,672 号	〃	〃	〃	〃
共 第 〃	〃	〃	〃	〃

3,673 号				
共 第 3,674 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,675 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,676 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,677 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 須崎市野見130番 地3 野見漁業協同組 合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番 地52 大谷漁業協同組 合 代表理事 西村 林	〃	〃	〃
共 第 3,678 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,679 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,680 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,681 号	須崎市浜町二丁目 4番9号	〃	〃	〃

号	錦浦漁業協同組 合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目 4番8号 須崎釣漁業協同 組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目 4番10号 須崎町漁業協同 組合 代表理事 和田 義光			
共 第 3,682 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,683 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,684 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,685 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,686 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,687 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,688 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,689 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,690 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,691 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,692 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,693 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,694 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,695 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,696 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,697 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,698 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,699 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,700 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,701 号	高岡郡中土佐町久 礼8645番地 久礼漁業協同組 合 代表理事 崎山 義澄	〃	〃	〃
共 第 3,702 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,703 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,704 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,705 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,706 号	高岡郡中土佐町上 ノ加江2574番地 上ノ加江漁業協 同組合 代表理 事 柴田 皓司	〃	〃	〃
共 第 3,707 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,708 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,709 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,710 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,711 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,712 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,713 号	高岡郡四万十町興 津1930番2地先 興津漁業協同組 合 代表理事 浜田 義文	〃	〃	〃
共 第 3,714 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,715 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,716 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,717 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,718 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,719 号	〃	〃	1 魚礁に ^ど 集す る魚群を散逸 し、鈴沖(鈴沖 一号)定置網へ の誘導集魚を妨 げる操業をして はならない。 2 刺網類及び敷	〃

			網類による操業をしてはならない。 3 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。	
共 第 3,720 号	〃	〃	なし	〃
共 第 3,721 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,722 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,723 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,724 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,725 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,726 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,727 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,728 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,729 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,730 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,731 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,732 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,733 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,734 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,735 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,736 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,737 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,738 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,739 号	〃	〃	〃	〃
共 第	〃	〃	〃	〃

3,740 号				
共 第 3,741 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,742 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,743 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,744 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,745 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,746 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,747 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,748 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,749 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,750 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,751	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,752 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,753 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,754 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,755 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,756 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,757 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,758 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,759 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,760 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,761 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,762 号	四万十市下田4105 番地1地先 下田漁業協同組	〃	〃	〃

	合 代表理事 渡辺 陽夫			
共 第 3,763 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,764 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,765 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,766 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃
共 第 3,767 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,768 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,769 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,770 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,771 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,772 号	〃	〃	〃	〃

共 第 3,773 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,774 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,775 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,776 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,777 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,778 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,779 号	〃	〃	1 魚礁に蟄集す る魚群を散逸 し、以布利三ッ 濬沖定置網への 誘導集魚を妨げ る操業をしては ならない。 2 刺網類及び敷 網類による操業 をしてはならな い。 3 当該定置網敷 設中は、魚礁を 利用した一本釣 による操業をし てはならない。	〃
共 第 3,780 号	土佐清水市窪津 482番地2 窪津漁業協同組 合 代表理事	〃	なし	〃

	滝沢 満			
共 第 3,781 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,782 号	〃	〃	1 魚礁に蟄集する魚群を散逸し、窪津・津呂界松尾谷沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。 2 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。 3 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。	〃
共 第 3,783 号	〃	〃	なし	〃
共 第 3,784 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,785 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,786 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,787 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	〃	〃	〃

共 第 3,788 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,789 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,790 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,791 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,792 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第 3,793 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,794 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,795 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,796 号	〃	〃	1 魚礁に蟄集する魚群を散逸し、古満目崎沖定置網への誘導集魚を妨げる操業をしてはならない。 2 刺網類及び敷網類による操業をしてはならない。	〃

			い。 3 当該定置網敷設中は、魚礁を利用した一本釣による操業をしてはならない。	
共 第 3,797 号	〃	〃	なし	〃
共 第 3,798 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,799 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,800 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,801 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組 合 代表理事 中野 松生	〃	〃	〃
共 第 3,802 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,803 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
共 第 3,804 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,805 号	〃	〃	〃	〃

号				
共 第 3,806 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,807 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,808 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,809 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,810 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,811 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,812 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,813 号	〃	〃	〃	〃
共 第 3,814 号	〃	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種 真珠）（2件）

漁場計画の公示の際の公示番号及	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
-----------------	---------------------------------	-------	--------	------

び免許 番号				
区 第 1,001 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣 土佐清水市竜串26 番12号 瀧本 譲 土佐清水市三崎浦 一丁目8番4号 木村 和正 土佐清水市三崎浦 二丁目5番10号 小笠原 俊哉	平成 25年 5月 高知 県告 示第 386 号の とお り	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	平成 25年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
区 第 1,002 号	〃	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第二種 いせえび蓄養殖）（1件）

漁場計画の公示の際の公示	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び	免許の内	制限又は条件	存続期間
--------------	--------------------------	------	--------	------

番号及び免許番号	代表者の氏名)	容		
区 第 3,501 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 酒井 教臣	平成 25年 5月 高知 県告 示第 386 号の とお り	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	平成 25年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで

		漁業の漁場の区域を除く。 点ア 基点甲から磁針方位83度0分の線と基点乙から磁針方位130度0分の線との交点 基点甲 土佐清水市足摺岬足摺岬灯台 基点乙 土佐清水市足摺岬白萼
--	--	--

**海 区 漁 業 調 整
 委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第67号

高知海区内における第三種共同漁業（ぶり飼付漁業）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成25年9月1日に次のとおり指示した。

平成25年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 和田 義光

1 指示の内容

次の表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表の右欄に掲げる保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

免許漁業			保護区域
漁業権免許番号	漁場の位置	漁業の種類	
共第3, 113号	土佐清水市足摺岬白山沖	ぶり飼付漁業	次の点アを中心とする半径800メートルの円周によって囲まれた区域。ただし、当該免許